

新潟医療福祉大学

自己評価報告書

[日本高等教育評価機構]

平成18年度

新潟医療福祉大学

自己評価報告書 目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1	ページ
II. 新潟医療福祉大学の沿革と現況	3	
III. 「基準」ごとの自己評価		
基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	6	
基準2 教育研究組織	9	
基準3 教育課程	21	
基準4 学生	40	
基準5 教員	59	
基準6 職員	67	
基準7 管理運営	72	
基準8 財務	77	
基準9 教育研究環境	82	
基準10 社会連携	89	
基準11 社会的責務	95	
IV. 「特記事項」	100	

I 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、大学の個性・特色等

1. 新潟医療福祉大学の建学の精神・大学の基本理念

(1) 学則で示されている建学の精神

- ・新潟医療福祉大学（以後本学と言う。）は、平成13年（2001年）4月に開学され、現在漸く5年を経たばかりの保健・医療・福祉に関連した専門職者を育成する大学である。
- ・本学の建学の精神は下記の本学「学則」の冒頭、第1章の第1節第1条（目的）で次のように述べている。

「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする」

- ・この学則で述べられた目的は即本学の建学の精神と言えるものであって、この精神と目的を、本学では短く纏めて「優れたQOLサポーターの育成」という言葉で表現し使用している。

(2) 建学の精神を「優れたQOLサポーターの育成」とした背景

- ・こうした建学の精神については、本学創立者が本学を設置しようとした目的・理由にも関係しているので、その背景についての概略を説明すると次のようになる。
 - 1) 近年の少子高齢者化と近代文明による生活環境の変容、及び高度な医療機器開発と医療技術の発展は、人が生涯で遭遇する疾病構造に大きな影響を与えるようになった。
 - 2) このような実情は取りも直さず、人に疾病への予防と疾病からの社会復帰により強く関心を持たせ、生きていることの充実さ、つまり生活や人生、あるいは命というものの質（Quality of Life = QOL）に注目し、これを重要視するようになった。
 - 3) したがって、現代社会においては確かな専門性に加え、総合的に他の専門領域をも横断的・融合的に理解し、研究し、実践し、教育できる人材、つまり「あらゆる人のQOLを支える人材＝優れたQOLサポーター」の育成が必要とされ、その育成を委ねることのできる4年制課程を基底にした高度で地域性の濃い教育機関が社会的に望まれるようになった。
 - 4) 以上のような背景の下で、既に新潟地方では新潟大学医学部保健学科に「看護師」「臨床検査技師」「臨床放射線技師」の4年制教育課程が平成12年4月に開設されていたが、これらを補い、さらに保健・医療・福祉に関する全分野の専門職者養成教育施設をこの新潟県に設立する、という現理事長と現学長の強い願望により開学されたのが本学である。

2. 本学の基本理念と目的・使命

- ・本学では平成13年（2001年）度本学「年報」に、この学則に則った本学の基本理念を次の3項目で表現し、その実現化に向けての具体的な目標を設定し、これを毎年の「年報」に記載して今日に至っている。

(1) QOL（クオリティ・オブ・ライフ）を支える人材を育成する大学

- ・医療福祉分野の高度専門職者を育成する。
- ・医療福祉分野の諸専門領域を横断的、融合的に理解する人材を育成する。
- ・対象者を全人的に理解し、支援する人材を育成する。

(2) 地域社会のニーズに応える大学

- ・大学の教育研究情報の積極的公開・提供。
- ・地域の関連専門職団体や関係機関と連携して行う研究会の開催、研究会への協力。
- ・情報通信ネットワークによる医療福祉施設、在宅介護支援機関等への支援。
- ・社会人特別入試、科目等履修生受入、特別聴講生制度。
- ・公開講座（エクステンションプログラム）の開講。

保健福祉専門職・小中高教員向けのセミナー・研究会開催。

高校生など対象の夏季特別プログラム実施。

市民公開講座、市民参加交流講座の開催。

- ・社会的貢献—教職員・学生ボランティア活動の積極的推進。

(3) 国際社会に貢献する大学

- ・人的交流—教員の交流・留学生の受入や学生の派遣。
- ・環日本海の国々と医療福祉分野における交流のシンポジウム・ワークショップなどの開催。

3. 本学の個性・特色

- ・以上述べてきたことを、ここで本学の「個性」を総合的に、あえて簡潔化して述べるとすれば次の3点に纏めることができる。

1) 健康・福祉・医療に関する国家資格等を有する有能な専門職能者の育成を目指す4年制教育課程校であること。

2) 「QOLサポーターの育成」という各学科共通した教育理念のもとで、保健・医療・福祉の総合大学である特性を最大限に活かし、大学全体がチーム医療・連携医療・全人医療の基礎と実践能力を学ぶ場として機能するような環境が構築されていること。

3) 開学間もない大学であるからこそ可能な、時代と共に進化する新しい伝統創りを目指していること。

- ・また「教育上の特色」は建学の精神・目的に沿って、下記のような人材育成を行うことにあることを年報で述べている。

- ・ClientのQOLを自ら考え、その向上を実践する人材

- ・保健・医療・福祉分野の複数の職種の人たちとチームアプローチができる人材
- ・多様な価値観に寛容であり、対話ができる人材
- ・教養的知識と専門的知識・技能をバランス良く身につけている人材
- ・保健・医療・福祉及び一般社会における情報化に対応できる人材
- ・異文化理解・コミュニケーションの手段として外国語を使い、自ら発信できる人材

II 新潟医療福祉大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

2000年（平成12年）	12月21日	新潟医療福祉大学設置認可（文部省） 学校法人新潟総合学園設立認可（文部省） 理学療法・作業療法・言語聴覚各学科の指定校の指定
2001年（平成13年）	3月28日	健康栄養学科、管理栄養士養成指定校の認可
	4月 5日	竣工・開学式典
	4月11日	第1回入学式
	6月19日	創立記念式典
2002年（平成14年）	4月 3日	第2回入学式
	10月 4日	第2厚生棟 竣工式
2003年（平成15年）	4月 7日	第3回入学式
2004年（平成16年）	4月 7日	第4回入学式
	7月27日	収容定員増加に係る学則変更の認可 （理学療法学科40名を80名に。健康スポーツ学科を60名に。社会福祉学科編入学定員5名）
	10月 5日	健康スポーツ学科設置届出の受理（文部科学省）
	11月30日	大学院医療福祉学研究科設置の認可
2005年（平成17年）	1月31日	第3研究・体育棟、第2実験実習棟竣工
	3月14日	第1回卒業式
	3月31日	第3研究・体育棟、第2実験実習棟、グラウンド改修、竣工式・屋内プール落成式
	4月 6日	第5回入学式
	4月 9日	第1回修士課程入学式
	9月30日	看護学科 設置届出受理 社会福祉学科の入学定員増（100名を120名に）
2006年（平成18年）	3月17日	第2回卒業式
	4月 6日	第6回入学式

2. 本学の現況（資料集1, 2）

- ・ 大学名 新潟医療福祉大学
- ・ 所在地 新潟市島見町1398番地
- ・ 学部の構成
 - 医療技術学部 理学療法学科（定員80名）
作業療法学科（定員40名）
言語聴覚学科（定員40名）
健康栄養学科（定員40名）
健康スポーツ学科（定員60名）（平成17年度開設）
看護学科（定員80名・3年次編入10名）（平成18年度開設）
 - 社会福祉学部 社会福祉学科（定員120名・3年次編入5名）
- ・ 大学院医療福祉学研究科修士課程の構成（平成17年度開設）
 - 保健学専攻 理学療法学分野
（定員30名） 作業療法学分野
言語聴覚学分野
健康栄養学分野
 - 社会福祉学専攻 保健医療福祉政策・計画・運営分野
（定員10名） 保健医療福祉マネジメント学分野

3. 本学現況の説明と補足

（1）開学後の動き

現在本学は、開学当初の学科に加え、保健分野において基礎的かつ広い視点からQOLサポーターの人材を養成しようとする健康スポーツ学科設置を平成17年度に、平成18年度には新潟県下では4校目の看護師・保健師・助産師・養護教諭を養成する看護学科を、この新潟県の看護師充実の一端を担うために設置し、開校後完成年度を迎えた平成17年度（2005年）には大学院修士課程を開設している。更に、平成19年度には義肢装具自立支援学科の設置を目指すなど、本学を「あらゆる人のQOLを支える人材」の総合的な育成の場として構築すべく、現在もなお引き続き理事長、学長を始め全教職員が学生・保護者と一丸となって努力しているところである。（資料集表2）

（2）「年報」の発行とその内容

本学では本学設置年度より年次毎の「年報」を発行し、本学全体の現状と活動状況を学内外に公示している。

そこで取り上げられている内容は、下記の項目によるものである。

1. 大学の基本理念 1) 基本理念 2) 教育内容の特色
2. 沿革
3. 組織及び機構 1) 組織図 2) 役職 3) 教員数
4. 学年暦 1) 学年暦・大学行事 2) 来学者一覧
5. 管理運営 1) 総務会 2) 合同教授会 3) 委員会活動

6. **大学の公開と広報** 1) 講演会 2) 広報活動
7. **教育活動** 1) 教育課程の編成方針 2) 教育課程の特徴 3) 教育課程 4) 授業科目担当教員及び対象学生 5) 教育開発活動 6) その他の教育活動
8. **研究活動** 1) 理学療法学科 2) 作業療法学科 3) 言語聴覚学科 4) 健康栄養学科 5) 健康スポーツ学科 6) 看護学科 7) 社会福祉学科
9. **図書館** 1) 蔵書数 2) 年間受入数 3) 利用状況
10. **学生関係** 1) 学生定員 2) 入試広報活動 3) 入学者選抜方法 4) 在籍学生数 5) 異動学生数 6) 学生生活

尚、本学設置の完成年度を待って平成17年度より、教育課程と教員の給与に関する見直し等が行われているが、このことに関しては該当する評価基準の項で述べる。

Ⅲ「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

・本大学の建学の精神・大学の基本理念については、次のような方法あるいは機会を通じて学内外に示されている。

- 1) 「学生便覧」の冒頭に学長により述べられている他、付録として載せた「学則」の第1条に目的として明記し、学内外に公示している。
- 2) 大学の「年報」に本学の基本理念や使命・目的を明記し、学内外に送付している。
- 3) 本学の基本理念と使命・目的を「QOLサポーターの育成」という言葉で端的に説明する事が心がけられており、「QOLサポーター」という言葉の持つ意味が、学長より入学時の学生及び保護者への挨拶を始めとして、新規に着任した教員への訓示、大学訪問者の集まりなど事ある度に述べられている他、大学ホームページにも学長により「QOL」の言葉の歴史を含め詳細に説明してある。
- 4) 既に11号を数える本学広報誌の誌名を「QOLサポーター新潟」と名付け、裏表紙にはその由来を記し、大学案内誌CAMPUS GUIDEも表題を「Quality of Life」として、かつその見開きの頁にも大きくこの言葉を記すなど、周知に努めている。
- 5) 平成15年度に創られた「学生歌」が「生命（いのち）の質を」と題され、またこの言葉が歌詞の随所で繰り返し唄われている。

(2) 1-1の自己評価

・これらの建学の精神や基本理念・目的・使命などについては、これまでの方法で十分学内外に示されているものと確信している。今後アンケートなど何らかの方法で実証する必要があり、その準備をしている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

・今後は実際の活動を通して開学の精神や本学の使命・目的が周知できるようにする。そのためには学内外の公開講座、地域への大学開放と連携活動を活発化させる。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

- ・冒頭に述べたように、本学の使命・目的は学則に明確に定められている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

- ・1-1で述べた手段と方法で、特に学生に対しては入学式での学長の訓示の他、学生便覧で、教職員に対しては教職員の新任時に学長より話される他、それぞれの委員会や学科内等の役割の中で反芻自覚されている他、年報等により周知されている。

1-2-③大学の使命・目的が学外に公表されているか。

- ・本学の大学案内であるCAMPUS GUIDE「Quality of Life」やホームページ、および年報、あるいは学生募集要項、あるいは大学広報誌での大学紹介時に学外に公表されて、更にはオープンキャンパスや高校生・保護者の大学訪問の機会を設けてこれらの内容の説明を行うなど、学外に周知するように努めている。
- ・特に国家試験受験資格等、様々な資格取得を目指すことも大きな目標のひとつであるため、受験生、及び保護者や高校の進路相談担当教員に十分な理解が得られるように、詳細な説明を行うように努めている。

(2) 1-2の自己評価

以上述べたごとく、本学の使命・目的は「QOLサポーター」という言葉で要約され、学内外に周知徹底するようにしており、その確認の一つとしてホームページにアクセスしてきた学生の数を調べると、週平均のアクセス数が平成16年度の約1,500件から、平成18年度は2倍の約3,000件に増え、件数が次第に上昇している事からも言えるであろう。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

1-1で述べたことと同様な方策を行う。

[基準1の自己評価]

本学の建学の精神や目的は学則で明確に示されていて、それに沿った学部・学科が設置されていることは大学の使命・目的を学内外に明確に知らせる結果にもなっている。しかもその精神・目的を「QOLサポーター」と簡潔に表現することで学内外に分りやすく容易に周知し得たように思われる。

平成17年度より事務局に「入試広報課」が設置されたことを含め、開設間もない本学を広く広報するために現学長を始め、教職員一体となって努力してきた事は評価される。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

- 1) 平成18年度より英語によるホームページを立ち上げ、日本語版のバージョンア

ップも試みた。今後もホームページの内容を受験生にとって魅力あるものへ絶えず工夫し、改良していく。その中には各教員が学生に何を与えることができるかをさらに詳しく広報する。

- 2) 何らかの方法で、在校生や新しくできた同窓会の意見を参考に取り入れる。
- 3) 地域連携事業を盛んにする。
- 4) 今後も広報委員会は、入試委員会や就職委員会及び事務局と、より一層連携を密にして効果的な広報活動を行う。

(1) 学部の研究教育組織

- ・学部は現在2学部で構成されている。その一つは心身の健康の維持、心身の障害者の治療を脇から支え社会復帰に向けての機能回復を積極的に援助する技術を教授する「医療技術学部」であり、今一つは心身の障害者とその家族を中心に、人々がより良い社会生活が可能であるように援助する知識と技術を教授する「社会福祉学部」である。
- ・そこには「本学の現況」(3頁)で示したように、それぞれの目的と規模を有する7学科が属している他、平成18年4月には社会福祉学部社会福祉学科に「介護福祉コース」を設置した。

(2) 運営

- ・本学では、学則第2節で組織、第3節で職員組織、第4節で総務会及び教授会について明確に定義されているほか、学則に関する細則や各委員会の規程に基づいて教育研究に関する事項を審議し、連絡運営されている。
- ・特に総務会、教授会は重要な本学における教育研究の中心的役割を担っているが、これらの組織の内容について若干の説明を行う。

【総務会】

総務会は旧国立大学にける評議会同様の機能を有するもので、学長、学部長、学科長、事務局長のほか必要があるときはその他の教職員を加えて組織し、教育研究の組織体制の基本事項、教育研究環境の整備、学則等の規定の制定改廃、教職員の人事、学生についての諸事項、学部及びその他の機関の連絡調整などを審議するものと定められている。実際には現在この総務会は上記の職位の者の他、副学長、諸会議議長を加えた構成になっている。(学則第9条)

【合同教授会】

また教授会は各学部に教授会を置き、専任の教授で構成され、必要があるときはその他の教職員を加えることができると定められていて、審議事項には、教育・研究の基本方針、教育課程及び履修方法、教育職員の資格審査、その他学生の諸々の事項などが挙げられている。

しかし、本学開学直後より学部教授会は開催せず、全学科の講師以上の教員(助手はオブザーバー出席)と事務職の係長以上の者が参加して開かれる「合同教授会」が月1度、定期的に行われている。

この二つの会議は各学科が主体的に関与する学科会議、及び各種委員会や附属機関の運営委員会により支えられていて、全学に横断的に張り渡された組織により教育研究に関する個々の各教員の意見が反映された大学運営ができるように組織化されている。

【学科会議】

各学科は学科長のもと、学科教員で構成される「学科会議」で教育研究の課題

や学科運営のための諸審議が行われる。

【共通教育及び教養教育会議】

共通教育担当常勤教員、教養教育担当常勤教員は、教育、予算等、または特異な問題を審議する場として共通教育会議、教養教育会議に属しているが、基本的にはそれぞれの担当教科の内容によって各学科に振り分けられていて、その学科教員としてそれぞれに属する学科運営に参加する。

【委員会】

委員会は、開学当初は学長配下の委員会、総務会配下の委員会、合同教授会配下の委員会等に分れていたが、現在は資料2に示すような組織構成に改められている他、図書館や各センター等の附属機構直属の委員会等が設置され、必要により臨時の委員会が設置され、それぞれはそれぞれの規定に従って適切に運営されている。(資料、委員会規程集)

2-1-② 大学院を有する場合は、その教育研究上の目的を達成するために必要な研究科等の教育研究組織の規模、構成を有しており、適切に運営されているか。

- ・本学では、本学の目的に合わせ更なる研究を通して学識と能力を培い、高度の専門性を身に付けて、専攻分野の職種を牽引する人材を養成するために平成17年度に大学院研究科修士課程を設置した。
- ・その研究科名と専攻名および学生数は本学の大学院学則で定められている。その内容は「本学の現況」(3頁)で述べた。(大学院学則第2節第6条)
- ・その上で、上記大学院研究科は本学大学院学則のもとに学長を委員長とする研究科委員会(学部の教授会に相当するもの)が置かれていて、ここでの審議事項も定められている。(大学院学則第12条)
- ・ただ、設置間もない大学院の諸問題を能率よく対処していくために、研究科長の指示で現在は大学院委員会(学部の総務会に相当するもの)を便宜的に置き、その長を同じく研究科長が兼任し、その元で必要事項を審議の上、その結果を研究科委員会に報告することとしている。尚、研究科に関する教務委員会、入試委員会等の機能については、学部該当委員会に委嘱している。

【プロジェクト研究センター】

尚、プロジェクト研究センターは社会的要請の高い分野において、学部、学科から独立した組織で、研究資金を自己調達し他の関連施設と協働して学際的共同独自研究を推進し、本学の研究活動の強化および新しい研究教育分野への展開に資することを目的に、平成17年度に設置されたものである。センター長は本学内の講師以上の者や、臨床教授以上の者が兼任することになっていて、現在「地域包括ケア研究センター」「転倒予防研究センター」「介護予防研究センター」の3センターが設立

され活動している。

2-1-③ 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が全体として統合され、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切に連携されているか。

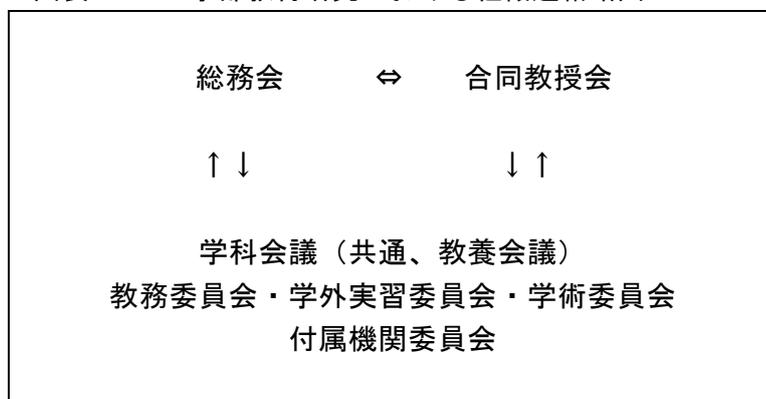
- ・（1）の2-1-①、②で述べた本学の教育研究の基本的な組織は、資料2-1で示すように事務組織を含め、全体として統合され相互に適切に連携している。

【総務会での連携機能】

即ち、総務会は本学における最高の決議機関として位置付けられていて、毎月第1水曜日に定期的開催され、必要により各委員会委員長やセンター長、その他必要な者からの報告や参考意見を聴取し、場合によっては臨時総務会を開くなど臨機応変に運用されている。

ここでの審議事項とその結果は学科長により直接、または議事録を通して各学科会議や各会議に報告されるが、一方、理事会や学長、あるいは各学科会議や各委員会から提案された事項はこの総務会で報告・審議され、内容によっては合同教授会や各学科・各委員会、事務局等で再度審議されることになる。そしてその結果を総務会で再々度審議するなどして、十分な討議を経て大学全体の意思決定へと結論付けている。

図表2-1-2 学部教育研究における組織連絡略図



【合同教授会の運営】

総務会と各学科会議や各会議、各種委員会との相互乗り入れにより決められる本学の研究教育方針は、毎月第3水曜日に定期的開催される「合同教授会」で確認され、必要に応じて質疑応答が行われ、大学全体で決定しなければならない事項があれば審議事項として提案され、討議されて決定される。

このような組織の中にあつて、特に重要な役割を持つものが各種委員会である。

各種委員会の掌握事項はそれぞれの規程で定められ、役割の分担が明確にされている。しかし委員会の全ては学生教育の充実を意図したものであるから、畢竟、それぞれの委員会の主たる役割は異なっている、何らかの形で学生の教育研究に関連を持つ内容を有することになる。教員自身の研究にしても、それらは直接間接的

に教育に還元されていく筈のものであると本学では考えている。

しかし、何といたっても本学全体の教育研究の連携・包括的役割を担う組織は「教育開発委員会」と「教務委員会」であり、それを補うものが「学外実習委員会」と「学術委員会」である。

(2) 2-1の自己評価

- ・本学では、総務会を設置して最高の決議機関とした。このことは、本学が設置間もない大学であり、今後も更なる工夫と改善を進めてより目的に叶う大学にするためには、会の参集が容易で、審議・決定も円滑に行え得る機関が必要との考えに基づくものであり、現在のところ有効に運営されていると思う。
- ・本学は当分の間学部教授会を開催せず、合同教授会として全員が出席できる配慮がなされている。このことは教職員間の意志浸透と平等性に十分役立つものと考えられる。
- ・本学が開学間もないために次々に委員会や作業グループが設置され、その所掌範囲がやや混沌とした組織体制となったが、それぞれに規程を作りそれに基づいた運営をすることで、各組織から個人へという連携がより円滑に行えるようになった。

しかし、教員数が増すにつれ合同教授会を開催する会議室の収容人数を越すようになってきたことと、欠席者や遅刻者で会の成立に問題を生じるようになった。また、委員会が増えるにつれそのために費やされる時間が増加し、研究教育への時間が少なくなるという不満も生じている。

- ・これらの問題点の対応として、総務会と各学科への意志の交流を一層速やかにし、各委員会の連携を重要視しながら委員同士や事務職との相互交流を密にしておく必要がある。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員に合同教授会の意義・使命を再確認することと、合同教授会を効率よく進め会議を短時間化するように努力する。
 - ・総務会は勿論、各委員会の各学科、事務局へのフィードバックをできるだけ速やかに詳しく行う。
- 組織の連携により以上の配慮と努力を行う。

2-2. 学士課程及び大学院課程において、教育機能を十分に発揮させるための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-2-1① 学士課程及び大学院課程において、教育機能を十分に発揮させるための取組みがなされているか。

【学士課程】

1) 教育開発委員会及びFD小委員の働き

教育機能を十分に発揮させるためには、各教員一人一人が教育に対する責任と自覚を持つと同時に、授業への工夫が必要である。そのために、本学では開学直前よりFD活動に注目して多くの試みを行ってきた。

開学後は学長を委員長とした教育開発委員会を設置し、その中に置かれたFD小委員会共々、教育機能への充実や新しい対応を提言して来た。平成17年度より専任（本学教授の兼務）のセンター長による教育開発センターが設置され、その傘下で教育開発委員会とFD委員会が従来の役割を継続している。

2) 教務委員会と学外実習委員会の働き

【教務委員会】

教務委員会は各学科の教務委員から成り立っていて、事務局と連携しながら Semester制に関するカリキュラムやシラバス、単位取得、成績判定、及び時間割作成等々、教育機能に関する全てを計画審議し調整している。

【学外実習委員会】

大学全体の学外実習のあり方を討議し、問題点を共有しながら学外実習が円滑に行われるように努めている。例えば、実習医療施設での対象者や機器に関する学生の事故や感染予防、施設への実習費等の問題を審議している。

その他全国レベルの学外実習施設指導者会議を開催している。本学の機能的附属病院である新潟リハビリテーション病院（自動車を用いれば本学より7分程の距離にある）とは定期的な連絡会議（年1～2回）を行っている。

3) その他の取り組み

- ・倫理委員会では学生の関る論文作成の際の倫理問題について指導している。
- ・現状で説明した他、国家資格を将来取得しなければならない大学である以上、設置条件として定められた当該国家資格所有者数が教員として採用されていなければならないので、その確保の努力がなされている。
- ・健康スポーツ学科は教員免許取得希望コースを選択する学生のために、高等学校長、中学校長、小学校教諭等の経験者も教員に採用し、その対応の充実を図っている。

【修士課程】

- ・教育課程の運営は、大学院委員会と大学院研究科委員会にて審議しながら行っている。
- ・修士課程への入学者は、現在のところ社会人入学が圧倒的に多い。そのために、講義授業や演習時間は土曜日及び週日の午後6時10分以降に設定している。
- ・また本大学院研究科委員会で、本学特有の「修士課程論文作成マニュアル」という冊子を作成して教員と学生全員に配布した。

2-2-② 授業を行う学生数の現況が、教育機能を十分に発揮させるために適切に管理されているか。

- ・教養教育での基礎教養科目群では、「基礎ゼミⅠ、Ⅱ」は1グループを10人以下に、「英語教育」では20名から25名の小グループ編成で行っている。他の基礎教養科目の「情報処理」や「スポーツ・健康」は40名編成で行っている。
- ・また将来の資格等に関係する専門教育ではそれぞれの学科1クラス毎に、また人数の多いところでは1クラスを2分してほぼ45名から50名の編成で授業を行って

いる。実験実習科目は理学療法学科では25名編成で行い、他は1クラス毎に行っている。運動学実習や解剖学実習、生理学実習も概ね40名から50名編成である。

- ・教養科目群や医療福祉基礎科目群の「文学」や「心理学」、「精神医学」及び「人間理解と援助」や、福祉、介護の科目の一部に300名程度の受講者がいて、大講堂での授業を余儀なくされている。
- ・その他、学外実習では殆どが1施設1名で多くても1施設3名程度である。卒業論文指導は教員により多少の差はあるが、10名以内の担当としている。

(2) 2-2の自己評価

- ・このように、殆どの授業は1クラス又は1グループが50名以下で行われており、それぞれの目的に適う授業体制が取られている。ただ、受講者が300人を超える授業は、非常勤講師の講義であったり、必修科目として複数以上の学科が指定し、それを単独の教員で講義しなければならないという学科目の場合が多い。
- ・こうした大講堂等での講義は学生による授業評価でも「後部で話をする者が多い、板書の文字が見え難い。」などの苦情もあり、その対応への工夫は勿論、出来るだけ少人数の授業形態が望ましい。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・さしあたり、受講生の多い科目についての対応を改善するために以下を行う。
 - 1) 平成19年（次年度）に本学では3学部編成にする予定なので、この機会にカリキュラムの変更で、現在の多数者授業の改善をカリキュラムの上で行う。
 - 2) さらに当該科目担当教員に講義回数を増やすように配慮して貰い、必要あれば非常勤講師を増やす。

2-3. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究目的に即した教養教育が適切になされているか。

本学の教養教育の特徴

- ・冒頭で挙げた本学では専門的知識や技術を教授すると共に、他者を理解し受け入れる深く豊かな人間性の涵養が重要な教育目的になっている。この研究教育目的に即して、本学では教養教育を2-2-①で述べたように基礎教養科目群と教養科目群、医療福祉科目群の3群で編成している。

(1) 基礎教養科目群の特徴

- ・この基礎教養科目群では、1年生が全学共通科目として大学での学習、研究のための心構えや基本的な能力、健康増進のための方法、専門教育の学習に必要な基

礎知識・技術および各種専門職間の相互理解・連携の基礎を習得するように編成されている。特に本学で力を入れているのは次の科目である。

【基礎ゼミⅠ・Ⅱ】

ここでは可能な限り全教員出動のもとで、7～8人程度の小グループ構成で行われている。

1年次前期の「基礎ゼミⅠ」では、健康で充実した大学生活を送るための基礎的な能力を育むことを目的としていて、大学生活に早く適応するように試み、大学における学習についての知識や技量を修得し自ら学ぶ姿勢を養う。

1年次後期の「基礎ゼミⅡ」では各学科混合の小グループに編成換えをし、前期基礎ゼミⅠでの目標を強化させるとともに一つの研究テーマを共同で行い、その結果を発表することを通して他学科学生との相互交流と協力体験をさせ、チーム医療の一員として問題解決に参加する基礎を養うことを目標にしている。

さらに、新入学生は入学時に各々の「夢」を所定の用紙に記して学長に提出することになっており、学長が参加しての「夢を語る」発表会が持たれ、この大学で学ぶ動機の確認と前向きな希望を持たせるようにしている。

この基礎教養科目はこのまま終わるものではなく、ここでの学習を基礎にしてより優れたQOLサポーターの育成に向けて、同時的かつ段階的に各種専門職者間の相互理解・連携能力の修得が深められるように、他の科目群と連携したカリキュラムが工夫されている。

平成16年度には連携医療の実際を学習するための4年次向けの「総合ゼミ」を自由選択科目として設定し、教員の協力を得て試行的に行い、今後の可能性を探る事を試みている。

【英語教育】ⅠA・ⅠB、ⅡA・ⅡB（以上は1年次）、Ⅲ（2年次前期）

国際的な活動を期待して、英語教育について小グループでの授業（非常勤教員の採用）習熟度別クラス編成、苦手意識への対応（初中等教育での実績を持つ教員任用、外国人教員の任用）等を実施し、カリキュラムでも1年次から2年次へと継続的な教育が可能なように設定した。

【その他の語学】韓国語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ

環日本海の諸国の言語を学習し、その文化を理解することを目標にする。

【日本語教育】

平成17年度より日本語による表現を豊かにする科目「日本語表現」を設けた。ここでは基本的な日本語の読み書きと表現能力を身につけるようにシラバスが生まれ、オムニバス形式で本学教員が担当し、読書と少人数グループに分けての意見交換などで授業が進められている。

【情報処理Ⅰ・Ⅱ】

高度情報化社会に対応できるように、情報処理に関する基本的な知識と技術を修得する事を目的にし、1年次にノート型パソコンを持たせLANに接続されたパソコンを机の上に設置した専門教室で、専門教員2名を任用して教授するようになっている。

【基礎学力不足者への援助】

基礎教養科目群に自由選択として卒業単位に含まれない理系の入門科目を置き、

基礎能力の不足の対応を行って来たが、平成17年度より補習教育としてカリキュラムから外し、予備校教員の非常勤で対応することにした。

このような提案、改革は教育開発委員会で提案され、教員や学生向けのアンケートを参考にしながら審議され、総務会で決定し教務委員会で遂行されてきている。

(2) 教養科目群の特徴（スポーツ健康Ⅰ・Ⅱ、スポーツ実践Ⅰ・Ⅱ、スポーツ支援Ⅰ・Ⅱ、哲学、倫理学、法学、社会学、心理学、国際関係論、民俗学、比較文化論、文学、芸術、生命科学、地球環境科学、環日本海自然・社会環境論、消費と経済）

・教養科目群はQOLについて考える基礎能力の育成を図り、保健・医療・福祉分野に携わる人材として必要な周辺知識を習得し、幅広い視野と豊かな人間性を育むとともに自己並びに他者の生涯にわたる健康増進、維持、管理等の方法や習慣の基礎を作る、という目的で科目が構成されているもので、いわゆる従来からのリベラルアーツといわれている科目が置かれている。

(3) 医療福祉基礎科目群の特徴（統計学、QOL論、総合ゼミ、人間学、人間理解と援助、カウンセリング技法、医療福祉と人間、生活科学、社会福祉総論、医療福祉連携論、医療福祉コミュニケーション、医療福祉サービス論、保健医療福祉特論）

・この科目群はコアカリキュラムとして編成されたもので、本学の特色の一つでもある。つまり、医療福祉と言う臨床業務に進もうとする者が教養として身に付けておくべきだと考えられる科目、例えば「カウンセリング技法」という科目が設定されている。

・また本年度まで特殊な科目として「救急医学」及び「救急医学実習」があり、日本赤十字社の専門職員を非常勤講師として授業を行った。

2-3-② 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

・本学の教養教育は原則として全学科の教員全員が対応することになっている。

・その一方で、組織のところで述べたように教養教育会議や共通教育会議を設置して、各議長を総務会委員として参加させ、大学全体の総意が教養教育部門等に配慮するように考慮されている。

・特に教養教育会議には本学が重要視している英語と情報処理科目の教員をそこに所属させ、時に応じて教務委員会と連絡を取りながら教養基礎教育が十分に機能出来るようにしている。

・共通教育会議には解剖学、生理学、精神医学、整形外科の担当教員が所属している。

(2) 2-3の自己評価

・教養教育は本学の研究教育目的の両輪をなすものである。そのことを開学当初より明確に意識し、3つの群に分けてカリキュラムを組み、シラバスを提供してきた。中でも、「基礎ゼミ」の設置は本学特有のものと考えられる。

- ・ただ、平成17年度に時間割作成の物理的な規制や、一部の科目における単位と時間の見直し、授業時間総数の軽減を目標にカリキュラムの編成見直しが行われ、基礎教養科目群へ「基礎ゼミ」「情報処理」「語学関連科目」を統一し、医療福祉基礎科目群の科目からは解剖学や生理学、身体機能回復論、介護概論、医学概論等が専門基礎科目へ移行した。
- ・しかしカウンセリング技法は、属する科目群は異なっても必ず各学科で設定するように改められた。「救急」関連の授業は理学療法学科、作業療法学科、健康スポーツ学科で必須科目として行っている。このような特徴ある科目は保健・医療は言うに及ばず、将来人を対象にする専門職志望の学生には極めて有意義であると考えている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学において、教養教育は重要な教育目的である。医療職者の育成に4年制教育が重要な意味を持つのはこの教育にあることを、大学としては十分認識している。

したがって、専門性に偏った教養教育にならないように現在の教養教育に対する視点を一層強化するように努める。

そのために、教育開発センターでは現在の教養教育に対する視点を一層強化するように努め、教員対象の講演、研修会を開くようにする。

学生にも、今後とも外部から講師を招聘して研鑽の機会を与えるようにする。

2-4. 教育方針等を形成する組織と意志決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-4-① 教育研究に関わる学内意志決定機関の組織が適切に整備されているか。

- ・既に述べてきたように、教育研究に関する学内の意思決定は総務会を中心にした組織形態で整備されている。

- ・即ち、先ず学科会議の意見が教務委員会や関連委員会で審議され、事務局でも検討される。それらは総務会で審議検討され、最終学内意志決定事項として議事録を通して各学科に配付される。理事会には学長が理事として参画し、評議員会には各学部長他、本学教員代表が評議員となっているので、人事、施設、学部学科の構成等、予算に関与するものはここで決議される。

2-4-② 教育研究に関わる学内意志決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように十分に機能しているか。

- ・本学では月に一度定期的に開かれる総務会と合同教授会は、定期的に2週間空けて開くようにしている。その間に学科会議や各種委員会を開き、事務局とも連絡を取り自由な意見交換を行い、各教員個々の意志が総務会に反映するようにして

いる。

- ・また学生からは「授業評価」を平成15年後期に試験的に行い、平成16年度前期より本格的に施行し、その結果を教育開発センターで分析して各教員に知らせる他、総合的結果を総務会に報告して授業評価を反映させている。
- ・学長は、新しい改革に企画室を通して教員からのアンケート調査を行っている。さらに時に応じて学科会議に出席し、各教員との意見の交換を行い、週に1度事務局との打ち合わせ会議の時間を設定している。また平成17年度には学長が各教員全員と個別に直接面接し、大学運営についての意見を聴取した。
- ・平成16年度に社会福祉学科の卒業生に施行した、卒業論文の指導などへの満足度調査を、平成17年度は全ての学科の卒業生全員に施行した。

(2) 2-4の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、組織図にあるような位置関係で、総務会を中心に適切に整備されている。

また学内意思決定においては、学長の直接面談による意見聴取や学生からの授業評価などから、できるだけ教職員と学生の意見が決定機関に反映されるように努力している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

今後共に、学長による個々の教員、学生の面談の機会を持つようにし、加えて職員との個人的面談を行い本大学の運営に関する意見の調査を行う。

学生の「授業評価」だけでなく、学生の大学教育と生活についてのアンケートを、教育開発センターで作成し施行する。

2-5. 組織として継続的に教育研究が向上する仕組みが整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-5-① 組織として継続的に教育研究の向上する仕組みが整備されているか。

1) 教育開発センターの設置と役割

本学では、当面する教育研究に関する諸問題については、学長を委員長とする教育開発委員会で審議し、模索しながら新たに取り組むべき事項が総務会に提案されてきた。ここでは当然の事ながら、FDに対する取り組みが絶えず検討されてきた。

こうして開学初年度より4年を経て、新たに本学の教育研究の向上のための審議機関として、平成17年度より「教育開発センター」を設置しその中にFD委員会を設ける事とし、教育研究に関する向上を目指して継続的な審議提案を行うようになった。

2) 企画室について

本学においては現在のところ、将来計画委員会は設置されていない。

しかし、短期的な教育研究に関する大学の新たな企画や改革に対応する組織とし

て「企画室」が設置されており、学長の提案や指示を受けて、その内容によりアンケートで教員の意向を確かめ、総務会で説明し、審議を持ちながら教員評価をはじめ、カリキュラムの改正や、新しい学科の設置、学部構成などの企画が行われ、理事会の決議を待って関連機関への交渉を行い、実現化を図るようにしている。

(2) 2-5の自己評価

- ・教育開発センター（教育開発委員会・FD委員会）及び企画室が、本学の教育研究を将来に向けて大きな役割を担い活動してきた。
- ・教育開発センターの開学以来の取り組みは、開学間もないだけに解決しなければならない問題が山積していたが、現在のところその役割は十分果たしている。
- ・合わせて、企画室の存在も教員評価をはじめ短期目的に有能な働きを果たしてきたことは評価できる。このように、教育開発センター（教育開発委員会・FD委員会）及び企画室が本学の教育研究の将来に向けた大きな役割を担い、活動してきた。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

今後、将来計画委員会を設置して、短期的中期的な大学像を計画し、組織として継続的に教育研究の向上が図られるようにする。

[基準2の自己評価]

未だ設置間もない大学なので、開学当初より入念な審議を重ね、大学組織についての有識者の指導のもとで組織化されたものであって、この骨格となる教育研究組織は有効に機能するように配置され、適切に運営されているものと考え、評価している。

しかし、教員職としての経験の浅い職員もあり、教育研究上の知識は、後で述べる教育開発センター等の対応で知識として得られても、大学人としての組織的知識行動は今後身に付けなければならない教員の課題である。

また、開学当初であることもあって学長が率先して短期将来計画を提案せざるを得なかったが、今後は教員一人一人が本学の将来像に関心と熱意を持つようにしなければならない。

[基準2の改善・向上方策（将来計画）]

既に述べてきた改善方法を大学全体で協力して実行に移すことと、2-5で述べた将来計画委員会を設置し、大学教職員や在校学生や既に設置した本学同窓会の会員等の意見を聴取し、教育研究組織の見直しを行いつつ教育研究の向上と継続を図る。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

- 1) 本学の教育目的は、「優れたQOLサポーター」の育成であり、その専門職能者の育成である。その為に自ら考え、チーム医療に参加でき、障害を持つ者ばかりでなく他者とのコミュニケーションが可能で、教養・知識・技術をバランス良く持ち、異文化を積極的に理解できる能力を身につけている人材育成を大学全体の教育目的にしていることはこれまでに述べてきた。
- 2) この目的に合わせて、各学科はそれぞれ、本学を卒業又は指定科目の修得により、次のような資格または免許を取得できることも、目標の大きな一つである。

図表 3-1-1 主な資格・免許

理学療法学科	理学療法士国家試験受験資格	(注1)
作業療法学科	作業療法士国家試験受験資格	(注1)
言語聴覚学科	言語聴覚士国家試験受験資格	(注1)
健康栄養学科	管理栄養士国家試験受験資格	(注1)
	栄養士免許	(注1)
	栄養教諭一種免許	(注2)
	フードスペシャリスト試験受験資格	(注3)
健康スポーツ学科	サプリメントアドバイザー試験受験資格	(注3)
	中学校教諭一種免許（保健体育）	(注2)
	高等学校教諭一種免許（保健体育）	(注2)
	アスレティックトレーナー認定試験受験資格（申請中）	(注3)
	スポーツ指導員試験受験資格	(注3)
看護学科	健康運動実践指導者試験認定受験資格	(注3)
	鍼灸師国家試験受験資格	(注4)
	看護師国家試験受験資格	(注1)
	保健師国家試験受験資格	(注1)
社会福祉学科	助産師国家試験受験資格	(注2)
	養護教諭一種免許	(注2)
	社会福祉士国家試験受験資格	(注2)
社会福祉学科	精神保健福祉士国家試験受験資格	(注2)
	介護福祉士国家資格	(注2)

注1：卒業により取得可能

注2：指定科目の修得及び卒業により取得可能

注3：指定科目の修得により取得可能

注4：専門学校との提携による受験資格取得へのサポート

この大前提のもとで、各学科は次の教育目標を掲げている。(CAMPUS GUIDE 2006 参照)

3) 各学科の教育目標

【理学療法学科】

広範な知識と高度な理学療法の専門技術、豊かな人間性を備え、チーム医療や福祉の一員として活躍できる優れた臨床実践家であるとともに、日々拡大する理学療法技術の発展と理学療法学の実践的・臨床的研究にも積極的に関与できる人材を育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、基礎的医学知識として解剖学、生理学、リハビリテーション概論などを学ぶ。これにより、医療技術分野を学ぶ基本的な知識と態度を修得する。

<2年次>

整形外科学、神経学、内科学など理学療法と関連の深い専門基礎科目、及び理学療法の基礎科目である基礎運動学、動作分析学、検査測定評価学などを学び、運動、動作、行為に関する基礎的知識・技術を修得する。

<3年次>

運動器疾患、神経・筋疾患、中枢神経系疾患、発達障害など個々の疾患や障害に対する理学療法の評価や治療学等の専門科目を学んだ後、病院や施設で臨床実習を行い、習得した知識・技術を臨床場面で実践する。また、卒業研究に向けてのより専門的な学習・研究を行う。

<4年次>

3年次までに修得した理学療法の知識と技術について臨床の場で総合的に学習する臨床実習 III (総合臨床実習) を中心として学習する。臨床実習終了後は、卒業研究と国家試験対策を集中的に行い、卒業と国家資格試験に備える。

【作業療法学科】

人間の理解に加え、専門職種間の協業や社会制度に関する実践的知見を備えた「QOLサポーター」としての作業療法士を育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、解剖学、生理学等専門基礎科目(基礎医学)と、作業療法に関する基礎的な専門知識・技術を修得する。また、病院や施設において行う基礎実習により、作業療法士の役割を学ぶ。

<2年次>

内科学、整形外科学、精神医学、神経科学、小児科学など医学全般を学ぶとともに、作業療法の評価を実施するための基礎的な知識と評価技術を修得する。対象となる人々の身体的側面、精神的側面、発達の側面などを多角的に評価し、その結果を統合的に解釈する視点も同時に修得する。

<3年次>

各疾患の障害の特徴を理解し、その治療方法や自立のための援助技術を学ぶとともに、障害をもった人々が、残った能力を最大限に発揮し、自立した生活を行うために必要となる装具やリハビリテーション関連機器、適切な住環境の設備について学ぶ。また、卒業研究に向けて、より専門的な学習・研究を行う。

<4年次>

県内の病院や施設を中心として総合臨床実習を行い、臨床実習指導者の指導を受けながら、対象者の評価から治療・援助までを実践する。この実習を通じ、医療人としての心構えと作業療法士として必要な資質を高める。臨床実習終了後は、卒業研究と国家試験対策を集中的に行い、卒業と国家資格試験に備える。

【言語聴覚学科】

各種の言語障害に関する広い分野にわたる専門知識や人間に対する深い洞察力を有し、他の専門職との連携のもと、人間性溢れる態度で、障害を持つ人を援助できる人材を育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、言語聴覚士が対象とする障害の種類やその症状に関する概略と言語聴覚士の役割を学ぶ。

<2年次>

言語聴覚士は、ことばと聞こえの障害を引き起こす種々の病気について深い知識が求められる。このため、脳や耳、発声発語器官の構造と機能、神経科学、口腔外科学などの臨床医学に関する知識を学ぶとともに、いろいろな言語聴覚障害を正しく評価・診断して治療するための基礎的な能力を養う。

<3年次>

2年次に引き続き失語症や子どもの発達障害、吃音、飲み込みの障害など専門的な言語聴覚障害について、その原因や症状、正しい診断と治療の方法をさらに深く学ぶ。そして、これらの知識をより確実なものにすべく、学外での臨床実習Ⅱで実践する。更に、後期からは卒業研究ゼミも開始される。

<4年次>

学外の医療福祉施設で臨床実習Ⅲを行い、対象児・者と直接ふれあって障害を評価・診断し、指導・訓練の実際を体験することにより、実務に向けた基本的な態度と技術を修得する。その後、興味を持ったテーマを深く追求する卒業研究と国家試験に向けての学習で、4年間の総まとめを行う。

【健康栄養学科】

チーム医療の一員として活躍できる、医学的知識豊かな管理栄養士及び高齢者や障害のある方を始めとする、地域住民の健康・栄養のコーディネーターを育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、食べ物と健康に関する基礎的知識及び人体の機能と構造、疾病の成り立ち等医学的知識を学習する。これにより、将来、管理栄養士として活躍するための人と栄養に関する十分な知識を修得する。

<2年次>

食や栄養に関するより専門的な知識と技能を身につけるとともに、栄養教育や地域の栄養関連のサービスに関するプログラムの作成・実施・評価の基礎を学習する。さらに、自然・社会・経済・文化と食・栄養との関わりについても学ぶ。

<3年次>

病院、老人保健福祉施設、保健所、学校、事業所等での学外実習等を通じて、保健・医療・福祉・介護システムの概要を理解するとともに、給食運営のマネジメントを行う能力を修得する。

<4年次>

卒業研究・総合演習等で、食・栄養や健康に関する課題(テーマ)を自ら設定し、それについて調査・研究を行う。これにより、将来、管理栄養士として各自の希望するフィールドで活躍するための実践力・独創性・バイタリティを身につける。

【健康スポーツ学科】

人々の生き甲斐のある豊かな生活の質(QOL)を支える高度な技術・知識を持った専門家を、スポーツや運動の立場から育成すると共に、明るく、素直で、他人に誠実に対応することができ、高い行動力によって、スポーツや運動を通して自ら挑戦する意欲を有する人材を育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、解剖学や生理学等で人体の構造や機能等、運動・スポーツに関する基礎的な知識を学ぶ。また、教職を希望する学生は、観察参加実習を行い、教職への意識を高める。さらに、積極的に部活動に参加することが奨励されている。

<2年次>

スポーツ医学、スポーツ経営学、教職等に関する学習を通じて、QOLサポーターとして幅広い知識を身につけ、各スポーツ分野で活躍できる資質を養うとともに、運動学、運動生理学、体力測定評価、スポーツ経営学等の専門知識を学ぶ。また、運動指導法実習の種々の競技科目で、自ら身体を動かすことはもちろん、それぞれの種目の指導法を修得する。さらに、教職を希望する学生は、介護等体験を行い、教職に対する意識を高める。

<3年次>

スポーツ医科学コース、スポーツマネジメントコース、指導者・教員養成コースの3コースのうちのもっとも興味・関心のあるコースに関わる領域を集中的に学ぶ。また、自治体や医療機関、公共・民間スポーツ施設等でのインターンシップ実習を通じて、社会に出ていくために必要な実践的な態度、能力を養う。

<4年次>

3年次までの学習の集大成として卒業研究に取り組む。教職志望の学生は3週間の教育実習を行う。また、多岐にわたるスポーツ分野の就職先の中で、より自らの目標に合った職業選択ができるよう、これまで蓄積した知識・技能を総合的に展開できる能力を身につける。

【看護学科】

高度な専門知識・技術と豊かな人間性・倫理観を持ち、保健・医療・福祉の分野を総合的に理解し、他の専門職との連携・協働の下、患者・障害者・対象者・高齢者などのQOLをサポートできる看護専門職を育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、専門的

な学習に備えて看護や看護学の基本理論、人体・心・栄養に関する知識を身に付ける。更に、これらの知識を基礎実習を通じてより確かなものとする。また、問題基盤型学習（PBL）により、クリティカルシンキング、自主性、創造的学習法を身に付ける。

<2年次>

1年次で身につけた基礎をもとに、より専門的な学習を行う。ライフサイクルに合わせた看護方法を学ぶとともに、看護を必要とする人々の状態に応じた看護方法を学び、対象者との接し方や相手の立場を考えた看護を実践する。

<3年次>

ライフサイクルに応じた対象者の健康レベルを捉えた看護援助と科学的根拠に基づいた看護実践を学ぶとともに、看護活動の方法、根拠を理解する。

<4年次>

看護専門職としての倫理性を高めること、対象者の人権と尊厳を守ること及び保健医療福祉チーム活動における看護の連携と統合を学ぶ。更に、生涯に渡り看護ケアのコーディネート、マネジメントの実践、看護専門職としての看護の実践と研究的態度を持続させ、看護の発展に寄与する能力を身につける。

【社会福祉学科】

ソーシャルワーカーに必要な社会福祉の理論・知識及び実践技法とともに、保健や医療の知識を修得し、さらに医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士に必要な科目を選択して学び、福祉のみならず医療・保健に精通し、地域福祉のリーダーとなり得る人材を育成する。

<1年次>

基礎教養科目及び教養科目で人として、専門職としての幅広い知識を身につけるとともに、社会福祉について幅広い視点で学び、社会福祉各分野の知識、技術とその基盤を理解する。また、社会に生きる人間として必要な専門基礎科目を学び、QOL サポーターとして必要な知識を習得し、他の医療・福祉等の専門職とのチームワークの土台をつくる。

<2年次>

社会福祉の価値や倫理、知識、援助技術に関する専門知識を学ぶとともに、高齢者施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉の現場における1週間の学外実習を体験して、より実践的かつ具体的な知識・理解を深める。

<3年次>

各自の問題意識や関心を大切にして福祉基礎ゼミを通して研究する態度を育成するとともに、対人援助技術等の演習科目により実践的で将来役に立つ支援技術を学ぶ。また、社会福祉の現場の学外実習を体験して、社会福祉の対象者や仕事について理解と専門性を深める。

<4年次>

4年間の総まとめとして、社会福祉専門ゼミにおいて各人の問題意識を研究課題とし、事例研究やフィールドワーク等による実践的・体験的な研究を行う。これを卒業研究としてまとめ、将来、自分のフィールドで活躍するための問題解決能力を修得する。

なお、大学院は学則にて以下の通り定められている。

【大学院研究科】

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを教育の目的としている。(大学院学則第5条2項)

3-1-② 教育目的達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

- ・学則第3節第22条(授業科目)
上記の教育目的を達成するために、学年ごとの学習目標が定められ、段階的に基礎から応用へとカリキュラムが編成されている。
- ・また Semester 制を採用し、前期・後期の学期ごとに履修科目を選択し、集中的、段階的に学習できるようにした。
- ・こうした編成方針から、本学の教育課程は、各学部の学科ともに、次のような5つの科目群に大きく分けて設定されている。基本の段階で、共通科目として置かれた3つの本学特有の教養分野については、2-3の教養教育についての項で述べた。
- ・後の2つの科目群は、学生個々が属した学科の専門的知識と技術を身に付けるための基礎知識と、対象者に接した時に必要な臨床上の知識と技術を修得して、それらの知識・技術を実際の場で体験的に学ぶための学外実習(臨床実習)と卒業論文作成によって、自ら問題を設定し、理論的実証的に課題の解決の方法を修得する教育課程の編成がなされている。
- ・**基礎教養科目群**
学習・研究をすすめていく上で必要な、基礎的なスキルと心構えを全学共通科目として学ぶ
- ・**教養科目群**
QOL(生活の質や健康の質など)の基本について考える能力を全学共通科目として学ぶ科目である。
- ・**医療福祉基礎科目群**
医療福祉関連専門職として様々な専門知識を修得する上でベースとなる基礎能力を身につけ、専門職種間の相互理解を促すための全学科共通科目として設定してある。
- ・**専門基礎科目群**
各分野の高度な専門知識や技術を学ぶための前提となる知識・技術を学ぶ科目である。
- ・**専門専攻群**
各分野の高度な専門知識・技術を学ぶ科目群である。
- ・この編成のもとで段階的に学習するように各学科の科目設定がなされ、必修科目と選択科目、自由科目に指定された科目を組み合わせ、履修するようになっている。
- ・ここでの自由科目は、卒業単位に入らない科目をさす。
特に実習科目を履修するまでにクリアしなければならない必修科目が、各学科で予め指定されている。
- ・このような教科課程の編成について、大学の完成年度を待って、平成17年度より、

カリキュラム改訂を主として教養教育分野を中心に行われたことは既に述べた。専門教育分野でも、1単位の時間の見直しがされ、理学療法学科で新しい教科目を設定するなど、カリキュラム編成の改訂を行った。

図表3-1-2 カリキュラム変更新旧対照表

平成13年度(旧)カリキュラムと平成17年度(新)カリキュラムの比較(教養系)

○平成13年度(旧)カリキュラム						○平成17年度(新)カリキュラム							
科目名称	履修年次	単位			時間数	必要時間	授業科目の名称	履修年次	単位数			時間数	必要時間
		必修	選択	自由					必修	選択	自由		
基礎教養科目群	基礎ゼミⅠ	1	1		30	30	基礎ゼミⅠ	1	2		30	30	
	基礎ゼミⅡ	1		1	30	30	基礎ゼミⅡ	1	2		30	30	
	物理学入門	1			15		情報処理Ⅰ	1	2		30	30	
	化学入門	1			15		情報処理Ⅱ	1		2	30		
	生物学入門	1			15		英語ⅠA	1	2		30	30	
	情報処理Ⅰ	1	1		30	30	英語ⅠB	1	2		30	30	
	情報処理Ⅱ	1	1		30	30	英語ⅡA	1	2		30	30	
	スポーツ・健康Ⅰ	1	1		30	30	英語ⅡB	1		2	30		
	スポーツ・健康Ⅱ	1		1	30		英語Ⅲ	2		2	30		
	大学英語入門Ⅰ	1	1		30	30	日本語表現	1		2	30		
	大学英語入門Ⅱ	1	1		30	30	韓国語Ⅰ	1		2	30		
	卒業要件 小計		6	1			ロシア語Ⅰ	1		2	30		
	心理学	1		2	30	30	中国語Ⅰ	1		2	30		
	倫理学	1		2	30		韓国語Ⅱ	2		2	30		
社会学	2		2	30		ロシア語Ⅱ	2		2	30			
法学	2		2	30		中国語Ⅱ	2		2	30			
生命科学概論	1		2	30	30	卒業要件 小計		12	4		180		
数理化学概論	1		2	30	30	スポーツ・健康Ⅰ	1	2		30	30		
人間理解と援助	1		2	30		スポーツ・健康Ⅱ	1		2	30			
現代社会論	1		2	30		スポーツ・実践Ⅰ	2		1	30			
生活福祉経済論	2		2	30		スポーツ・実践Ⅱ	2		1	30			
介護サービス産業論	2		2	30		哲学	1		2	30			
人間と生活の科学	2		2	30	30	倫理学	1		2	30			
医療と福祉の法	2		2	30		法学	1		2	30			
住居における環境学	2		2	30		社会学	1		2	30			
卒業要件 小計			14			心理学	1		2	30			
スポーツ実践Ⅰ	2		1	30	30	国際関係論	2		2	30			
スポーツ実践Ⅱ	2		1	30		民族学	2		2	30			
スポーツ支援Ⅰ	3		1	30	30	比較文化論	2		2	30			
スポーツ支援Ⅱ	3		1	30		文学	1		2	30			
大学英語A	2		2	30	30	芸術	1		2	30			
大学英語B	2		2	30	30	生命科学	1		2	30			
韓国語	2		2	30		地球環境科学	1		2	30			
ロシア語	2		2	30		環日本海 自然・社会環境	1		2	30			
中国語	2		2	30		消費と経済	1		2	30			
卒業要件 小計					240	卒業要件 小計		2	7			30	
生命倫理	1		1	15	15	統計学	2		2	30	30		
カウンセリング技法	1		1	15	15	QOL論	1		1	15			
医学概論	1		1	15	15	総合ゼミ	4		1	15			
医療福祉チームワーク論	1		1	15	15	人間学	1		1	15			
社会福祉総論	1		1	15		人間理解と援助	1		1	15			
人間学	1		1	15		カウンセリング技法	1		1	15			
解剖学Ⅰ	1	1		15	15	医療福祉と人間	1		1	15			
解剖学実習Ⅰ	1	1		30	30	生活科学	1		1	15			
生理学Ⅰ	1	1		15	15	社会福祉総論	1		1	15			
生理学実習Ⅰ	1	1		30	30	医療福祉連携論	2		1	15			
地域福祉論Ⅰ	1		2	30	30	医療福祉コミュニケーション	2		1	15			
家族関係論	1		2	30		医療福祉サービス論	1		1	15			
老人福祉論Ⅰ	1		2	30		保健医療福祉特論	1・2・3・4		1	15			
障害者福祉論Ⅰ	1		2	30		卒業要件 小計		2	2		30		
社会保障論Ⅰ	1		2	30		卒業要件 合計					240		
医療福祉機器論	2・3		2	30	30								
教育技法	2・3		2	30									
医療福祉・福祉システム論	2・3		2	30									
生活支援論	2・3・4		2	30									
全人的医療論	2・3・4		2	30									
国際環境・衛生論	2・3・4		2	30									
介護概論	2・3		1	15	15								
介護実習	2・3		1	30	30								
医療統計学	2・3		1	15									
医療統計学演習	2・3		1	15									
救急医学	3・4		1	15									
救急医学演習	3・4		1	15									
高齢身体機能回復論	3・4		1	15	15								
高齢身体機能回復論実習	3・4		1	30	30								
レクリエーション指導論	1		1	15									
レクリエーション指導法	1		1	30									
ボランティア論	1		1	15									
ボランティア実習	1		1	30									
卒業要件 小計		4	12			300							
卒業要件 合計			37			750							

(備考)生理学Ⅰ・実習、解剖学Ⅰ・実習の計4単位は専門科目に移設。

図表3-1-3 学外実習のための履修条件

理学療法学科 臨床実習Ⅱ・Ⅲを履修するための基準について

第3年次に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修するためには、第3年次前期までに開講される下記の必修科目及び選択必修科目をすべて修得しておく必要があります。

専門基礎科目群

解剖学Ⅰ、解剖学実習Ⅰ、解剖学Ⅱ、解剖学実習Ⅱ、生理学Ⅰ、生理学実習Ⅰ、生理学Ⅱ、生理学実習Ⅱ、リハビリテーション概論、リハビリテーション医学、精神医学、整形外科Ⅰ、整形外科Ⅱ、公衆衛生学、人間発達学、内科学、臨床心理学、神経科学、臨床神経学、救急医学・演習

専門専攻科目群

理学療法概論、認知科学、行動医学、基礎運動学、動作分析学、筋生理学、関節病理学、筋電図学、運動学習、運動学実習、検査測定評価学、運動病態学、日常生活活動学、評価学演習、運動器系治療学、物理療法学、運動負荷学、スポーツ障害理学療法学、徒手の理学療法学、中枢神経系治療学、地域理学療法学、臨床実習Ⅰ

第4年次に開講される「臨床実習Ⅲ」を履修するには、第3年次後期までに開講される下記の必修科目をすべて習得しなければなりません。

専門基礎科目群

リスク管理学、評価診断学

専門専攻科目群

治療学演習、義肢装具学、呼吸・循環・代謝系治療学、神経・筋疾患治療学、発達障害治療学、生活環境論、研究法、理学療法ゼミⅠ、臨床実習Ⅱ

作業療法学科 臨床実習（評価実習・総合実習）を履修するための基準について

第3年次に開講される「評価実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するには、第2年次後期までに開講される下記の必修科目を全て修得していなければなりません。

専門基礎科目群

解剖学Ⅰ、解剖学実習Ⅰ、解剖学Ⅱ、解剖学実習Ⅱ、生理学Ⅰ、生理学実習Ⅰ、生理学Ⅱ、生理学実習Ⅱ、リハビリテーション概論、
リハビリテーション医学、人間発達学、内科学Ⅰ、内科学Ⅱ、整形外科Ⅰ、整形外科Ⅱ、公衆衛生学、精神医学、臨床精神医学
神経科学、臨床神経学、小児科学、臨床心理学

専門専攻科目群

作業療法学概論、基礎作業学・分析学演習、基礎作業学実習Ⅰ、基礎作業学実習Ⅱ、基礎作業学実習Ⅲ、基礎運動学、基礎運動学実習、動作分析学、運動学習、筋電図学、身体障害作業療法評価学、身体障害作業療法評価学実習、高次脳機能評価学、精神障害作業療法評価学、精神障害作業療法評価学実習、発達障害作業療法評価学、発達障害作業療法評価学実習、身体障害作業療法学Ⅰ、高次脳機能作業療法学、心身機能作業療法学、日常生活活動学日常生活活動学実習Ⅰ、見学実習

第4年次に開講される「総合実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するには、「評価実習Ⅰ・Ⅱ」の履修に必要な上記科目に加え、第3年次後期までに開講される下記の必修科目を全て修得していなければなりません。

専門専攻科目群

画像診断学、救急医学・演習、研究方法論、研究方法論演習、高次脳機能評価学実習、身体障害作業療法学Ⅱ、身体障害作業療法学実習、高齢期障害作業療法学、精神障害作業療法学精神障害作業療法学実習、発達障害作業療法学、発達障害作業療法学実習
 作業療法適用・計画学、日常生活活動学実習Ⅱ（生活技術代償法）、地域作業療法学地域作業療法学実習、職業関連作業療法学・演習、評価実習Ⅰ、評価実習Ⅱ

言語聴覚学科 臨床実習Ⅱ・Ⅲを履修するための基準について

第3年次に開講される「臨床実習Ⅱ」を履修するには、第3年次前期までに開講される下記の必修科目（専門基礎科目群と専門専攻科目群）をすべて修得しておかなければなりません。

専門基礎科目群

解剖学Ⅰ、解剖学実習Ⅰ、生理学Ⅰ、生理学Ⅰ実習、病理学、リハビリテーション概論、リハビリテーション医学、内科学、小児科学、精神医学、耳鼻咽喉科学、神経科学、臨床歯科医学、口腔外科学、呼吸系構造・機能、聴覚系構造・機能、発達心理学、臨床心理学
 学習・認知心理学、心理測定法、言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学、社会保障論Ⅰ

専門専攻科目群

言語聴覚障害概論、言語聴覚障害診断学、成人言語障害学Ⅰ、成人言語障害学Ⅱ、高次脳機能障害学、言語発達障害学Ⅰ、言語発達障害学Ⅱ、言語発達障害学Ⅲ、音韻障害Ⅰ(機能)、音韻障害Ⅱ(器質)、構音障害(運動)、構音障害演習、嚥下・摂食障害、嚥下・摂食障害演習、吃音、聴覚障害Ⅰ（小児）、聴覚障害Ⅰ演習、聴覚障害Ⅱ（成人）、聴覚障害Ⅱ演習、補聴器・人工内耳、視覚聴覚二重障害、臨床実習Ⅰ

健康栄養学科 臨地実習を履修するための基準について(平成17年度以降入学者用)

第3年次に開講される臨地実習（公衆栄養学実習Ⅱ、給食管理実習Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅱ）を履修するためには、実習年次8月末日の時点で、下記の必修科目を全て習得しておかなければなりません。

基礎教養科目群

情報処理Ⅰ

専門基礎科目群

人間と生活の科学、公衆衛生学、健康管理概論、社会福祉総論、生化学Ⅰ、生化学Ⅱ、生化学実験、解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、解剖生理学実習、運動生理学、内科学、病理学、食生活論、調理学、調理学実習、調理学実験、食品学Ⅰ、食品学実験Ⅰ、食品学実験Ⅱ、食品衛生学、食品衛生学実験、食品加工学、食品加工学実習

専門専攻科目群

栄養学Ⅰ、栄養学実習Ⅰ(実験)、栄養学Ⅱ、栄養学Ⅲ、栄養学Ⅳ、栄養学実習Ⅱ(実習)、栄養教育論Ⅰ、栄養教育論Ⅱ、栄養教育論実習、カウンセリング技法、臨床栄養学Ⅰ、臨床栄養学Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、薬理学概論、公衆栄養学Ⅰ、公衆栄養学Ⅱ、公衆栄養学実習Ⅰ、給食管理論、給食経営管理論、給食経営管理論実習Ⅰ

社会福祉学科 現場実習を履修するための基準について

第3年次に開講される「社会福祉援助技術現場実習Ⅲ」を履修するには、基本的な科目の履修を終了していることが必須条件となります。つまり、原則として、第2年次までに開講させる社会福祉士受験資格指定科目にかかわる下記の必修科目を全て修得しておかなければなりません。

教養科目群

心理学、社会学、法学

専門基礎科目群

心理学Ⅱ、社会学Ⅱ、法学Ⅱ、社会福祉原論Ⅰ、社会福祉原論Ⅱ、老人福祉論Ⅰ、老人福祉論Ⅱ、児童福祉論Ⅰ、児童福祉論Ⅱ、障害者福祉論Ⅰ、障害者福祉論Ⅱ、地域福祉論Ⅰ、地域福祉論Ⅱ、介護概論

専門専攻科目群

社会福祉援助技術論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ、社会福祉援助技術演習Ⅰ、社会福祉援助技術現場実習Ⅰ、社会福祉援助技術現場実習Ⅱ

第4年次に開講させる「精神保健福祉援助実習」を履修するには、必要な科目の履修を終了していることが必須条件となります。つまり、原則として、第3年次までに開講される精神保健福祉士・社会福祉士受験資格指定科目にかかわる科目を全て修得しておかなければなりません。

(上記の科目+下記の科目)

専門基礎科目群

社会保障論Ⅰ、社会保障論Ⅱ、公的扶助論Ⅰ、公的扶助論Ⅱ、医学一般Ⅰ、医学一般Ⅱ

専門専攻科目群

社会福祉援助技術各論Ⅰ、社会福祉援助技術各論Ⅱ、社会福祉援助技術各論Ⅲ、社会福祉援助技術各論Ⅳ、社会福祉援助技術演習Ⅱ

社会福祉援助技術現場実習Ⅲ、**精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術各論**

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

【学部】

本学の教育方法のうち、教養教育分野については既に述べた。

- ・ 専門教育分野では、最終的には対象者への直接的な臨床実習と資格取得のための知識が修得されなければならない。そのために、一般的な講義での様々な方法の他、実験、演習、学外実習（施設病院での実習）など、実際に体験する能動的な方法が重視されていて、現場訪問による体験学習から始まり、学生自身が車椅子を使用して障害者の疑似体験をし、演習ではお互いに疑似患者となって援助治療の実際を試みる方法、あるいは症例等の検討会やセミナーで学習する等の方法で、対象者との交流や専門的知識と技術を修得させるようにしている。
- ・ その後に課する学外実習では、実習協力施設（健康栄養学科では保健所や学校関係も含む）の専門職者に指導を依頼し、大学の担当教員も施設を訪問して連絡を密にして対応しながら、指導を受ける方法を取っている。

- ・こうした方法も、毎年度の初頭に学生全員へ配付される「授業概要（シラバス）」に、これらの詳細な内容が記載されていて、各学科のオリエンテーションでも学生に口頭で十分説明し、その内容が周知徹底されるようにしている。

【修士課程】

- ・本大学院の教育方法は、大学院学則第16条で、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導（研究指導）によって行う、と明記されている。
- ・授業科目及び単位数は大学院学則別表（第17条関係）に示されている。
- ・論文作成の基礎は共通科目「研究方法特論Ⅰ」及び「研究方法特論Ⅱ」で講義されている。また、研究科委員会で本学特有の「修士課程論文作成マニュアル」という冊子を作成して教員と学生全員に配布し、「研究方法特論Ⅰ」及び「研究方法特論Ⅱ（社会福祉研究方法論）」の講義の中で、極め細かい指導を行っている。（大学院「学生便覧・シラバス」参照）

（２） ３－１の自己評価

- ・本学は優れたQOLサポーターを育成する事が第一の目的であるため、深い人間性と共に、コミュニケーション能力及び未来社会の変化に対応できる専門の基礎知識と技術を身に付ける必要がある。その目的に沿って段階的に学生が学習できるように教育課程が編成されている。特に、5つの要素に分けて編成してあるのは本学特有で、特色の一つである。
- ・ただ、平成17年度のカリキュラム改定は、それまでの4年間の反省からの見直しであったが、本学での英語教育の位置付けや日本語教育の工夫、コアカリキュラムとしての医療福祉基礎科目群の科目減少による履修者の特定科目への集中など、尚検討すべき問題が残されている。
- ・今回のカリキュラム改定で、旧カリキュラムと新カリキュラムを同時に遂行しなければならない上に、新学科設置が重なったことで、教務委員会と教務系の負担が大きかった。

（３） ３－１の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育課程の編成は、平成17年度の全体の改定の上に、平成17年度、平成18年度と新学科が加わったばかりであるが、平成19年度に学部改編を行う予定であるので、その際に再度、現在の編成で経過を見、学生の意見、各教員の意見を十分に取り入れて、その機会に改善出来るものは実施する。この場合は、事務作業の煩雑さが学生に影響を与えないように教育開発センター、教務委員会、教務係は十分に配慮する。

３－２．教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

（１）事実の説明（現状）

３－２－① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

【学士課程】

- 26頁の3-1-①及び3-1-②で述べたように教育課程は基本的に三つの教養科目群と二つの専門科目群に体系化され、かつ年次ごとに目的に沿って編成され、その内容も適切に考慮されている。
- 教育開発委員は教務委員会と共にシラバスの書き方の徹底を図り、教員全てが同一の記述内容で行うこととし、そこには「授業の概要」「学習目的(一般目標 G10)、行動目標 SB0)」「授業計画または学習の主題」「使用図書」「評価方法」「履修上の留意点」が明記されるようになっている。(図表 3-2-1)

【修士課程】

平成18年度学生便覧・シラバスにあるとおり

- 高度専門職業人として、又研究者として必要な基礎知識群を共通科目として配し、修士課程教育が専門分野に偏らないよう工夫している。
- 専門職間の相互理解を深め連携を強化するため、共通科目と2専攻6分野の特論を全学生が選択できることにした。
- 社会人入学を予測し、履修を容易にするため、科目配当年次は特別研究以外1・2年次いずれも履修可能にした。しかし、2年次に特別研究に集中できるよう、1年次は共通科目と専門科目の特論・演習を履修するよう時間配置している。
- 開講時期は土地柄を考慮し前期に多く履修できるよう工夫している。

図表3-2-1 シラバスの例

授業科目 基礎ゼミⅡ

【担当教員名】		対象学年	1	対象学科	理学・作業・言語・健康・スポーツ・社会	
各学科担当教員		開講時期	後期	必修・選択	必修	
		単位数	2	時間数	30	
<p>【<概要>又は<一般目標：GIO>】</p> <p>本科目は6学科の学生から構成される。専攻や将来の目標の異なる他学科の学生と知り合い、課題・テーマを設定し、その調査や問題解決などの過程を通して基礎ゼミⅠで培われた基本的学習技能や対人交流を発展させ、将来他職種との協力やチームワークを実践する際に必要な基本的技術・態度を身につける</p>						
<p>【<学習目標>又は<行動目標：SBO>】 ※行動目標(SBO)として記述する場合はSBO番号を付記すると共に、下のSBO番号欄に該当する番号を記入して下さい。</p> <p>1. 大学生としての学習に必要な以下の能力を、課題への取り組みなどを通して実践することができる</p> <p>1)話を聴いて正しく理解する 2)文章を正確に読みとる 3)要点をまとめる 4)疑問に思ったことを調べる</p> <p>5)必要な情報を収集する 6)自分の意見を筋道を立ててまとめる 7)収集した情報を利用して課題を完成する</p> <p>8)考えた内容を相手にわかるように伝える(書く・話す)</p> <p>2. ゼミ活動を通して教員や学生と良好な人間関係を築き、対人交流の技術を発展させる</p> <p>1)自分の意見と相手の意見の共通点・相違点に気づき、その前提や背景を検討することができる</p> <p>2)課題の設定からまとめるまでの過程と役割分担を計画し、実行することができる</p> <p>*ゼミ開始後なるべく早くメンバー間の懇親を図る活動を実施することが望ましい</p> <p>**下の欄の内容については、各学科で立案し、各ゼミの計画によって実施される</p>						
回数	授業計画又は学習の主題				SBO番号	※SBO番号欄は該当する行動目標(SBO)の番号を記入して下さい。(必要に応じて罫線を引いて下さい。)
					番号	学習方法・学習課題又は備考・担当教員
1	学長・学部長講話、オリエンテーション	1.基礎ゼミⅡの意義を理解し、「障害」と「福祉」の意味を知って学習への導入とする 2.ゼミ毎に全体の流れと次回までの課題を確認する			1	全学科合同
2	テーマ設定、討議	課題・テーマの協議・相談。調べ方・解決方法についての討議			1,2	ゼミ毎
3	テーマ決定	ゼミで取り組むテーマ(課題)を決定する			1,2	〃
4	課題作成	課題解決への取り組み(調査、レポート作成、ポスター作成など)			1,2	〃
5	〃	〃			1,2	〃
6	〃	〃			1,2	〃
7	〃	〃			1,2	〃
8	〃	〃			1,2	〃
9	〃	〃			1,2	〃
10	〃	〃			1,2	〃
11	〃	〃			1,2	〃
12	発表会(学科毎)	ゼミ担当教員の所属する学科毎に発表会を開催する			1,2	各学科担当毎
13	発表会(全体)	全員の参加する発表会を開催する			1,2	全学科合同
14	まとめ	報告書の作成を含む総まとめ			1,2	ゼミ毎
注1. 第12,13回の内容に関する詳細は後日発表する						
【使用図書】		<書名>	<著者名>	<発行所>	<発行年・価格・その他>	
教科書		特に指定しない				
参考書		必要に応じて紹介する				
その他の資料		必要に応じて配布する				
【評価方法】			【履修上の留意点】			
ゼミ活動への積極的参加を評価する (出席、討議への参加、課題遂行への貢献など)			学生には、活動に積極的に参加して、考え、発言することにより、自分自身で授業を作り上げていくという態度が求められる。			

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

【学士課程】

教養科目の授業科目は教養教育の説明で行った。

- ・各種専門課程の授業科目も、28頁「図表3-1-3 学外実習のための履修条件」で示したように、それぞれの目標を持って設定されている。

「表3-1参照」

【研究科修士課程】

- ・共通科目と専門科目を選択で配置し、共通科目の中で「研究方法特論Ⅰ」「研究方法特論Ⅱ（社会福祉研究方法論）」を設定し、極め細かい指導を心がけている。（平成18年度学生便覧・シラバス29頁参照）

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

- ・事務局との連絡を持ちながら、教務委員会が各関連委員会の審議を経て決められた Semester 制としての年間学事予定や授業時間は、全員に配付される授業概要（シラバス）に明示されており、これに沿って施行されている。

3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められて、運用されているか。

1) 上限と進級について

- ・単位の計算は、学則第24条に単位計算方法等で規定されている他、授業概要（シラバス）に詳述されており、原則として講義科目は15時間を1単位、実験・実習・特論等は30～45時間で1単位としている。
- ・上限については、学則第26条で学科毎に決めることになっている。しかし現在はこれを、各学科共に定めていない。
- ・本学では、国家試験受験資格や教職資格を得るために必要な必修科目や学科で指定する科目が各学科毎に定められている。また学外実習（施設での臨地実習）に出る前に必要な単位を取っていなければ実習には出られない。
- ・この実習に入る3、4年生までには、実習に必要な知識となる専門科目の単位を修得しておかなければならず、また実習が始まると、もはや専門知識の講義を受講する時間が無い、という現実的な過程が横たわっている。そのために上限の規程は無く、また進級条件も記載していないが、上記の実状を学生に配布されるシラバスに記載し、学内オリエンテーションで繰り返し説明し、学生に周知徹底する努力がなされている。（表3-4参照）
- ・実際に表3-3の取得単位状況をみると、51単位以上は健康栄養学科1年次でこれは生化学実験等の専門科目20単位が必須科目にあるからである。その他は多くて50単位以内であり、凡そ週12回程度の授業を受ければ良い。

図表3-2-2 年次別履修科目の単位取得状況

取得単位状況(前年度実績)
一年次

	平成18年3月1日 現在の在籍者	0単位		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
医療技術学部	理学療法学科	99	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	41	41.4%	58	58.6%	0	0.0%
	作業療法学科	47	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	45	95.7%	2	4.3%
	言語聴覚学科	53	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	45	84.9%	7	13.2%
	健康栄養学科学科	48	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	48	100.0%
	医療技術学部 計	324	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	56	17.3%	206	63.6%	60	18.5%
社会福祉学部	社会福祉学科	123	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.8%	0	0.0%	52	42.3%	69	56.1%
	社会福祉学部 計	123	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.8%	0	0.0%	52	42.3%	69	56.1%
合計	447	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	2	0.4%	56	12.5%	258	57.7%	129	28.9%	

二年次

	平成18年3月1日 現在の在籍者	0単位		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
医療技術学部	理学療法学科	50	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	3	6.0%	46	92.0%	0	0.0%
	作業療法学科	57	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	56	98.2%	0	0.0%	0	0.0%
	言語聴覚学科	50	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	39	78.0%	10	20.0%
	健康栄養学科学科	46	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	33	71.7%	13	28.3%
	医療技術学部 計	203	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	60	29.6%	118	58.1%	23	11.3%
社会福祉学部	社会福祉学科	132	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	69	52.3%	56	42.4%	4	3.0%
	社会福祉学部 計	132	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	69	52.3%	56	42.4%	4	3.0%
合計	335	3	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	129	38.5%	174	51.9%	27	8.1%	

① 在籍者数は当該年の3月1日の数値とする。

② 在籍者数には休学者は含み、退学者は含まない。

三年次

	平成18年3月1日 現在の在籍者	0単位		1~10単位		11~20単位		21~30単位		31~40単位		41~50単位		51単位以上		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
医療技術学部	理学療法学科	55	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	50	90.9%	4	7.3%	0	0.0%
	作業療法学科	53	0	0.0%	0	0.0%	2	3.8%	3	5.7%	48	90.6%	0	0.0%	0	0.0%
	言語聴覚学科	47	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	47	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	健康栄養学科学科	48	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	48	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	医療技術学部 計	203	0	0.0%	1	0.5%	2	1.0%	50	24.6%	146	71.9%	4	2.0%	0	0.0%
社会福祉学部	社会福祉学科	130	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	45	34.6%	66	50.8%	17	13.1%
	社会福祉学部 計	130	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	45	34.6%	66	50.8%	17	13.1%
合計	333	2	0.6%	1	0.3%	2	0.6%	50	15.0%	191	57.4%	70	21.0%	17	5.1%	

四年次

		平成18年3月1日現在の在籍者		0単位		1～10単位		11～20単位		21～30単位		31～40単位		41～50単位		51単位以上		
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
医療技術学部	理学療法学科	51	0	0.0%	2	3.9%	1	2.0%	48	94.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	作業療法学科	53	0	0.0%	5	9.4%	2	3.8%	46	86.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	言語聴覚学科	50	0	0.0%	2	4.0%	42	84.0%	6	12.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	健康栄養学科	48	0	0.0%	0	0.0%	48	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	医療技術学部 計	202	0	0.0%	9	4.5%	93	46.0%	100	49.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
社会福祉学部	社会福祉学科	119	1	0.8%	0	0.0%	113	95.0%	5	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	社会福祉学部 計	119	1	0.8%	0	0.0%	113	95.0%	5	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	321	1	0.3%	9	2.8%	206	64.2%	105	32.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

① 在籍者数は当該年の3月1日の数値とする。

② 在籍者数には休学者は含み、退学者は含まない。

大学院

		平成18年3月1日現在の在籍者		0単位		1～10単位		11～20単位		21～30単位		31～40単位		41～50単位		51単位以上			
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%		
医療福祉学研究科	保健学専攻	理学療法学分野	8	0	0.0%	0	0.0%	7	87.5%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		作業療法学分野	10	0	0.0%	0	0.0%	8	80.0%	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		言語聴覚学分野	4	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		健康栄養学分野	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	社会福祉専攻	保健医療福祉政策・計画・運営	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		保健医療福祉マネジメント学	3	0	0.0%	1	33.3%	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	医療福祉学研究科 合計	27	0	0.0%	1	3.7%	20	74.1%	4	14.8%	2	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

① 在籍者数は当該年の3月1日の数値とする。

② 在籍者数には休学者は含み、退学者は含まない。

2) 卒業・修了要件について

【学部】

各学科の卒業要件は、学則第42条に明記され、その範囲内で各科目群での必要単位数も各学科で指定している。

図表 3-2-3 卒業に必要な単位数

学部・学科	医療技術学部						社会福祉学部
	理学療法学科	作業療法学科	言語聴覚学科	健康栄養学科	健康スポーツ学科	看護学科	社会福祉学科
基礎教養科目群	25	25	25	25	25	25	25
教養科目群							
医療福祉基礎科目群	4	5	6	6	6	4	6
専門基礎科目群	38	37	43	42	31	29	51
専門専攻科目群	66	68	58	55	69	71	47
計	133	135	132	128	131	129	129

【研究科】

次の条件で、30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文の審査を受けなければならない。

1. 選択した分野の授業科目の中から3科目（特論、演習、特別研究）16単位を必修選択して修得すること。
2. 共通科目及び他の分野の特論から7科目14単位以上を選択して修得すること。ただし、共通科目からは3科目6単位以上を選択して修得すること。
3. 社会福祉学専攻は、研究方法特論Ⅱ（社会福祉研究方法論）を必修選択すること。

3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

【評価の方法】

- ・学期毎の評価方法は、あらかじめ「シラバス」に記載された方法で行う。
- ・方法は期末試験、レポート、出席状況、実技評価等、各教員の裁量で行われる。
- ・点数の評価配分と、追試験、及び再試験も決められた方法で行われている。
- ・複数担当者で行われる場合は、その授業の立案者が責任者となり、担当者と配点や評価を相談の上で行う。

図表3-2-4 成績評価基準

1. 平成16年度以降の入学生

点数区分	評価の表示方法	合否
100～90点	A+	合格
89～80点	A	
79～70点	B	
69～60点	C	
59～0点	D	不合格

2. 平成13年度～平成15年度の入学生

点数区分	評価の表示方法	合否
100～80点	A	合格
79～70点	B	
69～60点	C	
59～0点	D	不合格

- ① 評価の表示方法で「S」または、「秀」がない場合は省略すること。
- ② 評価の表示方法 AまたはB が該当しない場合は省略すること。
- ③ 上に示した表が貴学の実態に当てはまらない場合は、貴学の実態に合わせた独自の表を作成すること。

図表3-2-5 GPA換算表

点数	評価	判定	GPA
90点以上	A+	合格	4
80点以上90点未満	A	合格	3
70点以上80点未満	B	合格	2
60点以上70点未満	C	合格	1
60点未満	D	不合格	0

- ・平成16年度よりGPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度の導入（この制度については入学後のオリエンテーションで説明している）、および学生による授業評価の実施（全学科）が行われるようになった。
- ・GPA制度については、毎年度学生全員に配布される冊子の「授業概要（シラバス）」に、学習状況を自己評価する目安とすること、学習の成果をより明確に表わすこと、履修登録に責任をもつこと、を目的としていること等が具体的に説明されている。

【結果の活用】

- ・期末試験は単位の認定、卒業判定に使用されている。
- ・GPAの結果は個々人の授業効果の判定に利用され、学習指導上の目安としている他、奨学金や卒業時の表彰の参考に使用されている。

（2）3-2の自己評価

- ・学部、研究科共に、本学の精神と目的である【優れたQOLサポーターの育成】に沿って教育目的が設定されている。特に豊かな人間性を涵養するための教養教育科目群と共に、もう一方の大きな目的である専門的な知識と技術の教授も、将来の資格取得のことを考えれば、ゆるがせない重要な目的であり、そのために十分配慮された教育課程の編成と科目の設定とその内容の工夫がなされた。
- ・また、学業の目安の一端として、GPAが導入されてさまざまな判断の参考資料として利用され、一方では学生による教員の「授業評価」も実施されていることも相まって、教育課程や教育方法に教育目的を反映させることに有意義であると評価できる。
- ・またその学外施設での実習は、協力してもらえ施設が限られており、教員は全国に手蔓を求めて実習先の確保に奔走しての結果であることも評価できる。

（3）3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も教育開発センターを中心にして、現在行われているFDの研究と実践を各教員に行き渡らせるようにする。
- ・教員の業績として、教育に対する工夫と実践を大いに評価するようにする。

3-3. 特色ある分野における教育内容・方法に工夫がなされていること。

（1）事実の説明（現状）

3-3-① 特色ある分野における教育内容・方法に工夫がなされているか。

- ・本学の多くの学科には、国家資格や免許を取得するためのカリキュラムやシラバスが組まれている。特に国家資格は、国家試験に合格して初めて資格が得られるので、どうしても資格のための特別な対応が規定の授業以外に行われている。
- ・その一つは「国家試験対策」であり、外来講師による特別講義や集中講義を計画し、模擬テストを繰り返し施行して、その結果を参考に個々の指導を行っている。
- ・更に国家試験不合格者に対しては連絡を密にして、模擬テストや補講の案内を出して援助している。
- ・国際性を培う教育の一環として、米国の施設訪問旅行を行っている。
- ・社会福祉学科では学生に地域活動に直接参加させ、福祉活動の実際を学ばせている。

(2) 3-3の自己評価

本学の特色ある分野は国家資格の取得にある。卒業生全員の国家試験合格を目指す工夫がなされている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

国家試験対策委員会で、100%の合格を目指してその研究と方法を各学科が連携し合いながら行い、不合格者への対応も積極的に行う。

[基準3の自己評価]

本学では「優れたQOLサポーターの育成」に向けての教育目的を設定している。特に教養教育分野と専門教育分野の編成を工夫し、段階的・縦断的にその二つが融合して教育機能が有効に進められるようにした。またそれらに置かれた科目も、この編成方針に相応しい内容で、それぞれの群に含められている。この開学5年目の平成17年に、それまでの反省を踏まえて、編成の基本的理念を変えずに、主として教養教育分野の科目の変更と配置換えを行う等、カリキュラムの改訂を施行した。この改訂の評価はこれからはなされていくものであるが、今後はより慎重に論議を重ねて行う必要がある。

その他の評価視点においては、大学設置基準の各条文の教育課程の編成方針を満たす適切な設定になっている。

大学院研究科における夜間開講制も、長期に亘る教育課程の履修も、設置基準に準拠したものである。

未だ開学6年目の大学であるので、今後不備を来たさないように、初心を忘れずに、教育課程の編成の充実に心掛ける必要がある。

[基準3の改善・向上方策（将来計画）]

新設された学科と、平成19年度に設置される予定の学科を踏まえて、学部編成の改訂が計画されている。この機会に本学のあり方を再検討し、中期、長期目標の制定を、教育開発委員会傘下の教育開発委員会と教務委員会、及び入試委員会や入試対策委員会が、今度設置される将来計画委員会と連携しながら腰を据えた論議を行う。

基準4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

（1）事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学のアドミッションポリシーは、次のように明確化されている。

【全学共通のアドミッションポリシー】

- ・保健・医療・福祉領域の専門職を志す動機や意欲を有する。
- ・大学教育を受けるにふさわしい基礎的学習能力を有する。
- ・真理・真実を探究する意欲があり、謙虚で豊かな感性を有する。
- ・保健・医療・福祉サービスの対象者に対して、共感的に理解しようとする態度を有する。
- ・他職種との連携やチームワークに必要な協調性を有する。
- ・グローバルな視野に立って、国際的な情報発信にも積極的な姿勢を有する。

【各学科のアドミッションポリシー】

【理学療法学科】

- ・理学療法士の仕事について関心があり、基本的な内容を理解している。
- ・理学療法の知識や技術を深め、さらに発展させようとする意欲や探究心がある。
- ・障害のある人や病む人の思いを共有し、積極的にサポートする意欲がある。
- ・他者との調和を重んじ、コミュニケーションをはかることができる。
- ・自律心があり、自分自身の生活や健康の管理を行うことができる。

【作業療法学科】

- ・作業療法に関心を持ち、対象者の痛みを理解する心のゆとりを持っている。
- ・作業療法に関する技術を研鑽し、知識を向上させる意欲がある。
- ・周囲の動きや人間関係に配慮することができる。
- ・根拠に基づいて自分の考えを相手に伝え、人の意見を聴くことができる。
- ・感性を磨き、心豊かに生物・非生物を大切にできる。

【言語聴覚学科】

- ・多様な個性を尊重し、相互にわかりあうことで、言語や聴覚に問題を持つ人を理解する心を有する。
- ・言語や聴覚に障害を持つ人のQOL（生活の質）の改善のために、積極的にサポートしていこうとする気概を有する。
- ・新しいことに積極的に興味関心を持ち、吸収していこうとする探究心を有する。
- ・誰とでも対話できる高いコミュニケーション能力を有する。
- ・緻密で冷静な判断力を持ち、粘り強さを有する。

【健康栄養学科】

- ・健康、保健、医療、福祉、特に食に関して強い探究心を有する。

- ・未知のもの、新しいことに対する好奇心を有する。
- ・バイタリテイに溢れている。
- ・人の役に立ちたいという素直で優しい心を有する。
- ・相手の立場を尊重し対話することができる。

【健康スポーツ学科】

- ・健康、スポーツの専門職として、自らの身体を健康に保つことができる。喫煙は絶対にせず、運動、栄養、休養のバランスの取れた生活を送ることができる。
- ・健康、スポーツに関する高い興味、関心を有する。自らスポーツを実践するとともに、スポーツ科学についての探究心を持ち、知、徳、体のバランスの取れた能力を有する。
- ・これまでのスポーツ経験を生かして、自ら挑戦する意欲を有する。
- ・自然や環境に配慮した新しいスポーツ観を有する。
- ・明るく、素直で、他人に誠実に対応することができる。
- ・人の立場にたって考え、高い行動力を有する。
- ・未知なるものや新しい領域に挑戦する意欲を有する。

【看護学科】

- ・看護に対する興味関心があり、看護を学ぶ意欲を有する。
- ・看護に対する好奇心探究心を有する。
- ・人に尊厳をもって関わることができる。
- ・人間との関わりや対応を大切にし、人間が好きである。
- ・相手の意思を尊重することができ、さらに自分の意思を表現できる。
- ・感受性が豊かで、率直で、素直で、正直である。
- ・保健、医療、福祉分野における連携、協働性があり、コーディネートやマネジメントできる能力を有する。

【社会福祉学科】

- ・人間と社会に関心をもち、深く理解しようとする意欲を有する。
- ・支援を必要とする人たちや周囲の人たちとのコミュニケーション能力を有する。
- ・支援を行うための専門的知識・技術・態度を体得しようとする学習意欲を有する。
- ・ボランティア活動を体験しているか、または今後参加したいという意欲を有する。
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士について理解を有する。

これらのアドミッションポリシーはホームページに明記され、公表されている。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

本学では、平成17年度募集要項から全学科のアドミッションポリシーを公表し、受験生及び関係者への周知を図り、改善を重ねている。

入学試験方法は、以下の図表4-1-1に示す制度となっている。

図表4-1-1 本学の入学試験方法

試験区分	学科	選考方法・試験科目
①A0入試	健康栄養学科 社会福祉学科	・平成14年度より医療技術学部健康栄養学科及び社会福祉学部において導入している。 ・出願書類及び面接試験（第1次面接・第2次面接）、レポートの結果を総合して判定する。
②推薦入学試験		
・公募推薦入学試験（前期・後期）	全学科	・高等学校長の推薦で本学を第一志望とする一浪と現役高校生を対象とする。 ・出願書類及び小論文試験、面接試験の結果を総合して判定する。
・スポーツ自己推薦入学試験	健康スポーツ学科	・全国大会（国体、インターハイ等）出場経験レベル以上の者を対象とする。 ・出願書類及び面接試験の結果を総合して判定する。 ・サッカー、バスケットボール及び水泳を強化対象種目としている。
・指定校推薦入学試験	健康スポーツ学科 社会福祉学科	・指定校に対し、高等学校長の推薦で本学を第一志望とする現役高校生を対象とする。
③一般入学試験		平成17年度より「大学入試センター試験」の受験者の中から選抜している。
・大学入試センター試験利用	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 健康栄養学科	・出願書類及び平成18年度大学入試センター試験の結果を総合して判定する。 ＜必修科目＞ 英語 ＜選択科目（2科目）＞ 国語、数学Ⅰ・数学A、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、世界史B、日本史B、地理B
	健康スポーツ学科	・出願書類及び平成18年度大学入試センター試験の結果を総合して判定する。 ＜必修科目＞ 英語 ＜選択科目（1科目）＞ 国語、数学Ⅰ・数学A、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、世界史B、日本史B、地理B
	社会福祉学科	・出願書類及び平成18年度大学入試センター試験の結果を総合して判定する。 ＜必修科目＞ 英語 ＜選択科目（1科目）＞ 国語、数学Ⅰ・数学A、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、世界史B、日本史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済
・一般入学試験（前期日程）	全学科	・出願書類及び学力試験の結果を総合して判定する。 ＜必修科目＞ 英語、国語 ＜選択科目（1科目）＞ 数学Ⅰ・数学A、物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ、世界史B、日本史B、地理B
・一般入学試験（後期日程）	全学科	・出願書類及び学力試験の結果を総合して判定する。 ＜必修科目＞ 英語、国語 (注)ただし、看護学科受験者については、上記科目に加え【面接試験】を課す。
④特別入学試験		
・社会人等特別入学試験	全学科	・平成13年度より全学部を導入している。 ・社会での経験が3年以上ある者（家事に専念していた者を含む）等を対象とする。 ・出願書類及び小論文試験、面接試験の結果を総合して判定する。

【入学試験方法】

- ・本学で行っている入学試験方法は、A0方式による入学選考試験、公募推薦入学選考試験（前期・後期）、スポーツ自己推薦入学試験、指定校推薦入学試験、社会人等特別入学試験、大学入試センター試験利用入学選考試験、一般試験（前期日程試験・後期日程試験）の9方法である。

- ・この中でA0方式による入試は平成14年より健康栄養学科と社会福祉学科の2学科で実施され、出願書類、及び面接試験（第1次面接、第2次面接）、レポートの結果を総合して判定される。
- ・本学のA0方式による入試は、専門の職員が担当する方式ではなく、面接に時間をかけ、レポートを課し、出願書類を参考にした方法で行われているものである。
- ・この方法については、教職員の時間と労を必要とするに足る結果が得られているのかという疑問と、A0と言うからには専任の職員を置くべきである、という教員間からの意見も出されており、追跡調査と今後専門職員を置くという方向へ体制を整えるという総務会の条件で本年度は施行された。

〈研究科の入試方法〉

- ・一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜の3種類がある。出願書類審査と面接は共通するが、一般選抜と外国人選抜にはこの他に小論文が課せられる。外国人選抜には日本語試験も課せられる。大学以外の専門職養成機関の卒業者で22歳以上であれば、入学資格審査を受けて受験することが可能である。

〈入試の体制と運用〉

- ・本学の入学試験は入試委員会委員長の基で、全学的な体制で実施している。
- ・具体的な業務は入試委員会と入試広報課が連携・共同して行っている。
- ・願書受付は入試広報課が担当し、入試問題の印刷は外部に頼むが、その際には原稿提出から印刷、納品に至るまで、必ず入試委員が立ち会う。
- ・合格発表は入試広報課で異なる3人による3重のチェックを行う。
- ・入試問題の出題、採点基準の検討、採点業務に関しては入試委員会と入試広報課が担当する。
- ・入学試験当日は学長を本部長とし、副本部長に入試委員長（東京会場は入試委員会副委員長）とした入試本部を設置し、全学出動でそれぞれの役割を厳格冷静に実施し、万全を期している。
- ・合否判定会は、予めコンピューターで処理された基礎資料の基で、各学科会議、総務会を中心にした全学の入試判定会議を経て、厳正に審議されて決められている。
- ・高校側との入試に関する説明会の開催
毎年、年度当初に県内や近接県の主たる高校の進学指導係に案内を出し、本大学の入学試験に関する説明と質問を受ける会を開き、大学からの情報の提供と高校側の要望の聴取に努めている。
- ・本学では可能な限り多様な受験方法を受験生に提供し、本学のアドミッションポリシーに相応しい学生を受け入れている。
- ・現在施行されている受験方法はA0入学試験、公募推薦入試（前期・後期）、スポーツ自己推薦、指定校推薦、大学入試センター試験利用、一般入学試験（前期・後期）社会人等特別選抜試験の計9種である。
- ・これらの試験に関する情報はアドミッションポリシーと共に、Q&A形式の解説を含め

てホームページ、入試ガイド、募集要項等で公表している。

- ・入学選考試験結果は、過去問題、Q&Aを加えて纏めて公表している。
- ・過去5年間の受験方法別応募者数と合格者、入学者数は図表4-1-2の通りである。
ここで見るように、合格者と入学者の割合は過去4年間は70%前後で推移していたが、平成18年度では65%と低下した。

図表4-1-2 入試別の合格者・入学者比率

入試の種類		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
大学 総合計	一般入試	募集定員	131	127	127	172	245
		志願者	1,134	999	1,037	1,680	2,035
		合格者	320	326	315	408	575
		入学者	189	177	174	213	277
	AO入試	募集定員	12	16	16	16	17
		志願者	30	56	60	65	70
		合格者	26	44	42	38	40
		入学者	26	44	41	38	40
	指定校推薦	募集定員	30	30	30	40	40
		志願者	13	23	20	33	44
		合格者	13	23	20	33	44
		入学者	13	23	20	33	44
公募推薦入試	募集定員	81	75	75	107	135	
	志願者	214	209	214	438	394	
	合格者	96	92	97	143	175	
	入学者	95	92	97	143	175	
スポーツ自己推薦入試	募集定員	0	0	0	15	10	
	志願者	0	0	0	26	18	
	合格者	0	0	0	20	15	
	入学者	0	0	0	20	15	
その他 (社会人・留学生・ 帰国生徒等を含む)	募集定員	0	0	0	0	0	
	志願者	16	18	10	8	14	
	合格者	2	5	4	2	2	
	入学者	2	3	4	2	2	
合計	募集定員	260	260	260	360	460	
	志願者	1,407	1,305	1,341	2,250	2,575	
	合格者	457	490	478	644	851	
	入学者	325	339	336	449	553	
	定員充足率	125.0%	130.4%	129.2%	124.7%	120.2%	
	入学者の対合格者比率	71.1%	69.2%	70.3%	69.7%	65.0%	

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員等、在籍学生数が適切に管理されているか。

【学部】

- ・学生の収容定員は平成18年5月現在で、医療技術学部920名、社会福祉学部430名のところ、在籍者はそれぞれ1,148名（1.24倍）、522名（1.21倍）であり、総計の収容定員1,350名と在籍者1,670名の比率は1.27倍である。学年別に見ると1年生は1.15倍、2年生は1.23倍、3年生は1.28倍、4年生は1.30倍である。卒業延期者（在学年数が4年を超える者）は10名（在籍学生数の0.6%）である。
- ・また、各学年の留年者は4年生のみの10名、退学者は各学年共に生じていない。

- ・留年の理由は病気による者0名、経済的な理由0名、成績不良の者10名であった。

【研究科】

- ・開設2年目であるが、定員40名のところ、初年度の平成17年度は27名（社会人19名、本学よりの進学者7名、他大学からの進学者1名）、平成18年度は15名（社会人10名、本学よりの進学者5名、他大学からの進学者0名）であった。

図表4-1-3 学部・学科の学生定員及び在籍学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員 (a)	在籍学生 総数 (b)	編入学生 数 (内数)	b/a	在籍学生数							
								第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
								学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)
医療技術学部	理学療法学科	80	-	240	307	-	127.9	100	0	99	0	51	0	57	3
	作業療法学科	40	-	160	210	-	131.3	50	0	48	0	56	0	56	4
	言語聴覚学科	40	-	160	199	-	124.4	51	0	51	0	50	0	47	2
	健康栄養学科	40	-	160	190	-	118.8	48	0	48	0	46	0	48	0
	健康スポーツ学科	60	-	120	154	-	128.3	77	0	77	0		0		
	看護学科	80	10	80	88	-	110.0	88	0		0		0		
計		340	10	920	1148	-	124.8	414	0	323	0	203	0	208	9
社会福祉学部	社会福祉学科	120	5	430	522	2	121.4	140	0	121	0	131	0	130	1
計		120	5	430	522	2	121.4	140	0	121	0	131	0	130	1
合計		460	15	1,350	1,670	2	123.7	554	0	444	0	334	0	338	10

備考： 理学療法学科：入学定員：～H16 40人、H17～ 80人
社会福祉学科：入学定員：～H17 100人、H18～ 120人、編入学受入：H17、H18

(2) 4-1の自己評価

- ・本学の入試試験制度は、入試委員会を中心にして改善の方策を検討してきている。そして多くの受験生に多くの受験機会を与えるよう、多様な方式を採ってきた。その中で本学のアドミッションポリシーを明確にし、受験生に対しては本学がどのような学生を望んでいるかを公表してきた。そして保健医療福祉の分野が望む、相応しい学生の確保にも努めてきている。こうしたことにより応募者は、面接試験等において本学の期待する学生像をよく理解して発言する機会が増えている。即ち本学のアドミッションポリシーが周知されてきている、と考えられる。
- ・AO方式による入試については、受験者の減少時代に、より有能なQOLサポーターとしての資質を備えた学生を十分に見極めて早くから選択できる方法として、2学科が継続して実施したが、これは本学にとって意義のあることである。
- ・本年度に、合格者に対する入学者の比率が低下したのは、入学金の返却が入学者にとって可能になった影響もあるものと考えられる。
- ・収容定員と在籍者の割合が学年を追うごとに増加しているのは、留年の存在によるものであるが、できるだけ留年を出さないように万全を尽くさなければならない。
- ・研究科の入学者が定員を大きく割っている。この理由を解析して増員を図る必要

がある。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

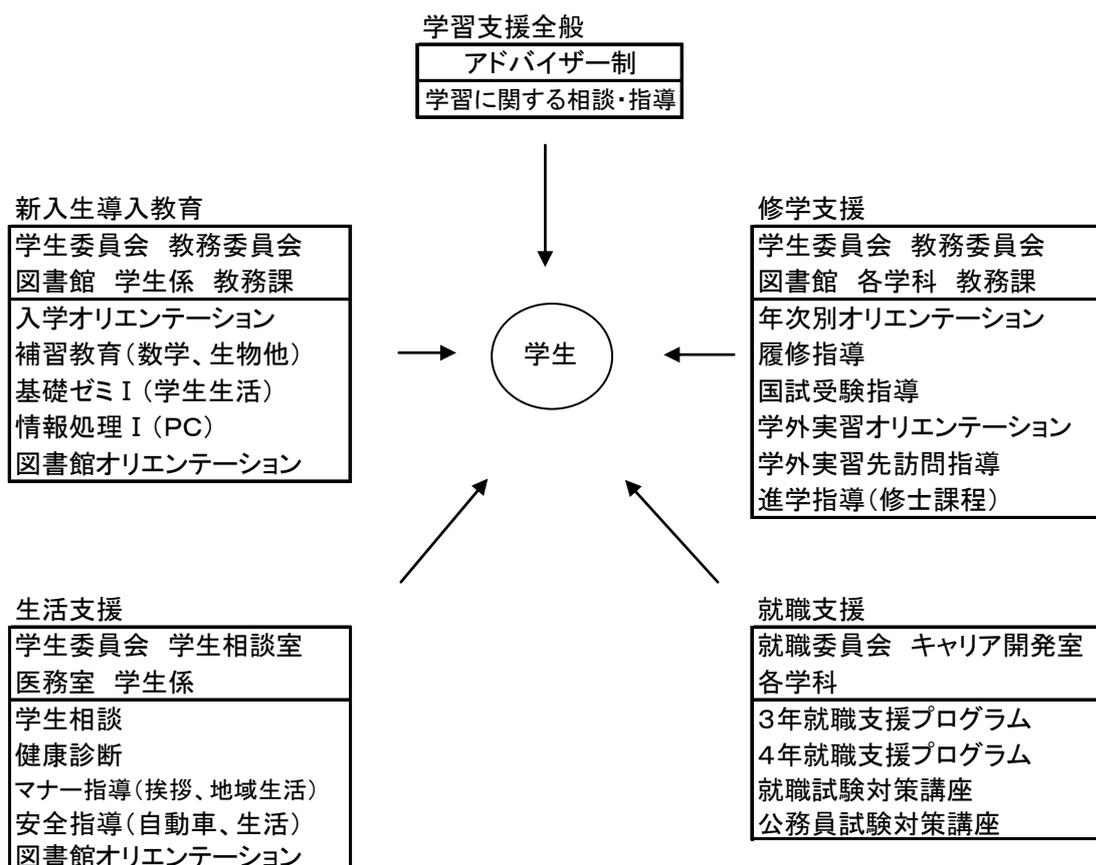
- ・A0方式を存続させるためには、入試委員会の中にA0専門委員会（仮称）を設置し、に事務職を参加させ、検討する。
- ・4年生の留年を生じさせないために、その理由の早期発見、早期対応に努める。
- ・研究科の入学応募者の少ない理由として、社会人入学を希望する者に対する、職場の理解と経済的理由がある。この2点については本学の研究科の存在と内容を更に広報する。

4-2. 学生の学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-2-1 ① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

図表4-2-1 学習支援体制



- ・特別な組織は設置されていないが、図表4-2-1で示したように、各学科で基礎ゼミ小グループ担当教員がそのまま1年間のアドバイザーを勤めることになっており、何時でも相談に応じている他、学科によっては学年担任制を置いて4年間の学生相談

に応じているところもある。学科毎に若干異なるが、3年次後期以降には卒論・卒研の指導教員が、更に国家資格試験・就職についても指導する「三位一体」の指導体制をとる。

- ・その他、教務係、キャリア開発室等が学習に関する相談を常時受付けている。
- ・社会人入学学生では、1年生2名、4年生2名、健康栄養学科で2年生1名、3年生1名が在籍しているが、履修に関することや生活費の事、就職のことなどの相談が多かった。
- ・編入学生は2年生に1名おり、編入当初に単位認定、履修方法について多くの相談があった。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談をおこなうための適切な組織を設けているか。

(該当なし)

4-2-③ 学生の学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

- ・教育開発センターで、事務局教務係と協力しながらアンケート調査を施行している。

【学生による「授業評価」】

学生による「授業評価」を教育開発委員会の主導で平成15年後期に試験的に行い、平成16年前期より本格的に全学科で行っている。

方法は、対象授業の形態を「小中講堂」使用の授業と「大講堂」での授業、及び「実験・演習」に分け、最終授業終了後に無記名で質問の解答欄と自由記入欄にそれぞれ記入して貰い、回収後、事務局の教務係が5段階評価点を集計解析して教員個人に渡している。また、学生の自由記述コメントには必ず早めに学生へフィードバックするようにしている。

【卒業生対象に行った「アンケート調査」】

平成17年度より、卒業生対象にアンケート（Ⅰ卒業論文・卒業研究、Ⅱ所属した学科の教育について）を自由記入の方式で行っている。

(2) 4-2の自己評価

- ・アドバイザー制にも限界がある。1年次毎の在籍者数が比較的小人数であることや、個人的な指導の機会が多い学習機会が設定されていても、現在の学習支援体制が十分とは考えていない。現体制下で学生がどの程度学習への不安と問題を抱えているか、何らかの方法で知る必要があり、また、それを組織的・継続的に行う必要がある。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育開発センターと教務委員会で協力して学生の意見を汲み取る方法を考え、学生の学習環境の充実を図るようにする。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

- ・本学の所在地は周囲に民家や販売店舗が無く、アパートも大学より約1.5キロの地区に集中し、自家用車通学が55%程に達している。冬季には降雪や路面が氷結することもある。
- ・このような実状のもとで、教員組織では学生委員会・健康管理委員会・人権委員会が、事務関係では学生係・総務係が対応している。

【保険】

- ・正課中、行事中、課外活動中及び通学中に学生自身が不慮の事故によるケガを負ったときに備え、(財)日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」に全学生を加入させている。また、学外実習時等に他人にケガを負わせたり、実習器具を壊したりして賠償責任事故が発生した場合に備え、本学独自に「学生総合保障制度保険」を制定し、入学時に全学生に加入させている。

【食堂】

- ・学生用食堂施設として第1厚生棟の1階に388席(調理場付)、2階に70席(即席食、パン食)、第2厚生棟に342席(弁当・パン食)を用意している。第1厚生棟1階は夕食の対応も行っている。
- ・第2厚生棟のクラブ倉庫、多目的室、和室、ミーティングルーム、学友会室、男女更衣室、男女便所、給湯室を、学友会が使用出来ることを学生便覧に明記した。

【通学】

- ・最寄りのJR駅より大学まで、定期的にバスを運行(乗車時間約20分、平日15往復)し、土曜、休日に授業が行われる時にも授業実施時間に対応して運行している。
- ・自家用車による通学が多いため駐車場の整備を行い、約800台の駐車を可能にしており、今後も増設する予定である。また毎年10月に冬季運転のための特別な運転指導講習会を開催している。
- ・個人情報管理の運用上研究棟閉鎖時間を22時に定め、それ以降の学生利用は指導教員の指導下にある時のみとしている。

【金融】

- ・地区郵便局の協力を得てATMを管理棟1階に設置し、学生、保護者間の利便を図った。

【学生証の発行機器】

- ・各種証明書の自動発行機を管理棟1階廊下に設置した。

【保安】

- ・警備員が夜間当直をし、定期的に巡回している。

【危機管理】

- ・学内での人身事故や急病の場合、痴漢やストーカー、不審者などの事件犯罪の場合、交通事故の場合、火災や地震の場合、漏水、設備機器等の異常の場合、学外実習の

場合等に分けて「学生便覧」に詳述して指導している。

【その他】

- ・希望者に禁煙指導を行っている。
- ・大学校内での挨拶の励行を指導している。
- ・地区自治会と交流会を開いている他、地区住民からの大学に対する苦情対応とその解消について学生指導を行っている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

本学では、次のような本学特有の奨学金制度を設定している。

【学部】

- ・新潟医療福祉大学奨学金制度(平成17年度制定)があり、平成17年に3名が応募し、3名が利用した。
- ・一般学部学生への経済的支援として、新潟医療福祉大学特待生制度(平成17年度制定)
- ・健康スポーツ学科では特待生に対する特別な奨学金制度が設定されており、現在まで17名が対象となっている。

図表 4-3-1 本学独自の奨学金制度

	新潟医療福祉大学奨学金制度	新潟医療福祉大学学資融資奨学金制度 提携教育ローンの融資金利(利率)を上限として教育ローンの利子給付を行います。
対象者	経済的理由により就学が困難であり、且つ成績が優秀な学生	経済的な理由により就学が困難であり、且つ他の奨学金制度を利用していない学生。
対象人数	3名(2年次～4年次、各1名)	30名を上限(毎年審査のうえ決定)
給付金額	25万円	融資元本 200万円を上限とする教育ローンの利子分

図表 4-3-2 特待生制度

	新潟医療福祉大学特待生制度
対象者	一般入学選考試験前期日程において高得点で合格した者
対象人数	5名程度
免除内容	1年次授業料の全額を免除

【大学院・研究科】

- ・本学独自の奨学金制度として**特別研究奨学金・修学援助奨学金**が制定されている。(平成18年度新潟医療福祉大学大学院「学生便覧・シラバス」3頁「大学院事務取扱9」および同51頁「新潟医療福祉大学大学院特別研究奨学金規程」)

特別研究奨学金 1年 150,000～200,000円 本学卒業後継続入学者
(年額・2年間)

修学援助奨学金 2年 150,000～200,000円
(年額・1年間)

【長期履修生制度】

本学では学生が職業を有している等の事情により希望すれば、本来の2年間の修業年限を3年又は4年間に延期できることを学則で示し、その詳細を「新潟医療福祉大学大学院長期履修生規程」に定めて運用している。

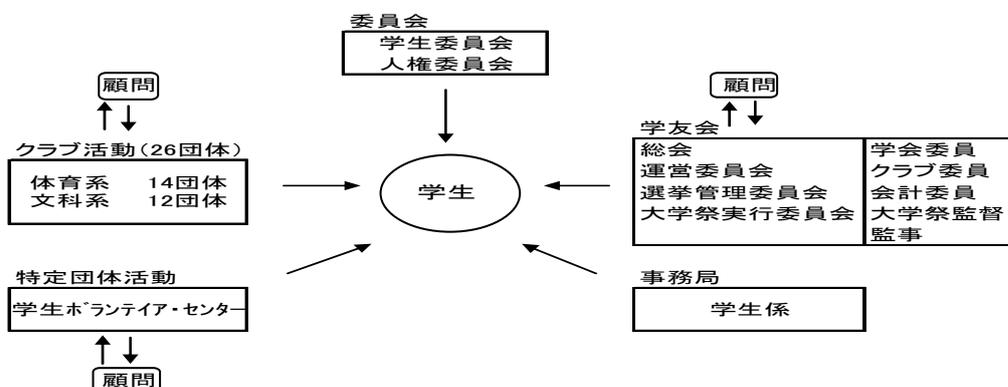
(平成18年度新潟医療福祉大学大学院「学生便覧・シラバス」33頁「新潟医療福祉大学大学院長期履修生規程」参照)

4-3-3 ③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

- ・本学の課外活動は、主として学友会に所属する部活動を中心に活発に行われており、本学の専任教員がその顧問として、相談や指導に当たっている。
- ・特殊な課外活動としては学生ボランティア活動があり、平成17年12月より学生主導による「新潟医療福祉大学ボランティアセンター」が設立されて活動を始めたが、規約で定められた顧問に本学教員（学生委員会委員長）を当て、大学から40万円の助成金を支出して支援している。
- ・同じくボランティア関連で学内の第1厚生棟2階に、身障者とその保護者が経営する食堂「キッズ」を設置している。そこへ学生がサークル活動として参加し、また大学の最寄りの地区の人々との交流の場づくりに役立っている。
- ・学友会の居室等を確保済みである。
- ・学則第45条に基づき、「成績・人物が優秀な者」、「課外活動で功績のあった個人又は団体」、「社会活動で顕著な功績のあった者」を卒業式にて表彰している。規程及び細則に則り、各学科、委員会より推薦された学生を「副学長・各学科長・教務委員会委員長・学生委員会委員長」で構成された「審査会」で審議して施行される。又別に学長賞として「特別に奨励される者」等を表彰している。
- ・本学には、図表4-3-3「課外活動の支援」にあるような課外活動を支援する指導援助がなされている。

図表4-3-3 課外活動の支援

課外活動への支援体制のシステム図



4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切におこなわれているか。

【医務室】

- ・ 医務室を設置し、1名の保健師が常勤して対応している。部屋は管理棟の出入り口に在り、学生は利用しやすく保健師は事務局への応援を求め易い。治療薬は置いてないが、身体疾患で手当てを必要とする場合は大学より自動車で約10分の協力病院を紹介している。精神的問題を抱えている学生は心理相談を紹介し、学内の精神科教員に相談して対応している。
- ・ 医務室利用者は年々数を増しているが、これは学生数が年々増加しているからと思われる。身体的な訴えは怪我が最も多く、次いで風邪が多い。精神的な訴えは年々多くなっている。
- ・ 尚、運動実習時などでの熱中症など急を要する事態にのみ医師が対応できるように、医務室を診療施設として公的に手続きした。

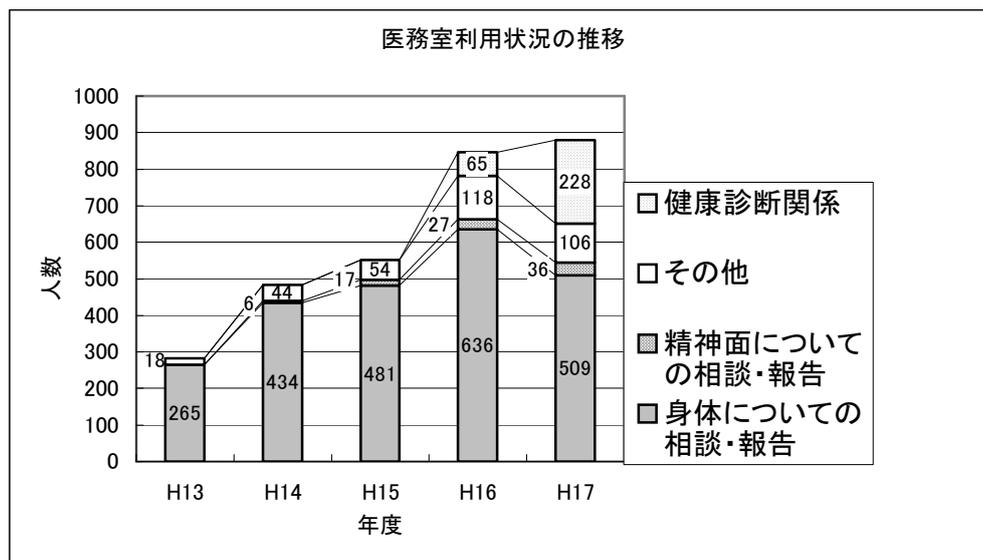
【学生相談】

- ・ 心理相談は非常勤の臨床心理士が週1回の心理相談を行っている。相談室には医務室ではなく、管理棟の応接室を使用し学生が他学生の目を意識しないよう、又相談し易いようにしている。
- ・ 緊急時に医師による応急手当などの医療行為が可能なように許可を受けてある。
- ・ 各学科では学年担任やアドバイザーが進路相談のほか、時に応じてどのような相談でも受けられるように入学時のオリエンテーション時に伝えている。
- ・ その他基礎ゼミや学外実習指導、卒業論文指導など、年次ごとに小グループでの学習指導を行うので、問題のある学生については比較的把握し易い。

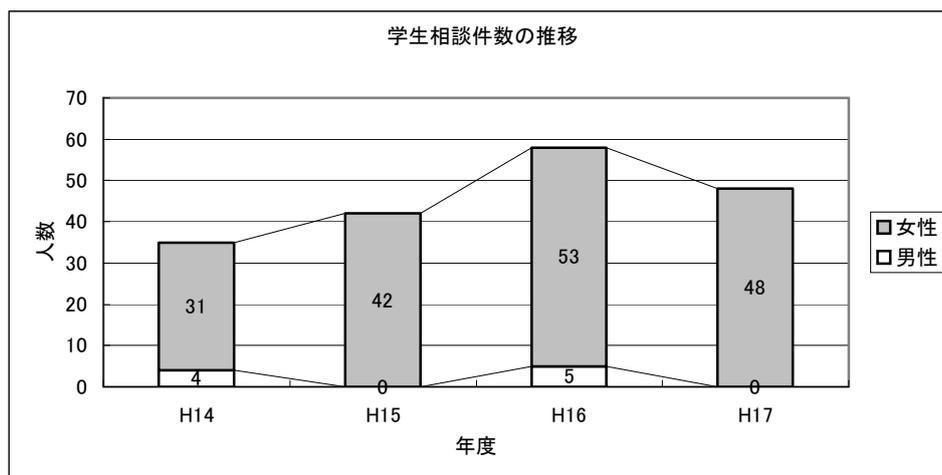
【生活相談】

- ・ 特に日常の生活相談の窓口は設置していないが、事務局学生係を中心に、アパートの斡旋やそこでの生活上の諸問題、個人的な悩みなどを含め、どのような内容であっても、教職員一同で親身に対応をしている。

図表4-3-4 医務室利用の状況



図表4-3-5 学生相談件数の推移



その他の厚生面での支援

- ・人権委員会で、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントを扱い、そのためのパンフレットや手引きを配布し、対応している。
- ・学生の研究における倫理規定について検討し、対応している。
- ・平成17年度より、健康管理委員会を設置し、病院実習での感染予防対策などを検討し、学内でインフルエンザ予防接種ができるように設定した。
- ・平成17年度より、「大学敷地内禁煙」を宣言し、希望学生には禁煙指導を行った。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

- ・学生委員会で「生活調査のアンケート」を行う他、目安箱を事務室前に置いて学

生の意見を聴取している。

- ・保護者懇談会案内時に「はがき」を同封して意見を求め、また懇談会で直接意見を聞くようにしている。
- ・これらの結果は総務会、合同教授会、関係委員会に報告され、可能性のあるもの、対応の可能なものには対処している。
- ・学生・保護者の要望を入れて、平成14年に第2厚生棟を増設し、郵便局の現金支払機を学内に設置した。

4-3-⑥ 留学生に対して適切な支援が行われているか（独自に追加設定）

現在は在籍していない。

(2) 4-3の自己評価

- ・学生サービスや厚生補導、課外活動の支援はある程度の対応が出来ているものとする。
- ・経済的援助については、有能な学生の確保のためにも可能な限りの対応を行っているところであるが、昨年度から本年度にかけて卒業予定者の授業料未納に関する問題が卒業判定時に明らかになった。
- ・また、精神的問題を抱えている学生への対応に苦慮する例が多くなっており、その組織的対策も必要になっている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・授業料未納に対してどのように対処するか、他大学の実態等を調査し、事務局と学生委員会で検討し、卒業時まで持ち越さないように対応する。
- ・健康管理の充実を図るために、健康管理委員会で常時その対応を検討する。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

【就職・進学】

- ・就職活動を円滑に進めるため就職センターが設置されている。就職センターは各学科から選出された教員各1名の就職委員会とキャリア開発室（常勤事務職員2名、派遣職員1名）から構成され、学長指名による就職センター長のもとに、学生への就職指導・就職斡旋に関する事項、教員に対する就職指導方法の啓発事項等を協議している。
- ・専門職としての進路相談及び指導は、各就職委員を中心として卒業研究指導教員や学年担任が受け持ち学生の相談に応じているが、就職センターへの来所も結構多く、教員、職員が双方で学生の情報を共有し、学生が相談しやすい環境作りをしている。

図表4-4-1 就職相談室等の利用状況

名称	スタッフ数	開室日数		開室時間	年間相談件数		
		週当たり	年間		平成15年度	平成16年度	平成17年度
就職センター	3	5	248	8:30~17:00	429	4,754	3,845

- ・就職業務全般を遂行しているキャリア開発室では、就職センター・就職資料室を設置し、求人開拓、就職関連の資料・データ等のストック、就職ガイダンスの開催、求人説明会の実施、個別相談、個別模擬面接を実施している。またインターネットを利用した求人票検索システムを用いて、実習等で来校できない学生に対しても即座に求人情報を公開している。
- ・キャリア開発室では、就職意識を高める目的で、3年次より全学生を対象に5回の就職ガイダンスを開催し、「自己を理解する」ことから「具体的な就職活動の仕方」までを外部講師を含めて実施、その一方で各学科においても、より細かな専門職としての指導ができるように、OB・OGや人事採用担当者からの講話などが企画・実施されている。
- ・また、個人指導を徹底するために、キャリア開発室において、3年求職登録時に全学生を対象とした個人面談を実施、就職希望や進学希望などの動向を把握するとともに、各学科にその内容をフィードバックし、教員を含めて全学的に学生の指導にあたっている。
- ・また、就職斡旋は卒業後1年以内にも対応することになっている。

- ・就職センターの概要と利用状況の詳細は以下の通りである
 - ・就職センター
 - 1) 資料コーナー
 - (1) 平成15年度から平成18年度までの求人情報を都道府県別にファイルし、また企業パンフレットや募集要項を随時検索可能な体制をとっている。
 - (2) 就職試験対策用ガイドブック・問題集、公務員試験対策用問題集、企業情報ガイドブックなどを配置している。
 - (3) 過年度卒業生の就職試験内容のデータを保管し、在学生に就職試験時の対策として対応できるよう随時閲覧可能となっている。
 - 2) 求人票検索性用パソコン

パソコンには企業・求人情報のデータを学生用に検索しやすくしたGAKUENシステムが導入されており、検索項目は企業名（カタカナ検索も可）、本社所在地（県別・地域）以外に業種・職種・賃金・休日・従業員数など多数あり、学生の希望する条件にあう病院・施設の情報検索が可能なシステムとなっている。
 - 3) 個別相談

就職・進学に関わることについて学生に窓口対応以外に、電話、Eメールでの相談も受け付けており、遠方の実習先からの問い合わせにも随時対応している。
 - ・就職資料室

1) 求人情報の掲載

求人票を受付日順に掲示し、職種別に求人票にマークをつけて識別できるようにしている。また、希望求人票があれば、受付番号を控えておき就職センターでコピーすることも可能となっている。また、企業説明会・セミナー、企業合同ガイダンス、公務員採用情報、求人案内ポスター等を掲示し学生に随時公開している。

2) 就職資料の配布

就職情報サイトの登録用紙（ハガキ）や企業パンフレット・募集要項をラックに展示し、学生が自由に持参できるように配置している。

4-4-② インターンシップや資格取得等のキャリア教育のための支援体制が整備されているか。

- ・インターンシップが導入されている。
- ・本学の大きな目的の一つが卒業後に国家資格他何らかのキャリアを得るためのカリキュラムが用意されていることである。従って、そのためのカリキュラムやシラバスは入念に用意されており、実習という形で職場体験を十分に積んでいる。
- ・さらに、国家資格試験に合格する為の準備として、規定の授業以外に、模擬試験や学外講師を招聘し、万全の準備をしている。
- ・また、国家試験以外の就職関連の講座として、公務員講座、就職適性講座、TOEIC、ビジネスマナー講座を開講、平成16年度に約130名、平成17年度に約160名の受講があった。この講座には後援会からの支援をいただき、学生は安価で受講し易くなっている。

(2) 4-4の自己評価

- ・平成16年度の学部の就職率は、医療技術学部100%、社会福祉学部95.1%、平成17年度は、医療技術学部99.4%、社会福祉学部98.2%と極めて高い。
- ・きめ細かな就職指導のため人間関係が構築され、卒業後も学生が近況報告などで教員研究室や就職センターに数多く来校し、資料だけではわからない就職先状況を補完でき、就職率の向上に貢献している。
- ・国家資格者養成校として、各学科のカリキュラムが非常に密に組まれているため、就職試験のための講座の日程が取り難くなっており、土日曜、祝日にも開催しなければならない状況であるにもかかわらず、ガイダンスや講座への参加率、出席率は高い。
- ・また、国家資格者養成校として、その専門職に就く者の割合が高く、入学前の就職希望を実現させた者が多い。

図表4-4-2 就職の状況（過去2年間）

学部	平成16年度				
	卒業者数 (人)	就職 希望者数	就職者 数	就職率 (%)	求人社数

医療技術学部	理学療法学科	51	50	50	100	860
	作業療法学科	42	41	41	100	748
	言語聴覚学科	45	26	26	100	285
	健康栄養学科	46	46	46	100	74
	健康スポーツ学科	0				4
	学部合計	184	163	163	100	1,971
社会福祉学部	社会福祉学科	117	103	98	95.1	312
	学部合計	117	103	98	95.1	312
学部学科を問わない求人						120
合 計		301	266	261	98.1	4,686

学部		平成17年度				
		卒業生数 (人)	就職 希望者数	就職者 数	就職率 (%)	求人社数
医療技術学部	理学療法学科	48	48	48	100	1,027
	作業療法学科	46	45	45	100	925
	言語聴覚学科	48	30	30	100	398
	健康栄養学科	48	43	42	97.7	107
	健康スポーツ学科	0				11
	学部合計	190	166	165	99.4	2,468
社会福祉学部	社会福祉学科	117	110	108	98.2	467
	学部合計	117	110	108	98.2	467
学部学科を問わない求人						286
合 計		307	276	273	98.9	6,156

※健康スポーツ学科は平成21年3月に卒業者を輩出予定

図表4-4-3 平成17年度卒業後の進路先状況

(平成18年5月1日現在)

		医療技術学部		社会福祉学部	
		人数(人)	(%)	(人)	(%)
就職	農業				
	林業				
	漁業				
	鉱業				
	建設業			1	0.9%
	製造業	4	2.0%	2	1.7%

	電気・ガス・ 熱供給・水道業				
	情報通信業				
	運輸業			1	0.9%
	卸売・小売業	4	2.0%	4	3.4%
	金融・保険業	1	0.5%	1	0.9%
	不動産業				
	飲食店、宿泊業	3	1.6%		
	医療、福祉	136	71.6%	86	73.5%
	教育、学習支援業	2	1.0%		
	複合サービス事業			4	3.4%
	その他サービス業	15	7.9%	7	6.0%
	官公庁	1	0.5%	2	1.7%
	上記以外				
就職者合計		166	87.4%	108	92.3%
進学	自大学院	4	2.1%	1	0.9%
	他大学院	1	0.5%		
	専修学校等の入学者	11	5.8%	1	0.9%
進学者合計		16	8.4%	2	1.7%
その他	一時的な仕事についたもの	3	1.6%	2	1.7%
	無業者・未定者	8	4.2%	5	4.3%
卒業者合計		190	100.0	117	100.0

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・健康スポーツ学科ではインターンシップ制度をどのように効果的に導入していくか積極的に検討していく。
- ・職業観が希薄な学生に無職者やフリーターを安易に選択させることのないよう、また、ミスマッチによる早期退職を防ぐために、低学年から職業や社会常識に対する意識付け、動機付けの方策を検討することが急務である。そのために、就職に対する意識変化や企業の採用環境の変化等を的確に把握するとともに、就職指導の重要課題を教員、職員が共通認識し、支援体制を強固なものにしていく。
- ・卒業生の卒業後の転職状況など追跡調査を実施し、進路指導の充実と改善を図ることを計画中である。
- ・社会人として、学生の自立性、精神的強さを育み、社会性、人間性に優れ、社会に貢献しうる学生の育成に努めるため、日常の講義、実習だけでなく、様々な場面において、教員・職員が一体となって支援することとする。

[基準4の自己評価]

本学はアドミッションポリシーを公表することで、学生が自らの学生生活と将来を明確に意識して入学してくることを望んでいる。しかも本学学生は、将来は人と接する専門職に従事することを目的としている者がほとんどで、人間性豊かで心身とも健康な学生が望ましい。そのために、時間と労力を必要とすることは承知で、可能な限りの入試方法を用いた選抜を行っている。しかしこれらの試験方法で学生がどのように更なる成長を遂げたかを、絶えず検証をしつつ入試対策を検討して行く必要がある。

入試体制は大学入試センター試験利用も行うことにしたので、大学入試センター試験そのものも隣設大学と持ち回りで施行しなければならず、人的にも時間的にもゆとりのない状態に対応せざるを得なくなった。入試でのミスは絶対に起こしてはならないことから、少なくとも人的な配慮への早急な対応が必要である。

学習・学生支援体制はまだ不完全である。特に理科系の基礎知識が全く不足している学生や日本語の論文形式の長文が書けない学生への対応が益々重要になってきていることや、授業料未納者の存在が浮かび上がってきていること、精神的に問題を持つ学生が今後も増加することが予想されること等、これらへの対応もまた早急に行う必要がある。

留学生は現在在籍しないが、当然今後は受け入れる機会が生じる筈なので、その対応を今から準備しておかなくてはならない。

就職に関しては未だ対応が始まったばかりである。専門職者を育成する大学であるので求人は多い。しかし個々の学生の就職先決定に至るまでには対応しなければならない課題も多い。就職に関する相談では学生が重なるように訪れていることから、就職センターでの情報提供、指導、助言体制の一層の充実が望まれる。

[基準4の改善・向上方策（将来計画）]

各領域で述べたことを教職員が協力して実行することと、内容に応じては理事・評議員会の協力を図るようにする。

基準5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

【学部】

設置基準上必要専任教員对本学の専任教員の現在数の関係は図表5-1-1のようになっており、理学療法学科(8:19)、作業療法学科(8:11)、言語聴覚学科((8:9)、健康栄養学科(8:15)、健康スポーツ学科(8:13)、看護学科(12:14)、社会福祉学科(14:22)となっており、いずれも設置基準を満たしている。

また指定規則に定める専任教員要件についても指定規則数を満たしている。

図表5-1-1 全学の教員組織

学部・学科、研究科 ・専攻、研究所等	専任教員数				助手	設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの在籍学生数	兼任教員数(b)	兼任(非常勤)教員数(c)	非常勤依存率(%) $\frac{c}{a+b+c} * 100$
	教授	助教授	講師	計(a)						
医療技術学部	理学療法学科	9	5	5	19	4	8	17	12	25.0
	作業療法学科	4	4	3	11	3	8	21	15	31.9
	言語聴覚学科	6	2	1	9	3	8	21	20	40.0
	健康栄養学科	8	4	3	15	6	8	15	14	31.8
	健康スポーツ学科	5	5	3	13	2	8	13	14	35.0
	看護学科	5	3	6	14	6	12	12	7	21.2
社会福祉学部	社会福祉学科	11	7	4	22	5	14	10	20	38.5
計		(48)	(30)	(25)	(103)	(29)	(66)	(109)	(102)	32.5
合計		48	30	25	103	29	84	165	126	32.0

【研究科】

本大学院研究科(修士課程)での教員構成は図表5-1-1で示したように、いずれも設置条件を満たしている。

図表5-1-2 大学院教員構成

専攻	専任				兼任(非常勤)合計(b)	専任兼任比率 a/(a+b)
	研究指導教員	研究指導補助教員	その他	合計(a)		
保健学専攻	28	1	4	33	5	86.8%
社会福祉学専攻	4	3	6	13	6	68.4%
合計	32	4	10	46	11	80.7%

(参考) 大学院設置基準上の教員人数

専攻	研究指導 教員	研究指導 補助教員	合計
保健学専攻	6	6	12
社会福祉学専攻	3	2	5

- ・大学院設置基準第9条第1号に掲げる資格を有する教員を「研究指導教員（○合教員）」という。
- ・研究指導の補助を行い得る教員を「研究指導補助教員（合教員）」という。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

本学での専任教員数と兼任教員数の割合は、看護学科の21.2%から、言語聴覚学科の40.0%の範囲にある。

年齢構成の特徴は40歳から50歳にかけて一つの山が見られるが、他の年齢は適当に分布している。

男女比で見ると男性が60%台、女性が30%台である。

(2) 5-1の自己評価

- ・本学の教員構成は設置基準上も指定規則上も規定数を満たしている。
- ・兼任教員採用については、元々、専門職養成指定校教員としての適格者が少ないこと、並びに急速に発展する専門医療の知識や技術について、現場の専門職者を招聘して教授するという方針から、これを行わざるを得ない実状もある。しかし、本来は専任教員による授業で行うことが、継続性もあり学生にとっても望ましい。
- ・言語聴覚学科での兼任教員への依存率が高いのは、昨年度退職した教員の補充がされていないことの影響もあるので、早急に採用しなければならない。
- ・年齢構成での山は、本大学のこれからの活性化に期待できる構成と判断される。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

非常勤講師への依存率の高い言語聴覚学科や社会福祉学科、理学療法学科は、元々教員となり得る者が少ない分野であるが、今後とも、教育機能を高めるためにも依存率を少なくするよう、適格な教員確保を大学全体が協力して努力する。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が、明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

- ・本学の教員の任用は、設置に際して文部科学省の審査を経た教員整備を行った。したがって、開学の平成13年4月より平成17年3月までの完成年度まで、教員の変更はできない。
- ・その後の採用・昇任の方針は、「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」（平成15年7月30日制定）を用いて行われてきた。（図表5-2-1）
- ・各教員の採用時には、学部・学科名、職位と担当する分野、任期制などを明記し、

インターネットを通して全国募集を行っている。

図表5-2-1 新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟医療福祉大学における教授、助教授、講師及び助手の選考の際の資格は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(教授の資格)</p> <p>第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3) 大学において教授、助教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>(助教授の資格)</p> <p>第3条 助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 前条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者</p> <p>(3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>(講師の資格)</p> <p>第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p> <p>(助手の資格)</p> <p>第5条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者</p> <p>(2) 前号のものに準ずる能力を有すると認められる者</p> <p>(細目への委任)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、各学部等は、この基準の取扱いその他の事項について必要な定めをすることができる。</p> <p>附 則 この規程は、平成15年7月30日から施行する。</p>
--

5-2-② 教員の採用・昇任に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

- ・教員の採用・昇任は、「新潟医療福祉大学教員選考規程」（平成13年4月1日制定）に基づいて、学科長により申し出があって学長が教員選考委員会を設置し、公募の上、選考委員会で審議され、その結果を学長に報告し、総務会の承認を経て、理事長により決まる。図表5-2-2はその流である。

図表5-2-2教員採用・昇任の手続きフロー

選考の発議	学科長	教員の採用、昇任等の申し出を行う。
	学部長	学長に上記を提案する。
↓		
選考委員会の設置	学長	提案の都度、総務会に「教員選考委員会」を設置するよう命ずる。 委員会の委員長、委員は期限を付して学長が委嘱する。
↓		
資格審査 採用、昇任の適否審議	委員会	候補者の資格審査、採用、昇任の適否の審議を行う。
↓		
任用候補者の推薦	委員会	審議の結果に基づき、採用・昇任等を適当とした者を候補者として学長に推薦する。
↓		
最終選考	学長	候補者の最終選考を行う。
	総務会	
↓		
決定	理事長	学長が理事長に最終選考の結果を報告し、理事長が決定する。

(2) 5-2の自己評価

- ・未だ短い期間ではあるが、教員の採用・昇任は、規程に則り滞りなく行われてきた。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在の規程は、大学全体の方針であるが、今後は各学部学科ごとの教育研究目的に合わせ、独自の採用・昇任細則を検討する。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

- ・本学の教員は、職種からすると、専門職系、医師・歯科医系、健康スポーツ系、教養教育系等に分けられる。
- ・また勤務内容からすると、学生の実習を委ねている近接の機能的付属病院や新潟県

内の中心的福祉協会、あるいは県内スポーツ関連施設などの臨床の場で実務にも従事しながら、学生に教授している教員や、センター長として勤務しながら学部、大学院の授業を担当している教員と主として大学院を担当している教員もいる。

- ・他方で、実験系の授業や学外実習等の授業が集中している教員や研究科授業の多い教員もいる。
- ・したがって、教員の教育担当時間には教員によっては差がある。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA等が適切に活用されているか。

活用されていない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

【各教員への学内研究費予算】

学内研究費は、個人に与えられ、職位と所属学部によって異なるが、医療技術学部では講師以上に1人当たり65万円が配賦されており、社会福祉学部では45万円が配賦されている。

【学内研究奨励金制度】

本学には学内の教員の研究活動を活発化させるために、学内予算での研究奨励金を設定している。この内容は研究奨励金（萌芽的研究費・発展的研究費・研究発刊費・研究センター推進費）、学長決済奨励金（学際的研究費・教育研究費）、外部資金獲得奨励金の7種類に1件当たり30万円から100万円の範囲で平成17年度は総額2,585万円が予算化され、30件が採用された。

【留学補助金】

- ・本学教員を対象に、1～3ヶ月以内の期間、1名あたり30万円（旅費を含む）を支給する短期留学生制度を平成18年度より実施している。

（2）5-3の自己評価

教員の授業担当時間について、極端な事例にはそれぞれの理由がある。ただそのことで、他の教員の授業担当に大きな影響を与えている場合があれば、すみやかに是正しなければならない。

教員への研究費の配分は、自ら努力し向上しようとする者を視点に、適切に配分されるようにした。

（3）5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員相互間の勤務上の諸問題について、建設的に意見を汲み取る手段と方法について、教育開発センターで検討する。

- ・教員間では、研究課題を持って国外への留学を希望する者が多い。このために、今回短期間の留学制度を実施することになったが、長期留学も検討中である。
- ・この実現には、留学中の対象者が担当している授業への対応と経済的保証が課題と

なる。難題ではあるが、その実現に向かって各学科を中心に総務会で検討していく。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

5-4-① 教育研究活動の向上のためにFD等の取組みが適切になされているか。

【FDへの取組み】

- ・本学は、開学に先立ち、講演や就任予定の教員に対してのFD研修を持ち、開学後、教育開発委員会を学長を委員長として設置した。開学早々に大学内で講演会、シンポジウムなどを開き、次いで学内で教員全員を対象にしたカリキュラムプランニング研修会、学内教員による公開授業、4月の新任教員研修等のFD活動を行い、FD活動を積極的に行ってきた。その流れは以下の通りである。

平成12年度 講演「より良い講義を目指して」「新潟大学工学部におけるGPA制度・キャップ制とその利用計画」(平成12年8月)

平成13年度 第1回新潟医療福祉大学教育ワークショップ(平成13年8月)、教育研修会フォローアップ「カリキュラムプランニングと教育評価について」(平成13年11月-3日間)

平成14年度 第2回新潟医療福祉大学教育ワークショップ「カリキュラムプランニング」(平成14年9月)講演「大学教育改革の現状と課題」

平成15年度 教員参加によるFD研究会発足、FDの確立一本学独自のFD方の開発

平成16年度 教育開発センターの設置を踏まえて、将来その傘下に入るものとしてFD委員会が設置された。

- ・例えば平成17年度では11回の委員会を開き、その第11回委員会では、学内自由参加型として、1) IT+基礎ゼミⅡ、2) 大中教室授業法、3) 小教教授法、4) シラバス+ED、5) ランチオンFD、
- また学外応募型として、第15回新潟大学全学FDへの参加、大学教育学会第28回「評価時代を迎えた大学のあり方」への参加、などが報告されている。
- ・ここで示されているランチオンFDは、昼食をとりながら学内教員の多様な研究を聴く会であるが、「ランチオンセミナー」は定期的開催されている。
- ・学内教員が互いにより良い教授法を学び合うために、教員が他の教員の授業を見学し、意見や感想を述べている。
- ・国内でFD関連ワークショップ・講習会等には、学長を始め関係教職員が積極的に参加している。

【国際交流】

- ・ハルビン医科大学第一臨床講座医学院と相互で視察訪問を重ね、平成17年4月に正式に「学術交流に関する協定」を締結した。

【文部省科学研究費および外部資金への応募】

教員の研究活動の活性化の一つとして、文部省科学研究費補助金への応募を積極的に薦めている。そのための準備の一つとして企画されたのが学内研究費奨励金制度で、

応募用紙は文部科学省のものと同様の書式にし、さらに長年採用を受けている教員による、この文部省科学研究費補助金応募用紙への記載方法の講習会を開催した。

【新潟医療福祉学会と学会誌】

学術委員会が関与している新潟医療福祉学会の学術集会に研究発表をすることと、同学会が発行している邦文（平成17年12月、第5巻、第1号発行）及び英文（平成17年12月第5巻、第1号発行）の学会誌に投稿するようにしている。

【その他】

- ・既に述べた「プロジェクト研究センター」設置や「学内研究奨励金制度」、及び「ランチオンセミナー」の試み等は、全て学内教員研究の活性化を意図したものである。
- ・ちなみに、文部科学省科学研究費の応募数と採択状況は平成15年度、応募17件中採択4件、平成16年度応募10件中採択3件、平成17年度応募12件中採択6件、総額3,680万円（内約金額合計）で、その他の外部資金の獲得数は平成15年6件、平成14年14件、平成17年13件で、総額2,290万円であった。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

- ・本学では、平成15年度より本学独自の教員評価の調査書を作成している。一つは教員の努力目標として作られた「教員審査基準表」であり、一つは昇給を願う者が自己申告するための「個人申請による評価調査票」である。この調査票は他大学の資料を参考に作成されたものである。その後、平成17年度に新しい人事制度として「業績評価の採用」と「任期制」の導入が総務会で承認された。
- ・「任期制」は「教授の任期を10年として再任を妨げず、助教授、講師5年及び助手3年で、再任は1度」とする。
- ・「業績調査」は、従来の「個人申請による評価調査書」を改訂して用いる。
- ・教員同士の評価体制は未だ作られていないが、学生による「授業評価」が実施されている。

(2) 5-4の自己評価

- ・開学早々に困難な個人評価に取り組んだことは評価できる。
- ・今後は、教員の評価には、研究評価と比較して教育評価が低い、と言う意見が多くこの点を含めた見直しが必要である。
- ・任期制については「教授の10年で再任を妨げない」という条件などが妥当なものか、検討が必要である。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・個人の評価はその方法に完璧なものが無く、全員が満足するものは容易には出来ない。試行錯誤しながらのことであろうが、給与にも関連するので、総務会で早急に見直しを加える。
- ・今後は「大学での個人評価」に加えて、「教員相互による評価」と「学生による評

価」の可能性を教育開発センターで情報収集の上、検討する。

[基準5の自己評価]

- ・ 本学の教員構成は、開学・設置から間もないこともあって、学部、研究科共に、設置基準を十分満たしている。しかし教育課程を遂行するための教員の確保及び適切な配置は、開学時から6年経過し、新たな見直しが生じてきている。特に兼任教員への依存や、授業時間の極端な偏りは、それぞれの理由を検証しながら、適正化を図る必要がある。
- ・ 教員の採用・昇任の方針については、学校教育法に準じて規程が定められ、その選考においても明確な規程に基づいて行われている。
- ・ 教員研究活動を支援する体制は、大学の義務である大学運営への参加も欠かせないことであり、こうした面からの支援にも配慮する必要があるろう。
TA等の活用は、研究科が設置されたばかりの本学ではこれからの課題である。
- ・ 教員の研究活動を活発化するために、研究資源の有効な配分は勿論、研究科を充実させ、FD活動を盛んにし、教員の評価体制を積極的に検討していく必要がある。

[基準5の改善・向上方策（将来計画）]

今後、教育課程を遂行させるための適切な教員配置のために、任期制について継続的な検討を行いつつ積極的に遂行し、合わせて現在まで施行してきた「個人評価」の改正使用に着手し「教員同士の評価」「学生による評価」について、その有効性や危険性を調査し、その採用に向かって大学全体で検討する。

基準 6. 職員

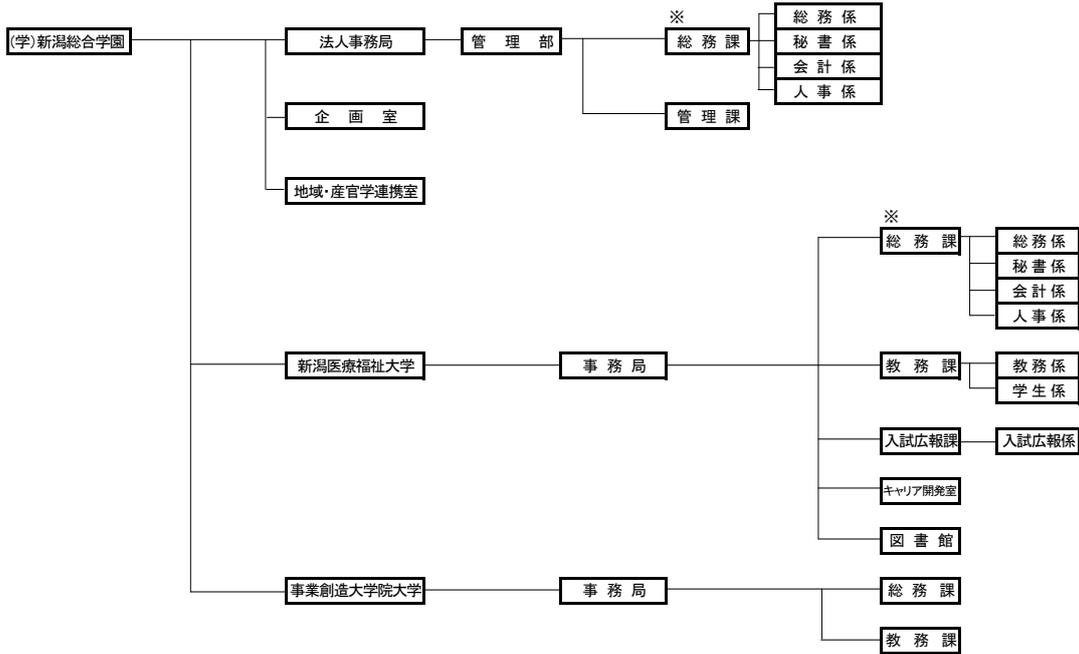
6-1. 職員の組織編制及び採用・昇任・異動の方針が明確にされ、かつ適切に運営されていること。

(1) 事実の説明(現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

- ・ 寄附行為第 43 条及び学則第 8 条の規程に基づき事務組織規程が制定されており、その規程に基づいて人員の配置が行われている。
- ・ それぞれの部署には業務の目的や内容に応じて必要とされる能力や資格、専門性、経験を考慮し、適切な職員の採用と配置を行っている。

図表 6-1-1 事務部門組織図



※法人事務局総務課と新潟医療福祉大学事務局総務課は兼務。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

- ・ 職員の採用・異動については、就業規則に規定されている。昇任、昇格については職員昇格選考規程、職能資格制度規程、人事考課規程で規定されている。
- ・ 異動等については開学後間もないこともあり、安定した業務遂行力の蓄積を優先している段階であり、定期的な異動を活発に行う段階には到っていない。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

- ・ 採用については就業規則に規定されているが、実際の運用としては、事務局長が各部課・各室の責任者（部課長、室長）から要員計画書を作成、提出してもらい、次年度の大学の状況、重点事項等を勘案し、採用方針案を策定し、理事長の承認を得る形で行っている。最終的には理事会の予算案審議の中で承認を得る手続きをとっている。
- ・ 採用にあたっては、派遣会社社員の採用や中途採用を行うなど機動的な採用を行っている。
- ・ 異動に関する詳細な規程は整備されていない。
- ・ 昇任については事務局長が職員職能資格制度による職能資格と総務課人事係による人事資料を基に、各部課室長の意見も参考にしながら、昇任案を作成し理事長が決定している。

(2) 6-1の自己評価

大学事務局、法人本部のそれぞれの組織が、責任と権限を明確にしながら業務の遂行に務めてはいるが、開学後間もないこともあり、また昨年7月に法人本部を設置して間もないこともあり、当面は業務と人員について継続的な検討が必要であると考えている。

また、現在の大学事務局業務には高度な専門性が求められていることから、一層の専門性と安定した業務遂行力が必要であると考えている。そのようなことから現在の所、定期的、積極的な異動については行っていない。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

事務局組織は急速な社会変化や高等教育を取り巻く環境の変化に敏速に対応できる必要がある。そのためには高度な専門性を蓄積することが必要である。一方で幅広い視野や柔軟な思考と対応力、情報収集力とその情報を基にした分析力、企画力がこれまで以上に必要になってくると考える。

そのようなことを考慮しながら、事務局組織の編成や法人本部との人事交流（人事異動）、採用や昇任に取り組んで行く。

そのためには、今後も引き続き人事考課制度と職員資格職能制度の適正な運用と活用を図っていきたい。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD等）の取組みが適切になされているか。

- ・ 職員の教育研修は OJT を中心に学内研修、学外研修によって行っている。
- ・ 各部課系の業務上必要なスキルについては、特に採用時に OJT による研修を行っている。
- ・ 所轄官庁の動向や大学を取り巻く学外情報については、部課室長会議（事務連絡会）で情報の共有を図っており、更に各部課室長から各部課室の職員に必要な応じて情報提供を行っている。
- ・ 学外研修については、文部科学省や日本私立大学協会その他団体が主催する業務上必要度の高い研修会に参加するようにしている。
- ・ 上記以外にも本法人独自の自己啓発制度として、資格取得奨励制度や語学研修援助制度を設けており、自己啓発にも力を入れている。

（２） 6－2 の自己評価

各課室係単位での業務に関する専門性の蓄積に現在力点を置いている。そのために必要な学外で開催される行政機関や各種団体の主催する研修等には積極的に参加するよう務めており、そこでの成果が業務に反映され、且つ生かされている。

又、専門性のみにとらわれず、幅広い知識や多様な資格取得を促す資格取得奨励制度や語学研修援助制度を本法人の研修制度として設けているが、十分に活用されているとはいえない。

（３） 6－2 の改善・向上方策（将来計画）

上記「6-2 の自己評価」の通り現段階の研修の主目的は、専門性の獲得に力を入れる段階であると認識している。そのために学外で行われる研修には引き続き積極的に参加するよう務めたい。

今後は、必要なスキルの明確化とそのための研修計画を作成することが必要であると考えている。

なお、本法人の研修制度である資格取得奨励制度、語学研修援助制度については職員へ再度説明し、活用を促したい。

6－3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

（１）事実の説明（現状）

6－3－① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

- ・ 学生の教育研究支援については、教務課、図書館、キャリア開発室を中心に取り組んでいる。
- ・ 教員の教育研究支援については上記に加え総務課、地域・産官学連携室を中心に全学的に取り組んでいる。
- ・ 図書館は、平日午前 9 時から午後 10 時まで、土曜は午前 9 時から午後 5 時まで開館しており、学生、教職員の教育研究活動に資するよう務めている。

- 平成 17 年度から研究推進機構を設けて、その下にプロジェクト研究センターを設置できるような仕組みを取り入れている。プロジェクト研究センターは時限的、機動的に設置出来るようになっており、また学外からの資金獲得も容易な仕組みにしている。研究推進機構を支援する事務組織としては現在地域・産官学連携室が担当している。
- 研究推進機構の下には「地域包括ケア研究センター」「介護予防研究センター」「転倒予防研究センター」の 3 研究センターが設置されており、活発な研究活動、社会活動をしている。なお、今年度更に設置される見通しである。

図表 6-2-1 大学事務局組織表



(2) 6-3の自己評価

学生の教育研究活動支援については、入学段階からのオリエンテーションから、修学支援、就職指導、国家試験受験対策、研究支援等について事務局教務課を中心にキャリア開発室、図書館が教員組織とともに行っており、効果的に機能している。

教員への支援については、現在総務課、図書館、地域・産官学連携室を中心に全学

的に取り組んでいるが、科学研究費申請支援や研究採択後の支援については一層の充実が必要であると考えている。

研究推進機構によるプロジェクト研究センターについては、昨年度から開始されたものではあるが、必要に応じて機動的に設置できることもあり、且つ学外の諸機関との連携や提携、更には研究費等の外部資金獲得にもつながり今後一層の展開が期待できると考えている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の科学研究費申請支援と研究採択後の支援については、今後支援体制の一層の強化が必要であると考えている。

現在は、研究費申請支援担当は他の業務との兼務であるが、専門性が必要な業務であるので、今後は研究費申請支援、採択後の支援業務の度合いを高めるべく組織の見直し、担当者の選任を行う。

[基準6の自己評価]

本法人、本学の組織規程に従って組織運営に必要な人員については配置されていると考えている。

職員の採用、昇任、異動については、詳細の規程が未整備な部分もあるが、適切に行われていると考えている。

職員の資質向上のための研修等の取組みについては、OJTを中心にしながら学外の研修会にも積極的に参加し適切に行われている。又、本法人の資格取得奨励制度、語学研修援助制度も設けられており、資質向上を支援する仕組みが出来ていると考えている。

教育研究を支援する体制としては、学生に向けては教務課、図書館、キャリア開発室が教員と共に適切に支援していると考えている。

教員に向けての支援については、科学研究費等の申請支援、研究採択後の支援により力を入れる必要があると考えている。

[基準6の改善・向上方針（将来計画）]

職員の資質向上という点では、当面は専門性の蓄積に力を入れる必要があると考えおり、そのためにはOJTによる研修とともに学外で開催される研修にも積極的に参加する。

職員の採用、昇任、異動に関する詳細規程の未整備な部分については、整備を行って行きたい。

研究支援という点では、科学研究費等の申請支援、採択後の支援に力を入れる必要がある。現在の兼務の状況については、より研究支援業務に傾注できるような人員配置とし、専門性の獲得にも力を入れて行く体制としたい。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、管理運営に関する方針が明確に定められているか。

- ・ 本学の目的は学則第 1 条に次のとおり規定されている。
「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。」
- ・ これを具現化するために、教育研究活動を担う大学の教学組織の最高審議機関として「総務会」が設置され、更に学部レベルの「教授会」が位置付けられており、経営方針を決定する理事会等の下で管理運営が行われている。

7-1-② 管理運営に関する方針に基づき、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

- ・ 理事 8 名は、教育界、経済界、医療関係、福祉関係、学長から選任されている。
- ・ 監事 2 名は、1 名は弁護士、1 名は税理士で学外の有識者である。
- ・ 何れも学外の有識者にも役員として加わって頂いており、方針決定に際しては意見が反映される体制になっている。
- ・ 開学時から、学校法人並びに大学の管理運営を円滑にするため、経営と教学の意思疎通を図り、また理事会の決定を確実に遂行する機関として学内連絡会が設置されている。学内連絡会は、月次で開催され、出席者は理事長、学長、副理事長、事務局長で、必要に応じて他の役員、学内教職員の出席も可能である。
- ・ 学内連絡会では、円滑な意思疎通がなされ、理事会での決定事項が確実に遂行できるよう機能している。

7-1-③ 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

- ・ 法人の役員は理事と監事からなる。
- ・ 理事及び監事の選任及び任期については、寄附行為第 6 条、第 7 条、第 8 条にそれぞれ規定されている。
- ・ 理事は定員が 8 名で現員も 8 名である。学内外の別は、学内理事 4 名、学外理事 4 名である。

- ・ 監事は、定員 2 名、現員も 2 名である。何れも学外の有識者であり、1 名は弁護士、1 名は税理士で監事としての見識と専門性を有している。
- ・ 理事の選任構成は、新潟医療福祉大学学長 1 名、本法人の大学院大学である事業創造大学院大学学長 1 名、評議員のうちから評議員会において選任した者 3 名、学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 名からなっている。
- ・ 理事会において理事総数の過半数をもって理事のうちから 1 名が理事長に選任され、理事長のみがこの法人の代表者であり、法人を総理する。
- ・ 監事は、この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- ・ 役員の任期は理事、監事ともに 2 年である。

(2) 7-1 の自己評価

理事会、評議員会では各界、各方面からの意見を十分に聞くことが出来るように、地域の政財界、保護者、及び学内の教職員からバランスを図りながら選任されている。

監事 2 名は、1 名が税理士、1 名が弁護士で、専門性と監事としての見識を具えた方を選任している。

理事、監事、評議員ともに欠員はない。

理事会で決定した事項については、理事である学長が必要な事項を総務会及び教授会で報告している。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理運営体制と教学組織の維持を基本とし、管理運営の責任者としての理事長と教学組織の責任者としての学長の指導の下で引き続き教育運営組織を充実させる。

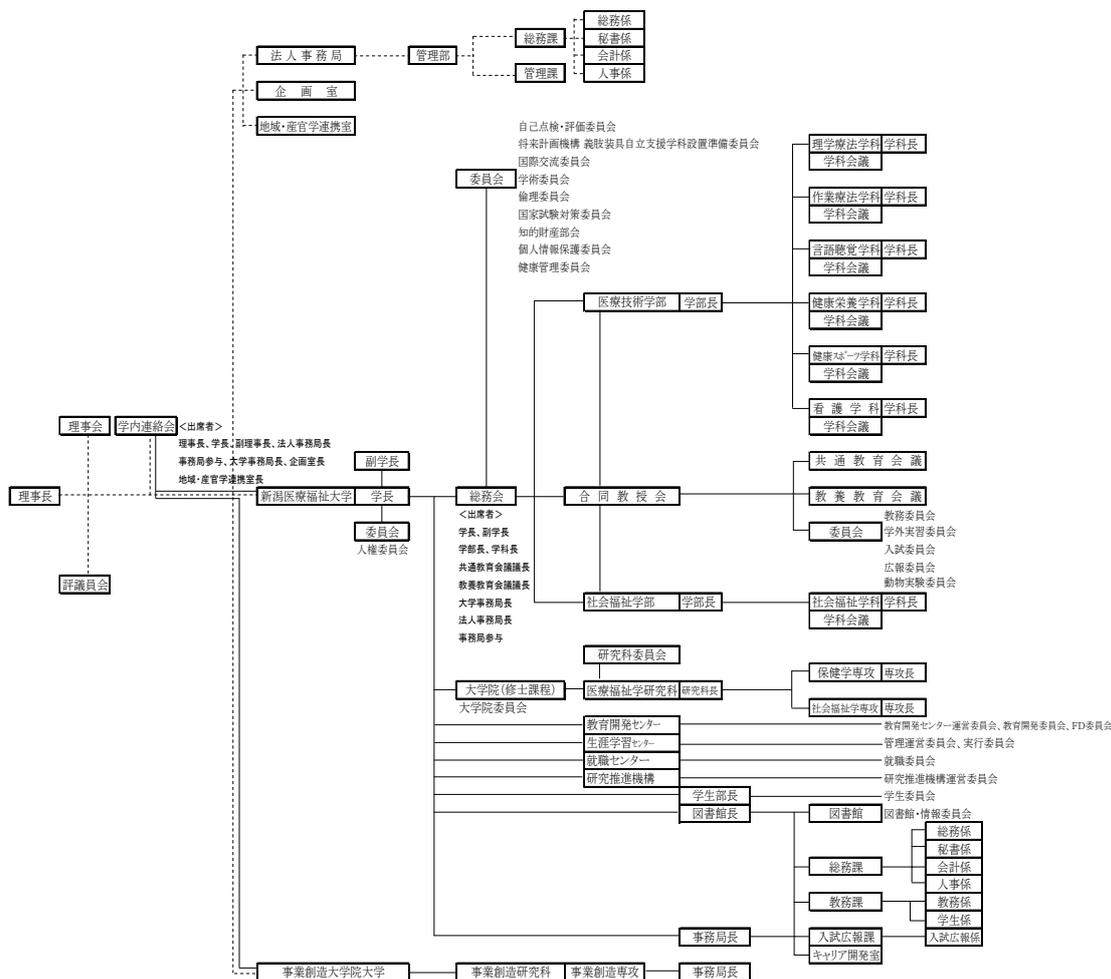
7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

- ・ 本学の組織には、法人組織と教学組織の管理運営を円滑ならしめるため、学内連絡会を設置している。経営と教学の意志疎通を図り、理事会に於ける円滑な意思決定を促進し、また理事会の決定を確実に迅速に遂行する機関として設置しているものである。
- ・ 学内連絡会の出席者は、理事長、学長、副理事長、法人事務局長、大学事務局長他で構成されており、月に 1 回開催している。

図表 7-1-1 法人・大学運営組織図



(2) 7-2の自己評価

学長は理事として理事会に出席しており、法人の意思決定に参画している。また、経営と教学の意思疎通を図り、理事会の意思決定した事項を确实迅速に遂行する機関として学内連絡会が設置、開催されており適切な連携がなされている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

理事会による意思決定とその決定事項を确实円滑に遂行する機関としての学内連絡会は、本学の運営上の特色であり開学以来行っているものである。現在のところ教学と経営の意思疎通という面も含め問題なく機能しており、今後も維持継続しながら更に教育研究体制を充実させる。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-1 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動

等の取組みがなされているか。

- ・ 自己点検・評価は平成 18 年度が初めての取組みになるが、開学時より「年報」を作成し、教育研究活動の成果を年度単位でまとめてきた実績がある。
- ・ 「年報」作成を通じてその年度の教育研究活動や成果を振り返り、検証し、更に次年度以降の取組みに反映させて来た。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

- ・ 自己点検・評価報告書については、学内教職員への配付、図書館等での学生への閲覧に限らず学外関係機関にも送付し公表する計画である。
- ・ 今次の自己点検・評価及び認証評価は初めての取組みであるが、その結果については自己点検・評価委員会を始め各種委員会等で引き続き点検・評価を行い大学運営に反映させる計画である。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価は平成 18 年度が初めての取組みであるので実績はないが、開学時より「年報」を作成し、当該年度の教育研究活動や成果を振り返り、検証し、更に次年度以降の取組みに反映させる取組みを行って来た実績がある。

但し、「年報」の学外への公開という点は十分ではなく、今後公開へ向けて積極的に取り組む必要がある。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書については、学外関係機関にも送付し、公表する計画である。

開学時より作成している「年報」は今後も継続して発行する計画であり、今次の自己点検・評価及び認証評価によって指摘された事項については「年報」の中で点検を継続する計画である。

なお、外部への公開については、今後定期的に作成される「年報」を関係教育機関、研究機関、行政機関へ配付すること等を通じて積極的に取り組んでいきたい。

[基準7の自己評価]

本学の管理運営体制については、学則の定めた目的を具現化するために適切に整備され、管理運営がなされていると考えている。

役員等の選任に関する規程も整備されており、且つ規程に従って適切に運用されている。また、役員の構成については、各界で活躍している方を選任しており、また学内外のバランスにおいても適切な構成になっていると考えている。

管理部門と教学部門の連携については、理事会への学長の出席や評議員として学内の教員が選任されていること。また、学内連絡会が機能していることもあって、適切

に行われていると考えている。

[基準7の改善・向上方針（将来計画）]

管理運営体制について、現状では規程に従って適切に運営されているが、引き続き常に点検評価しながら、教育運営組織としての充実に努めていきたい。

自己点検・評価等の結果についての公開と自己点検・評価後の運営への反映については、今年度初めての取組みとなるが、公開については、自己点検・評価報告書の学内外への配付等を通じて行って行く計画である。今後引き続き他の方法による公開についても検討し、制度化していきたい。

運営への反映については、引き続き自己点検・評価委員会が中心になり、担当が適当な他の委員会でも検討を続けていく計画である。

なお、今次の自己点検・評価、認証評価での課題については、次年度以降も年次で作成する「年報」の中で点検・評価し、検証していく計画である。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

- ・本学は、平成 13 年度に 2 学部 5 学科の構成により開学し、完成年度以降に大学院開設、学科の定員増、2 つの新学科増設等を行った。これらの実施は、少子化の進展する中、本学と同分野の保健医療福祉系他大学への競争力を高めること、多様化する学習者の需要への対応を図りつつ魅力ある大学造りを行う必要があること等から、既設学科との相乗効果をもたらす学科増設等が必要であるとの判断によるものである。
- ・現在、本学は、大学院 1 研究科、2 学部 7 学科を持つに至っており、「保健・医療・福祉の 3 分野を横断的に理解する教育の実施」といった本学の教育理念の具現化をより強固なものとする構成となっている。
- ・これら学科増設等の事業実施に伴い資金需要が生じたが、その財源は、自己資金の他、日本私立学校振興・共済事業団及び市中銀行からの借入金により賄われている。そのため借入金残高が増加したが、借入金は全て有形固定資産の取得に充当している。また、法人全体での負債率及び負債償還率が基準（文部科学省告示の「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」）の上限を超えることのないよう、借入及びその確実な返済を実施することとしている。
- ・本学単体の平成 17 年度における主な収入は、学生生徒等納付金であり帰属収入の約 9 割を占めており、次いで国からの経常費補助金、手数料となる。これまで学生確保がなされていることから収入面は安定した推移を示している。帰属収入合計は 24 億 1,881 万円であり、帰属収入から基本金組入額を控除した消費収入の部の合計は、14 億 1,149 万円であった。
- ・支出に関しては、人件費、教育研究経費、管理経費のいずれも学科増等により増加傾向にあるが、毎年予算編成時に前年実績額を参考に過大な支出増とならないよう予算管理に努めている。消費支出の部の合計は、21 億 5,749 万円であり、帰属収入合計との差額は 2 億 6,138 万円の収入超過である。消費収入の部の合計額と差し引きすると 7 億 4,600 万円の消費支出超過となる。この消費支出超過は、上述のとおり学科増設等に係る設備投資（基本金組入）等による。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

- ・会計処理は、学校法人会計基準及び当法人経理規程に基づいて適正に行われている。
また、当法人の監事のうち1名は税理士であることから、会計、税務の専門的な立場での監査を行う体制が出来ている。
- ・なお、本学内にて会計処理判断の難しい事例等が生じた場合は、当学校法人担当の監査法人の指導・助言を受けながら会計処理を行っている。

8-1-③ 会計監査等が適正におこなわれているか。

- ・当法人の公認会計士監査については、監査法人トーマツに委嘱しており、実地監査は6日間に亘り実施されている。本学は学年進行中より同社へ監査関係のアドバイスを依頼し、また文部科学省への大学院等設置認可申請を行う際の財産目録監査も委嘱している。
- ・こうした経緯もあり、従前より監査法人の指導を受けながら、学校法人会計に係る規定解釈が難しい事例等についても常に理解を高めるよう努めており、業務の適正化、効率化等を図っている。
- ・監事による内部監査については、本学での実地監査の他、監事自らが当法人担当の監査法人と連携しながら法人全体の決算を多面的に監査している。監事監査終了後に事業報告書と決算案を評議員会、理事会に提出、承認を受け、財務情報公開用の資料作成に備えている。

(2) 8-1の自己評価

- ・収支のバランスについては、開学後ほぼ計画通りの推移となっており、教育研究経費等の必要経費の確保もなされていると認識している。学科増設等に伴う資金調達には、日本私立学校振興・共済事業団よりの長期かつ低利の固定金利による借入であり、確実な返済を行うこととしているので特に問題ない。また、このような積極的な事業実施は、保健医療福祉分野の総合大学を目指す本学にとって時宜を得たものであると自負している。
- ・平成17年度の学科増設等による基本金組入措置に伴い、同年年度末に繰越消費支出超過が生じているが、学年進行中の学科等もあり収支は今後改善するため、特に問題ないと認識している。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・安定した学生確保が収支バランスの維持に繋がり、財務の健全性を保たせることとなる収入の面では学生確保に資する活動等を積極的に推進し、学生確保に最善の努

力を払う。

- ・教育研究の充実を図るため、教育研究経費など必要経費の確保を図りつつ、かつバランスの取れた財務状態を図れるよう、支出面の見直しを適宜行うものとする。特に、教員評価と人件費の関連、適正な各教員の担当授業時間数の設定、研究費の適正な配賦等の実施及び見直しを行いつつ、教育の質を高めるよう、教育研究に邁進する教員に対してはインセンティブを与える方策を導入していく。
- ・大きな資金需要を伴う事業実施の場合、単年度収支の悪化を招くことから、今後は中期的な時間軸に基づく計画にて、均衡の取れた予算措置を講じる必要がある。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

- ・学校法人会計基準に基づき作成される収支計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書を事務所に備え、学生及び保護者、卒業生、その他の利害関係者への請求に対応している。
- ・また、上記情報に対する閲覧請求者への閲覧と複写希望者への複写による情報提供に加え、保護者全員に当法人の運営状況と過去4年間の財務状況をまとめた冊子を作成し、送付している。

(2) 8-2の自己評価

- ・財務情報の公開については、本学の収入の大部分は学生生徒等納付金が占めることから、学生及び学費支払者である保護者には冊子を配布し、学内教職員には予算・決算書類を回覧するなど、必要な公開を行っている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・開示方法については、将来的には受験希望者等の本学への潜在的関係者を含む一般の人々への対応という観点から、電子媒体を利用した閲覧の方法についても今後の課題として検討し、財務情報の公開に努めていく必要がある。
- ・開示内容については、財務諸表の掲載のみならず、グラフ表示や用語解説を付す等、情報の受け手が理解し易いように改善を図ることとしたい。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

- ・寄付金収入の内訳は保護者会が中心であり、入学者及びその関係者からの募金活動は行っていない。経常経費補助金は平成17年度より補助対象となり収入に計上され

ているが、学年進行中の学科等もあり受入額の帰属収入に占める割合は1割にも満たない。

- ・ 事業収入は未だ僅かな額であるが、その内訳は地域、産官学連携等による外部資金の受入れ等であり、件数の増と共に毎年増額傾向にある。
- ・ 科学研究費補助金は申請数及び補助金受入額も増加してきている。

(2) 8-3の自己評価

- ・ 本学は地方都市に位置することからも、大学での教育研究活動が産官学連携、地域社会への貢献に繋がるよう努力すべきであり、社会貢献も大学の責務の一つであると認識している。その実現のため、学内に独立した「地域・産官学連携室」を設けるなど組織体制を整備している。
- ・ こうした取り組みは本学の研究促進にも資することから、積極的な展開を目指しており、今後は実績を積上げることにより、より多くの外部資金の獲得が可能と考える。
- ・ 科学研究費補助金については、本学は開学後間もないものの補助金受入額は増加してきており、今後の取り組み次第で更なる補助金獲得が期待出来る状況にある。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 完成年度後の平成17年度に初めて経常経費補助金を受けたが、本学内に補助金関係の獲得を中心に業務を行う部門が存在しないこと、特別補助金等の申請に精通していないこと等から、補助金獲得に向けた大学全体の組織的取り組みを図りたい。
- ・ また、科学研究費補助金の申請件数も少ないことから、教員のみではなく大学全体で申請をサポートし、申請件数の倍増を目指し採択率も向上するような制度設計、仕掛け作りに取り組むこととする。

[基準8の自己評価]

完成年度以降に、土地や建物の資産を取得し、ハード・ソフト両面での学生へのサービスの向上に努めてきたが、保健医療福祉分野の総合大学を目指す本学にとって、大学院の設置や、既存の学科群に相乗効果をもたらす学科等の増設を行うことは喫緊の課題の一つであった。こうした政策目標の実現化に伴い、一時的に多額の事業資金を必要とし、そのために借入金が増加したことから、財務に関する負債率の上昇、流動比率の低下等の一部財務比率の悪化が生じているが、学年進行中の学科が完成年度を迎える段階において、収支は均衡し安定した財政基盤を有することが可能である。

本学は開学後間もない大学であることもあり、外部資金の導入等は途上の段階にあ

る。しかし、その重要性は十分認識しており、本学の教育研究活動が社会に貢献し、その果実として外部資金の導入が図られるよう、引き続き大学全体で取り組むこととする。

〔基準 8 の改善・向上方策（将来計画）〕

教育事業内容の一層の充実を図るために必要な財政基盤の確立が求められる。今後も財務の健全性を図りつつ、かつ教育・研究並びに社会貢献の一層の充実を目指すこととし、これらの同時達成を実現する。

借入金の着実な返済の実施は当然のこと、総資産における現預金比率を高め、その他財務比率に関しては、本学と同系統の大学を経営する法人の全国平均値等をベンチマークとして安定した財務管理を行う。

また、学生生徒等納付金以外の外部資金の導入に積極的に取り組み、科学研究費補助金を始めとする各種補助金の獲得に努めることとし、大学全体で組織的に活動することとする。また、積極的な地域及び産官学連携を推進することにより、外部資金の獲得も図ることとする。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

（1）事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

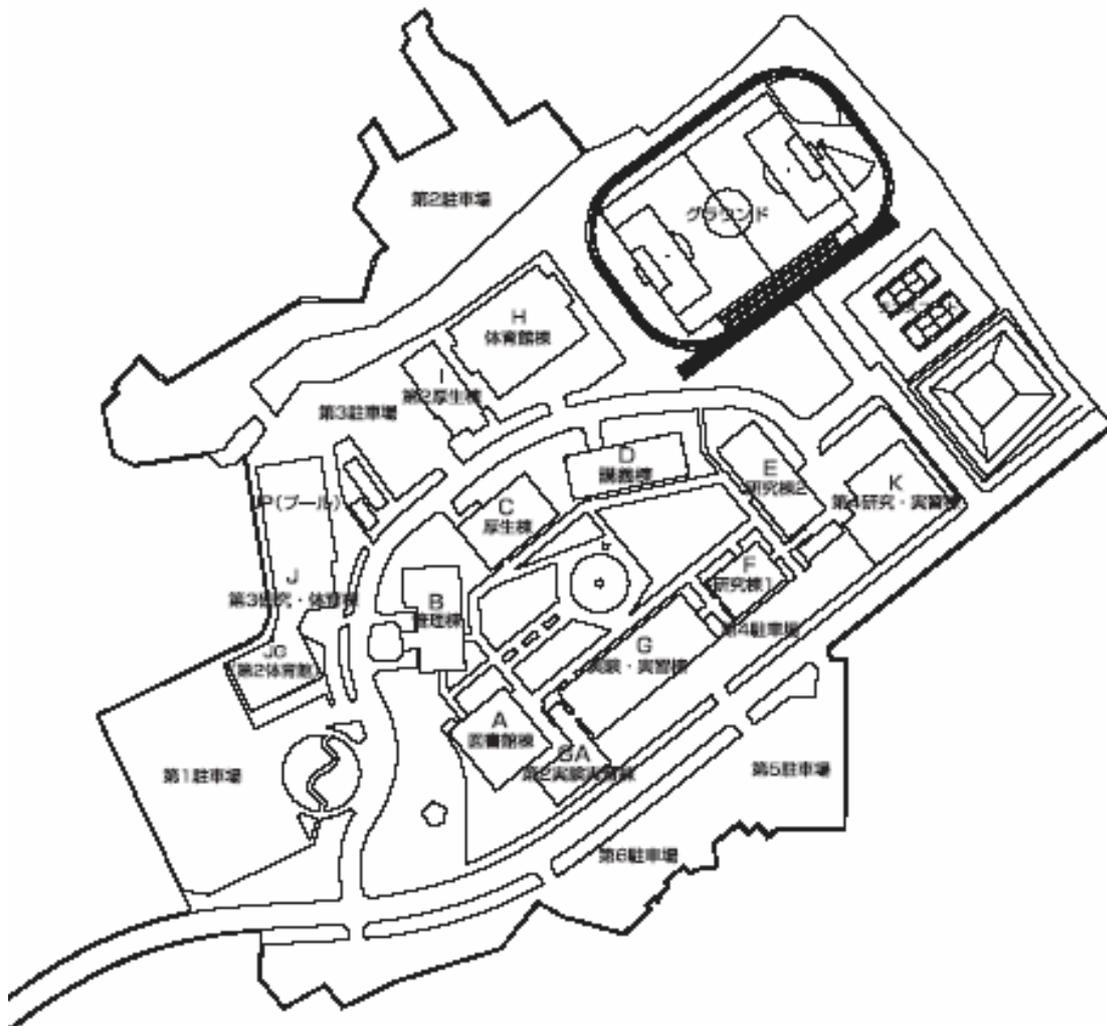
図表 9-1-1 本学の位置



交通案内

- ・ 新新バイパス「競馬場 I C」を降りて新潟競馬場方面へ進み、県道島見新発田線（398 号線）との交差点を右折、約 1.5 km 進行方向右手。
- ・ JR 新潟駅より白新線に乗り豊栄駅下車、スクールバスで約 20 分。
- ・ 万代シティバスセンターから「新潟医療福祉大学行き」乗車、「新潟医療福祉大学前」下車。または「太郎代浜行き」乗車、「新潟医療福祉大学入口」下車すぐ。

図表 9-1-2 本学校舎の配置



図表 9-1-3 大学設置基準との校地・校舎面積の比較

校地面積	設置基準上必要な校地面積	校舎面積	設置基準上必要な校舎面積
85,099 m ²	20,000 m ²	21,498 m ²	16,453 m ²

図表 9-1-4 実験実習室と主な設備

室名	主な設備
多目的ルーム	制御コンピュータ、プロジェクター、カラー液晶タッチパネル
共同実験室	超音波画像診断装置、ドラフトチャンバー、イオン交換・蒸留水
ADL 実習室	環境設定型セット、電動昇降式キッチン

運動療法実習室	多用途筋機能評価訓練装置、起立訓練ベッド、歩行訓練用階段
義肢装具学実習室	股離断義足、能動義手、プラスチックカッター
作業療法実習室	木工金工台、電動ろくろ、卓上織機、EMGフィードバック装置
言語実習室	鼻咽喉ファイバースコープ、コンビネーションカメラ、録音機材一式
聴覚実習室	オーディオメータ、人口肉耳マッピングシステム、補聴器特性検査装置
音声・音響学実習室	発声訓練装置、音響分析装置、呼吸発声機能測定装置
理化学・微生物実験室	DNA増幅器、ロータリーエバポレーター、低温フリーザー
生理学実習室	実体顕微鏡、生物顕微鏡、サーマルアイレコーダー、超低温フリーザー
生理学実習準備室	Power Lab、サイド実験台、生物顕微鏡
解剖学実習室	生物顕微鏡、人体標本模型、人体骨格模型
解剖学実習準備室	両袖机、ロッカー
臨床栄養実習室	調理台、耐薬品保管庫、エアロバイク、ベッド、人体模型、骨量測定器
精密機器室	ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ、原子吸光分光光度計
食品加工実習室	クリープメーター、微量高速遠心分離器、自動高圧滅菌器
実習食堂	適温カート、流し台
給食経営管理実習室	ガス回転釜、自動フライヤー、スチームコンベンションオーブン
調理実習室	調理台、電子天秤、食器戸棚、システムキッチン
栄養指導実習室	フードモデル、プロジェクター
栄養指導論研究実習室	流し台、薬品器具戸棚、体組成測定装置、パソコン
動物実験室	ラット流水洗浄ユニット、動物用トレッドミルマシーン
家政実習室	調理台、食器戸棚
介護実習室	電動リモートコントロールベッド、人体解剖模型、入浴介護モデル
入浴実習室	入浴装置、シャワーウィールチェア、洗濯乾燥機
母子看護学実習室	母性総合シミュレーター、分娩台、助産演習モデル、新生児処置台、
地域在宅看護学準備室	電動リモートコントロールベッド、乳児モデル、減塩調理食モデル
地域在宅看護学実習室	収納戸棚
基礎看護学実習室	万能型実習モデル、ハイローギャッジベッド、採血静注シミュレーター
看護学実習準備室	収納戸棚
成人・老年看護学実習室	生体シミュレーター、多機能心電計、酸素救急用蘇生器
情報処理室	コンピュータ、双方向画像転送装置、マルチメディアプロジェクター
MLL室	コンピュータ、LLブース、画像転送装置
モニター相談室	29型モニター
トレーニングセンター	トレッドミル、エアロバイク、ウェイトトレーニング機器
カウンセリング室	スタッキングテーブル、ソファ

- ・本学は、平成 13 年に図表 9-1-1 で示す位置に 76,333 m²の校地、10 棟延べ 18,368.63 m²（機械棟含む）の校舎を取得し開学した。完成年度後に行った既設学科の定員増や新学科ならびに大学院研究科の設置に伴い、新たに必要となる実習室や実験室、講義室などの施設設備を取得、それらとともに既存施設がより有効に使用できるようにするための改修工事などを行い施設の拡充に努めている。
- ・現在は図表 9-1-2 及び図表 9-1-3 の通りであり、設置基準に定められている必要面積を充足することはもとより、各学科が養成している専門職種の学校養成施設指定規則に定められている施設設備も完備している。
- ・図書館は 1,399 m²の面積に、約 4 万 5 千冊の図書、500 種類の定期刊行物、1 千点の視聴覚資料を所蔵し、2 千 5 百種類の電子ジャーナル、11 種類のデータベースの利用が可能となっている。パソコンを学内 LAN に接続し各種サービスを提供するとともに、情報コンセントを設置して学生全員が所持しているノートパソコンを接続できるようになっている。
- ・運動場は、全天候型トラックを備えたグラウンドとテニスコート 2 面がある。体育施設については、2 つの体育館と屋内プール及びトレーニングセンターがあり、運動場とともに各種授業や部活動で使用されている。
- ・高度情報化社会への対応として、情報処理教育の充実を図るため学内 LAN に接続されたデスクトップパソコン及びプリンターを備えた情報処理室があり、授業時間以外は学生が自由に利用できることとしている。また、情報処理教室としても利用できる MLL 教室があり、情報処理室同様、授業時間以外は学生に開放し、学内 LAN を利用した各種サービスを受けることが可能となっている。
- ・実践的な専門知識および技術を習得することを目的に、学部教育から各専門領域に必要となる研究機器を導入している。また、平成 17 年度での大学院修士課程開設にあたり、大学院教育に相応しい一層高度な研究機器を新たに追加、補充しており、現在、図表 9-1-4 に示した機器類等を使用して着実に教育、研究実績を積み上げている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

- ・施設設備は総務課が管理を行い、教員と連携しながら維持、改善に努めている。
- ・また、消防設備・電気設備・給排水衛生設備の保守・点検業務、警備業務や廃棄物処理など専門性が要求される業務は業者に委託することにより、確実な保守管理を

徹底し、教育研究活動を円滑に行える環境の保持に努めている。

(2) 9-1の自己評価

- ・校地・校舎はともに設置基準で求められている面積を満たしているが、学科増設等により学生数が年々増えている現状を考えると、学生食堂や休憩できる場所が不足しているという意見が出ている。
- ・開学後の校舎新築により駐車場用地が不足してきており、現在学年進行中の学科が完成年度を迎える前に完全に不足となる状態が予想される。
- ・図書館は蔵書の数だけを見ると必ずしも多いといえるものではないが、教育研究に直接役立つものが多く、また情報が新しいことからその内容は充実したものであるといえる。
- ・全学生がノートパソコンを所持しており、ところどころで利用している姿が見られるが、学内LANに接続できる手段が必ずしも充実しているとはいえない。
- ・機器類は、開学当初に導入したものが多く、入れ替え時期がまとまって到来する可能性が十分に考えられる。

(3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成19年度に義肢装具自立支援学科を開設する計画の中で、当該学科で必要となる実習室等の建設と併せて既設学科の学生も使える学生食堂ならびに無線LANを備えた学生サロンを建設することとなっている。これにより、現在の不満の解消や学内LANによるサービスの提供が向上できるものと考えられる。
- ・駐車場は、近隣の空き地を賃借し約400台分の駐車場として整備を開始した。
- ・賃借等により利用が見込めるまとまった空き地が近隣にあり、それらも含めた事業計画の立案が可能となったので、より一層の施設充実に努める。
- ・機器類を中心とした設備の老朽化や陳腐化に関して、計画的に入れ替え等行うことにより、財務の安定化をも考慮に入れた対応を行っていく必要がある。

9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

- ・平成 13 年度に開学した本学の建物は、昭和 56 年以降の建築基準法に基づく新耐震基準に適合した設計となっていることは当然であるが、建物の重要度を考慮して地震力算定の係数である標準せん断力係数を 0.25（一般の建物は 0.20）として設計されている。また、積載荷重については、教室設計用と事務所設計用を比較し、大きい数値を基に設計されている。
- ・学内の警備は、平日夜間及び休日に警備会社の警備員を駐在させ、巡回等行うとともに非常時の対応ができる体制をとっている。
- ・消防設備、電気設備、エレベータ設備など専門性が要求される業務はそれぞれ専門の業者に委託し、点検や監視を行い、必要な措置をとることで安全性は確保されている。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

- ・建物全てがバリアフリーとなっており、身体の不自由な方でも利用しやすいように配慮している。また、学生が車椅子等を利用した授業では構内全体を活用した実体験が行われている。
- ・図書館は平日午後 10 時まで、土曜日午後 5 時まで開館し、閲覧ならびに学習の場として提供されている。国家試験対策として問題集等を備えた部屋を教員研究室の近くに設置し、午後 10 時 30 分まで利用でき、教員への質問等も可能となっている。
- ・医療・保健・福祉の各専門職者の養成を行っている点をふまえて平成 17 年 4 月に教職員も含めた全面禁煙をはじめた。喫煙者に対する禁煙教育・支援を行い、教育的なねらいと学内全体における健康に成果を上げている。

(2) 9-2 の自己評価

- ・学内の施設等については、図書館を始めとする共通施設などについて、更なる拡充を求める声がある。こうした学生や教員の要望を聞きながら優先順位をつけて改善を図っていく必要がある。
- ・屋内プールならびに第 2 体育館が吊り天井となっており、最近の頻繁な地震の発生等を考慮した場合、万全を期して補強等の改修工事の実施を検討する必要がある。
- ・消防設備、電気設備、エレベータ設備などの保守はそれぞれ専門の業者に委託しているが、学内で詳しい知識を持った者がいないため、学内の教職員のみで対応が可能となるようノウハウを蓄積していく必要がある。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育研究目的を達成するために必要な施設設備、機器類等の充実を図るよう、教職員が連携を密にとりながら、学生のニーズを真摯に受け止めて対応していく。同様に教員が教育研究活動を快適に実施出来るよう、改善検討事項に優先度の高低をつけて高いものから順次対応していく。
- ・屋内プールならびに第2体育館の吊り天井については、斜材を追加することで強度を上げる工事が業者から提案され、予算を含めて検討しているところである。
- ・今後見込まれる学生数の増加をふまえると、キャンパスは拡大する必要があるが、現在の警備、防犯体制を基準としてレベル低下を招かないよう十分な検討を加えながら施設設備の充実に努める。

[基準9の自己評価]

- ・現在の状況だけで考えれば必要な教育研究環境は整備されているが、質及び量的には更なる充実を図っていく必要がある。最善を尽くすべく努力している中でも改善を求める声が上がることもあるため、そうした改善を求める声に対しては、教育研究環境の一層の整備を図るよう対応していく。
- ・学年進行中の学科や機器類の入れ替え等を考えると漸次不十分な点が現れてくるものと考えられ、事前の策を講じていく必要がある。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

- ・教育研究活動が快適に行われるよう、学生及び教職員が安心して活動出来ることを最優先に施設設備の管理・運営に取り組む。特に安全面に問題が生じた場合は、迅速に対応する。
- ・施設設備の拡充等には、共通使用される施設設備の充実が図られることを優先的に進めることとし、一部の学生等へのサービス提供に偏りが生じないように、学内の声を広く聞き取りながら、優先順位を設けて取り組む。
- ・施設の建設にあたっては、短期計画にとどまらず中・長期的視野から必要性を熟考し進めていく。
- ・既存の建物で今後必要となるであろうメンテナンスを考え、早めに実施計画を立案するとともに、その計画に基づいた財務的、会計的備えを行うように努める。

基準10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

- ・本学では地域を中心にした保健、医療、福祉分野の学際的な交流を目的とし、本学の卒業生をはじめとする地域の専門職者のリフレッシュ教育を目指して、「新潟医療福祉学会」を主導的に立ちあげ支援してきた。本学の各学科が持ち回りで主催して平成17年まで、本学を会場にして5回の学術集会を開催し、平均100名前後の参加があった。会員は現在202名で、そのうち学内教員会員が65%を占めている。

<参考1> 学会員(総計202名)の構成

本学教員	131名 (65%)
本学卒業生	38名 (19%)
関連病院スタッフ等	13名 (6%)
その他一般等	20名 (10%)

<参考2> 学会誌(和文誌・英文誌)の発行状況。

平成13年12月	新潟医療福祉学会誌	第1巻第1号	創刊号
	Niigata Journal of Health and Welfare Vol.1 No.1		
平成14年12月	新潟医療福祉学会誌	第2巻第1号	[特集 音楽療法]
	Niigata Journal of Health and Welfare Vol.2 No.1		
平成15年10月	新潟医療福祉学会誌	第3巻第1号	[特集 保健・医療・福祉の連携～地域リハビリテーションにおけるチームアプローチ]
	Niigata Journal of Health and Welfare Vol.3 No.1		
平成15年12月	新潟医療福祉学会誌	第3巻第2号	
平成16年11月	新潟医療福祉学会誌	第4巻第1号	
	Niigata Journal of Health and Welfare Vol.4 No.1		
平成17年3月	新潟医療福祉学会誌	第4巻第2号	
平成17年12月	新潟医療福祉学会誌	第5巻第1号	
	Niigata Journal of Health and Welfare Vol.5 No.1		

- ・大学全体としての組織的な市民公開講座は、平成16年度に1回行っている。
- ・研究センターが主催したセミナー等が平成17年度において合計3回行われており、いわゆる専門職者向けの研修会や学術的な内容の公開講座、セミナー等も開催されている。

<参考> 研究センターによるセミナー等の実績

- ・平成17年12月5日、6日 国際シンポジウム並びに講演会

「これからの高齢者ケアのあり方—どのような環境整備が求められているのか—」

・平成18年2月24日 国際シンポジウム

「高齢化社会における保健医療福祉のあり方」

以上、地域包括ケア研究センター主催

・平成18年3月25日 セミナー

「介護予防実践セミナー」

介護予防研究センター主催

- ・本学の教員はそれぞれが、各人の専攻分野で高度の専門的知識と技能を有している
ので、各種研修会の講師としてあるいは公的な協議団体や対策委員会等の役員や委員
として招聘される機会が多いが、本業に支障を来たさない程度で積極的に参加し
ている。
- ・施設開放としては図書館を地域開放している他、専門職団体の研修等に教室や実習
室等の開放を行っている。

<参考>図書館学外者登録数

	愛広会	卒業生	学会員	計
2002年度	13	—	8	21
2003年度	2	—	2	4
2004年度	1	—	2	3
2005年度	16	21	8	45
2006年度	12	28	7	47
計	44	49	27	120

(2) 10-1の自己評価

- ・本学では公開講座の開講を開学時からの目的の一つにしているが、必ずしもその目
的は果たされていない。学内の教育研究環境の整備が優先していた故もある。
但し、研究センターの発足により、いわゆる専門職者に向けたセミナーなどが開講
されるようになり、別の角度からの生涯学習への貢献の可能性が高まっている。
- ・施設開放については図書館を開放しているものの、利用者は限られた専門職者にと
どまり十分とは言い難い。運動施設については本学学生の部活動で飽和状態にあり、
地域に開放する余裕が無い状況である。

(3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・新たに生涯学習センター長（本学教員の兼任）が就任し、積極的な大学市民講座を
計画している。すでに平成18年度に入って地域公民館と提携し、第1回の生涯学習講

座を主催し、次回の計画案も提出されている。

- ・個人的な社会的参加を大学での組織的な構築の中で行うために、生涯学習センターの活動を大学全体で援助する。
- ・教員の研究内容を学内外に積極的に公表させ、総務会で取り上げ、生涯学習センターへ推薦し社会への提供を勧める。「ランチョンセミナー」での報告を利用する。
- ・研究センターによる成果発表や研究会等を積極的に公開形式で開催する。
- ・施設開放については、当面は専門職者（本学卒業生含む）の図書館の利用の向上を図る。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

- ・本学における共同研究・受託研究等は、少数・少額ながらも毎年実績がある。
- ・行政との連携活動として、転倒予防研究センターが転倒予防教室の開催を積極的に展開しており、その前身にあたる活動を含め多くの実績がある。また、介護予防研究センターは現在地域の多くの施設と共同で、介護予防事業の実践における効果測定等の共同事業を推進中である。
- ・本学では地域のいくつかのコンソーシアム組織に積極的に参加している。（例：新潟県医療・健康産業創造協議会、新潟医療関連産学連携交流会）
- ・本学では平成15年度より、新潟県大学連合知的財産本部（文科省知的財産本部整備事業。構成メンバーは新潟、長岡技科、上越教育、国際情報と本学の5大学）に参加し、知財活動についても取組んでいる。
- ・地域包括支援センターを中心とした連携の中から海外大学（University of Southern Queensland）との包括的な連携に関する覚書が締結され、今後の具体的な交流に向けての基礎が築かれている。
その他、教員個人や学科の活動を基礎として米国ハッサン大学とも同様な覚書が締結され、またハルビン医科大学との間では正式な交流協定が締結されるなど、海外大学との交流を進めている。

- ・教育においては、本学の性格上の必然ではあるが、学生の臨床・現場実習のため県内外の多数の施設・病院等と実習協定関係にあり、また定期的に臨床・現場指導者と本学教員との教育ミーティングが持たれている。
- ・教育・研究両面において、J1リーグに所属するアルビレックス新潟（プロサッカーチーム）との連携を図り、現在はサテライト、ジュニア層の選手に対する栄養指導を、教員の指導を受けながら本学学生が請け負っている。

（２）10－２の自己評価

- ・企業との共同研究等については、本学の特性上あまり件数が上がらないことは止むを得ない面もあると考える。また、地域の多くの病院・施設等との共同研究の推進には積極的なグループや学科がある一方で、まだ努力不足の学科等もあり今一步の感がある。
- ・教育関係での地域との連携については実習教育での連携にとどまっている状況にあり、さらに発展的に大学が地域の専門職者の生涯学習センターとして機能するべく努める必要がある。
- ・海外大学との連携については比較的順調に進んでいるものとする。今後の具体的な交流活動への展開と交流先の拡大が期待される。
- ・スポーツと栄養に関わる学科を有する本学にとって、プロスポーツチームとの連携は大きなメリットであり特色と成り得る。本県にはバスケットボールのプロチームもあることから、今後もそれらとの連携を強化することが重要である。

（３）10－２の改善・向上方策（将来計画）

- ・学外者との協同を評価・推進する仕組みづくりを進める。
- ・研究体制を個人研究からグループ研究（学際的研究など）へシフトさせるべく予算措置なども含めて推進することで、成果を発表することや成果を地域へ還元しやすい環境づくりを行う。

10－３．大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

（１）事実の説明（現状）

10－３－① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

- ・本学では開学間もなくから学生によるボランティア活動が充実しており、特に学生

ボランティアサークルである「レクア・コム」が教員の指導を受けながら、地域の公民館活動への参加を始めとして極めて多くの実績を有している。またこの活動は全国的にも評価され、活動の補助金を受けたり表彰を受けたりしている。

- ・教員及び学生が、地域コミュニティを考える団体である「北にいがた地域づくり学会（通称；はまなす学会）」に会頭、理事等の立場で参加し、地域住民とともに地域の様々な課題について協議するなどの活動を行っている。
- ・「障害を持つこどもの親の会「キッズ」と言う組織が本学食堂の運営に当っており、それに呼応した学生団体「キッズⅡ」が協同して食堂運営を支援し、また障害を持つ子供たちとの交流活動等に当っている。
- ・総合型スポーツクラブである「ハピスカとよさか（新潟市）」、「ウエルネス村上（村上市）」の運営に対して、複数の本学教員がアドバイザーボードとして、運営のあり方の研究を含め、参加している。

（２） ２－３の自己評価

- ・比較的狭い範囲の地域コミュニティにおける本学の関わりは相当に充実しているものと評価しており、今後も学生の活動を含めて積極的に推進して行きたい。
- ・しかしながら、新潟市等の一定の広がりを対象とした時には教員個々が審議会委員を務めるなどの関わりが主であり、当該地域に本学が明確に位置づけられているとはまだ言い難い状況にある。

（３） ２－３の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員や学生と市民が触れあうなど、本学が直接市民に対して露出する機会を設けるなど、まずは一般市民への認知度を高める。
- ・本学の得意とする分野の絞り込みを行い、そのことを行政、マスコミ等へ積極的にアピールする。

[基準10の自己評価]

- ・社会連携は建学の理念にも謳っているように、開学以来の活動の柱としている事項である。前述のように、特定の分野においては、開学後短時日であるにも係わらず、相当程度の実績を残しており評価に値するものとする。
- ・一方で、近年のプロパテントといった流れから見ると、いわゆる「大学の知」の社会還元についてはまだ不十分な点も多く、本学のような特性を有する大学として、

その社会還元の方法や志向と言った面での改善や全学的な取り組みも必要と思われる。

[基準10の改善・向上方策（将来計画）]

- 学際的な活動のあり方をより積極的に推進することで学外者との交流も自ずと増加するものと考えられ、また研究の成果等も学会発表で終わらせずに、必ず地域社会に還元させていくような取組みを促進する必要がある。
そのためには、啓蒙活動とともにそのような活動に対するインセンティブ（研究費の増額など）政策を併せて行っていく。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

- ・ 本学は、就業規則において「サービス及び規律」及び「勤務」についての規定を設け、教職員の行動の基準を明確にしている。
- ・ 平成 13 年 6 月から、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」及び「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を定め、学生には入学時のオリエンテーションで、教職員には合同教授会等の場で、セクシュアル・ハラスメント防止に対する啓発活動を実施している。
- ・ 平成 17 年 4 月に個人情報保護法が施行され、より一層の個人情報管理が求められるなか、本学も、個人情報保護法に対応した規程類を策定し、平成 17 年 9 月から運用している。
- ・ プライバシーポリシーをホームページに掲載している。また教職員に、「非開示誓約書」を提出させ、個人情報の紛失・漏洩防止の徹底を図っている。

[個人情報保護に関する規程]

1. 個人情報保護方針
2. 個人情報保護基本規程
3. 個人情報保護個別規程
 - 1) 個人情報保護組織規程
 - 2) 個人情報取扱規程
 - 3) 個人情報問合せ管理規程
 - 4) 個人情報保護教育規程
 - 5) 個人情報保護監査規程
 - 6) 個人情報安全対策措置規程
 - 7) 個人情報委託管理規程
 - 8) 個人情報保護文書管理規程
4. 実施要項(運用マニュアル)

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

- ・ 本学では倫理委員会を設け、本学の研究者及び大学院生から人間又は動物を直接

対象とした研究の実施計画が倫理委員会に提出され、この実施計画についての倫理上の審査を行っている。

- ・また、動物実験委員会では、「動物実験規則」や「動物実験指針」が規定され、これに基づき、動物実験上の倫理審査が行われている。動物実験に関しては、動物実験委員会で審査された結果について、さらに倫理委員会で審査する規定となっており、適切な運営がなされている。
- ・近年大学で大きな問題となっているセクシュアル・ハラスメントについては、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき、「セクシュアル・ハラスメント調査委員会委員候補者」を選出し、問題が生じたときに速やかに調査委員会が開催できるようにしている。また、「セクシュアル・ハラスメント相談員」を置いて、学生・教職員が気軽に相談しやすい環境を整えている。セクシュアル・ハラスメント相談員は、新学期時に全学生・教職員に相談員名簿にて公表、周知徹底される。
- ・人権委員会が中心となり、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」及び「セクシュアル・ハラスメント防止のリーフレット」が毎年作成され、全学生・教職員に配布すると同時に、食堂など目に付きやすい場所に配置されている。
- ・個人情報保護に関する規定については、「個人情報保護委員会」及び「個人情報保護組織」があり、その役割と責任が明確にされ、適切に運営されている。

(2) 11-1の自己評価

- ・社会的機関としての組織倫理に関する基本的な規定は整備されており、適切に運営されている。ただし、規程類については、急激に変化する社会環境にも柔軟に即応したものでなければならず、そのことについて常にチェックしていく必要がある。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを始めとする規定については、更に周知徹底する。
- ・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」については、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する項目が不足しているため、今後見直しをする。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明(現状)

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているこ

と。

- ・本学では、地震等の災害、実習時の事故等の危機管理体制を整備し、緊急時に迅速に対応できる体制となっている。また、夜間・休日・長期休業中の緊急連絡先の一覧表を作成し、緊急時の対応に備えている。
- ・本学では、自動体外式除細動器（AED）を学内に3台設置し、学生等の心肺蘇生に係わる緊急時の初動対応ができる体制を整備している。
- ・本学学生は全員、入学時に(財)日本国際教育支援協会運営の「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、授業、実習、課外活動時のけが等の偶発的の事故に備えている。
- ・本学では、「学生教育研究災害傷害保険」を補完する観点から、独自の「学生総合保障制度保険」を設け、24時間補償及び賠償責任事故が発生したときの補償を整備している。
- ・入試業務に関するミスが増加している昨今、本学では入試に対する危機管理体制として、下記の項目について特にチェック体制を確立している。
 1. 出願書類の処理業務は、チェックフローチャートを作成し、その手順どおり処理するよう担当者に徹底させている。
 2. 出願書類処理、受験者配布物作成、試験要項及び受験番号作成等については、二重三重のチェックを規定化し、実施している。
 3. 採点業務については、コンピュータプログラムを、教員及び事務職員等関係者が一体となり、準備段階でのチェック及び実際の採点後にもチェックを実施する規定を作成し、実際運用している。

(2) 11-2の自己評価

- ・基本的な危機管理体制は整備され、かつ適切に機能している。

(3) 11-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・災害時の危機管理は、全教職員への周知徹底をしていく。
- ・キャンパス・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントについては、防止のための学内研修会や外部講師による講演会の実施を計画し、さらなる啓発活動をしていく。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明(現状)

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

- ・本学では、広報委員会による広報誌「QOL サポーター新潟」を作成し、本学の研究・教育・課外活動等の近況を掲載し、学生、保護者、卒業生及び高校生に配布している。また、学術委員会による「新潟医療福祉学会誌」、学科の「卒業論文集」、国家試験対策委員会による「国家試験対策概要」を発行し、教育研究成果を学内外に広報活動を実施している。
- ・また、生涯学習センターでは、市民公開無料講座を開講した。
本学では、インターネットを通じての広報活動に力を入れている。特に学部・学科及び教員の紹介、クラブ活動報告、入試関連情報、大学院、研究センター等を中心に、ホームページの充実を進めている。今後海外からの留学生も予想されることから、英語版のサイトも開設した。

(2) 11-3の自己評価

- ・本学の教育研究成果の広報活動は、学内外への周知は基本的に十分に行なわれている。高校生に対しては、パンフレット、教員紹介一覧、就職実績パンフレット、各種リーフレットを作成し、広範囲に広報活動を行っている。
- ・広報物については、各委員会で年間計画を作成し、それに基づいて広報物を作成する。広報物ができた段階で、過大な表現でないかどうか、また個人情報保護や著作権の観点から問題がないか等のチェックを各委員会で確実に実施している。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・インターネット媒体の普及により、ホームページ等のメディアを通しての広報活動が今後ますます重要になってくると思われる。ホームページ上での、研究成果、パンフレット、海外向け英語版 HP の改良及び授業公開等の充実に取り組んでいく。

[基準 11 の自己評価]

社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされている。また、学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能している。大学の教育研究成果を公正かつ適切に広報活動する体制は、入試委員会、広報委員会及び学術委員会等で連携を密に図りながら広報物等を検討し、出来上がった広報物等については入試委員会、広報委員会及び学術委員会等でチェックを入れている。

[基準 11 の改善・向上方策(将来計画)]

組織倫理に関しては、基本的な規定は整備されているが、教職員間の共有化につ

いては不十分であるため、規程集の共有ファイル化等を図り、教職員の共通認識を高めていく。

学内外の危機管理に関しては、今までも海外旅行時には緊急連絡網を作成し、不測の事態が生じた場合は夜間でも長期休暇期間中でも、現地担当者と大学担当者との間で連絡が取れる体制になっているが、今後さらに海外実習や留学等で海外にて学ぶ学生が想定されることから、危機管理マニュアルの作成を含む危機管理システムの構築を図る。

公正かつ適切な広報活動に関しては、今後ますます個人情報保護や著作権等の法遵守が求められることから、学内外からの社会的信頼を失墜しないよう、広報物のチェック体制をより一層整備する。

特記事項

○新潟医療福祉大学の特色

わが国では少子高齢化にともない、これまで以上に医療福祉への期待が高まっている。それらの専門職には専門分野の知識技術だけではなく、状況を多面的に検証し、相対的な判断から適切な対策を選ぶための幅広い教養と関連他職種への理解が必要となる。これにより対象者の生活の質の向上が可能となる。

本学では教員と学生との緻密な交流と、大学教育に必要なリテラシーを得ることを目的として1年次前期にクラス制を基本とする少人数教育を基礎ゼミⅠという形で行っている。さらに医療技術学部理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚学科・健康栄養学科（管理栄養士を育成）、健康スポーツ学科、看護学科及び社会福祉学部社会福祉学科の7学科を有する利点を生かし、専門職間連携導入教育として1年次からチームワークの重要性を強調するために、7学科の学生の混成少人数グループによる基礎ゼミⅡを実施している。ここでは、7学科の学生による共同研究や地域での体験活動のまとめを行っている。より専門性を理解できるようになる4年次では、総合ゼミ（平成16年度より施行）として、各自の領域で専門職として他職種と連携しながら活動するという基本概念と実践方法を身につける教育課程を実施している。

この総合ゼミでは地域社会のニーズに応えることも視野に入れ、地域社会と大学とが関連を持ち、教員が社会活動を行う際に学生の参加を奨励し、学生による社会活動に対して教育支援を実施している。

さらにこの3つのゼミを基本として医療福祉基礎科目群をコア教育として全学科共通科目としている。これらを総合的・横断的に行ってQOLサポーターを育てていることが、本学の教育の特色である。

